

愛媛県地域防災計画

(風水害等対策編)

平成27年度修正

愛媛県防災会議

愛媛県地域防災計画

(風水害等対策編)

策定・修正履歴

| | | | |
|----------|----|----------|----|
| 昭和38年8月 | 策定 | 昭和60年2月 | 修正 |
| 昭和39年9月 | 修正 | 昭和61年12月 | 修正 |
| 昭和44年4月 | 修正 | 平成8年3月 | 修正 |
| 昭和45年10月 | 修正 | 平成15年9月 | 修正 |
| 昭和46年11月 | 修正 | 平成18年3月 | 修正 |
| 昭和47年11月 | 修正 | 平成23年1月 | 修正 |
| 昭和48年11月 | 修正 | 平成24年10月 | 修正 |
| 昭和50年1月 | 修正 | 平成26年3月 | 修正 |
| 昭和54年8月 | 修正 | 平成26年11月 | 修正 |
| 昭和56年9月 | 修正 | 平成27年8月 | 修正 |

愛媛県地域防災計画（風水害等対策編）目次

第1編 総論

| | |
|----------------------------|---|
| 第1章 計画の主旨 | 1 |
| 1-1-1 計画の目的 | |
| 1-1-2 計画の性格 | |
| 1-1-3 計画の構成 | |
| 1-1-4 基本方針 | |
| 第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 2 |
| 1-2-1 県 | |
| 1-2-2 市町 | |
| 1-2-3 関係機関 | |
| 1-2-4 県民・事業者 | |
| 第3章 愛媛県の地形・気象の概要 | 8 |
| 1-3-1 地形・地質 | |
| 1-3-2 気象 | |

第2編 災害予防対策

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 気象予警報等の伝達 | 10 |
| 2-1-1 定義 | |
| 2-1-2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統 | |
| 2-1-3 気象情報の種類及び伝達系統 | |
| 2-1-4 土砂災害警戒情報の発表・伝達 | |
| 2-1-5 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達 | |
| 2-1-6 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達 | |
| 2-1-7 伝達体制 | |
| 2-1-8 非常時の伝達体制 | |
| 2-1-9 観測資料の通報連絡 | |
| 第2章 防災思想・知識の普及 | 14 |
| 2-2-1 県の活動 | |
| 2-2-2 市町の活動 | |
| 2-2-3 関係機関の活動 | |
| 2-2-4 普及の際の留意点 | |
| 第3章 県民の防災対策 | 17 |
| 2-3-1 県民の果たすべき役割 | |
| 2-3-2 県、市町の活動 | |
| 第4章 自主防災組織の防災対策 | 19 |
| 2-4-1 自主防災組織の育成強化 | |
| 2-4-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割 | |
| 2-4-3 県、市町の活動 | |
| 2-4-4 自主防災組織と消防団等の連携 | |
| 2-4-5 事業所等における自主防災活動 | |
| 2-4-6 地域における自主防災活動の推進 | |
| 第5章 事業者の防災対策 | 24 |
| 2-5-1 事業者の果たすべき役割 | |
| 2-5-2 県、市町の活動 | |
| 第6章 ボランティアの防災対策 | 26 |
| 2-6-1 県の活動 | |
| 2-6-2 市町の活動 | |
| 2-6-3 県警察の活動 | |
| 2-6-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動 | |
| 2-6-5 ボランティアの果たすべき役割 | |
| 第7章 防災訓練の実施 | 28 |

| | | |
|-------------|-----------------------|-----------|
| 2-7-1 | 防災訓練の実施責務又は協力 | |
| 2-7-2 | 防災訓練の種別 | |
| 2-7-3 | 訓練の時期 | |
| 2-7-4 | 訓練の方法 | |
| 第8章 | 避難対策 | 30 |
| 2-8-1 | 避難場所及び避難所の指定 | |
| 2-8-2 | 避難路の指定 | |
| 2-8-3 | 住民等への周知のための措置 | |
| 2-8-4 | 避難所の設備及び資機材の配備 | |
| 2-8-5 | 市町等の避難計画 | |
| 第9章 | 緊急物資確保対策 | 35 |
| 2-9-1 | 食料及び生活必需品等の確保 | |
| 2-9-2 | 飲料水等の確保 | |
| 第10章 | 医療救護対策 | 38 |
| 2-10-1 | 実施方針 | |
| 2-10-2 | 災害医療コーディネータの設置 | |
| 2-10-3 | 初期医療体制 | |
| 2-10-4 | 後方医療機関 | |
| 2-10-5 | 広域的救護活動の調整 | |
| 2-10-6 | 広域医療搬送 | |
| 2-10-7 | 災害情報の収集・連絡体制の整備 | |
| 2-10-8 | 難病患者等の状況把握 | |
| 2-10-9 | 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備 | |
| 2-10-10 | 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施 | |
| 2-10-11 | 県民及び自主防災組織が実施すべき事項 | |
| 第11章 | 防疫・衛生体制の整備 | 44 |
| 2-11-1 | 実施体制 | |
| 2-11-2 | 県の活動 | |
| 2-11-3 | 市町の活動 | |
| 第12章 | 保健衛生活動体制の整備 | 45 |
| 2-12-1 | 情報収集体制の整備 | |
| 2-12-2 | 保健衛生活動に関する体制整備 | |
| 第13章 | 要配慮者の支援対策 | 46 |
| 2-13-1 | 県の活動 | |
| 2-13-2 | 市町の活動 | |
| 2-13-3 | 社会福祉施設等管理者の活動 | |
| 第14章 | 広域応援体制の整備 | 48 |
| 2-14-1 | 全県的な消防相互応援体制の整備 | |
| 2-14-2 | 全県的な防災相互応援体制の整備 | |
| 2-14-3 | 他県との広域応援体制の整備 | |
| 2-14-4 | 緊急消防援助隊の編成 | |
| 2-14-5 | 警察災害派遣隊の編成 | |
| 2-14-6 | 広域防災拠点の整備 | |
| 2-14-7 | 受援計画の策定・運用 | |
| 第15章 | 資材・機材等の点検整備 | 52 |
| 2-15-1 | 点検整備を要する資材・機材 | |
| 2-15-2 | 点検整備実施機関 | |
| 2-15-3 | 実施時期 | |
| 2-15-4 | 点検整備実施内容 | |
| 2-15-5 | 留意事項 | |
| 第16章 | 情報システムの整備 | 53 |
| 2-16-1 | 情報収集・連絡体制の整備 | |
| 2-16-2 | 通信施設の整備 | |
| 2-16-3 | 防災情報システムの拡充整備 | |
| 2-16-4 | ヘリコプターテレビ電送システム等の活用 | |
| 2-16-5 | 河川等情報システムの活用 | |

| | | |
|-------------|--------------------------------|-----------|
| 2-16-6 | 土砂災害情報相互通報システムの整備 | |
| 2-16-7 | 各種情報システムデータのバックアップ保管 | |
| 第17章 | 孤立地区対策 | 56 |
| 2-17-1 | 県の活動 | |
| 2-17-2 | 市町の活動 | |
| 第18章 | ライフライン災害予防対策 | 57 |
| 2-18-1 | 水道施設 | |
| 2-18-2 | 下水道施設 | |
| 2-18-3 | 工業用水道施設 | |
| 2-18-4 | 電力施設 | |
| 2-18-5 | ガス施設 | |
| 2-18-6 | 電信電話施設 | |
| 第19章 | 道路災害予防対策 | 61 |
| 2-19-1 | 防災点検等の実施 | |
| 2-19-2 | 道路施設の防災対策及び改良整備 | |
| 2-19-3 | 道路の冠水事故防止対策の実施 | |
| 2-19-4 | 道路通行規制等の実施 | |
| 2-19-5 | 道路施設の長寿命化対策 | |
| 2-19-6 | 交通管制施設及び交通管理体制の整備 | |
| 第20章 | 建築物災害予防対策 | 62 |
| 2-20-1 | 風水害に強いまちづくり | |
| 2-20-2 | 大火災に強いまちづくり | |
| 第21章 | 港湾・漁港災害予防対策 | 63 |
| 2-21-1 | 港湾 | |
| 2-21-2 | 漁港 | |
| 第22章 | 農地・農業用施設災害予防対策 | 64 |
| 2-22-1 | 農地 | |
| 2-22-2 | 農業用施設 | |
| 2-22-3 | 老朽ため池 | |
| 2-22-4 | 愛媛県農村災害支援協議会との協働活動 | |
| 第23章 | 文化財の災害予防対策 | 65 |
| 2-23-1 | 文化財の災害予防対策 | |
| 第24章 | 水害予防対策 | 66 |
| 2-24-1 | 治山 | |
| 2-24-2 | 治水 | |
| 2-24-3 | 砂防 | |
| 第25章 | 高潮災害予防対策 | 69 |
| 2-25-1 | 海岸保全 | |
| 第26章 | 地盤災害予防対策 | 70 |
| 2-26-1 | 地すべり等防止施設の整備 | |
| 2-26-2 | 農地保全 | |
| 2-26-3 | 治山 | |
| 第27章 | 海上災害予防対策 | 72 |
| 2-27-1 | 県、警察、市町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動 | |
| 2-27-2 | 各地区排出油等防除協議会の活動 | |
| 第28章 | 航空災害予防対策 | 73 |
| 2-28-1 | 防災体制の整備 | |
| 2-28-2 | 松山空港緊急時対応計画検討委員会の活動 | |
| 2-28-3 | 松山空港消火救難協力隊の活動 | |
| 2-28-4 | 防災訓練の実施 | |
| 第29章 | 鉄道施設災害予防対策 | 74 |
| 2-29-1 | 防災体制の確立 | |
| 2-29-2 | 施設等の整備 | |
| 2-29-3 | 異常気象時における運転の停止等 | |
| 第30章 | 危険物等災害予防対策 | 75 |
| 2-30-1 | 火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策 | |

| | | |
|-------------|--------------------|-----------|
| 2-30-2 | 毒物劇物の災害予防対策 | |
| 第31章 | 火災予防対策 | 76 |
| 2-31-1 | 消防職員、消防団員の教育・育成 | |
| 2-31-2 | 消防統計及び消防情報 | |
| 2-31-3 | 消防施設の拡充強化 | |
| 2-31-4 | 防火思想の普及 | |
| 2-31-5 | 火災予防 | |
| 2-31-6 | 火災予防査察 | |
| 2-31-7 | 消火活動 | |
| 2-31-8 | 災害防御の措置 | |
| 第32章 | 林野火災予防対策 | 78 |
| 2-32-1 | 林野火災消防計画の確立 | |
| 2-32-2 | 林野所有（管理）者の予防対策 | |
| 2-32-3 | 林野火災対策用資機材の整備 | |
| 2-32-4 | 空中消火体制の整備 | |
| 第33章 | 災害復旧・復興への備え | 79 |
| 2-33-1 | 平常時からの備え | |
| 2-33-2 | 複合災害への備え | |
| 2-33-3 | 災害廃棄物の発生への対応 | |
| 2-33-4 | 各種データの整備保全 | |
| 2-33-5 | 罹災証明書交付体制の整備 | |

第3編 災害応急対策

| | | |
|------------|-----------------|-----------|
| 第1章 | 応急措置の概要 | 80 |
| 3-1-1 | 県のとるべき措置 | |
| 3-1-2 | 市町のとるべき措置 | |
| 3-1-3 | 県民のとるべき措置 | |
| 3-1-4 | 関係機関のとるべき措置 | |
| 第2章 | 防災組織及び編成 | 82 |
| 3-2-1 | 県の防災組織 | |
| 3-2-2 | 市町の防災組織 | |
| 3-2-3 | 防災関係機関の防災組織 | |
| 第3章 | 通信連絡 | 86 |
| 3-3-1 | 通信連絡手段 | |
| 3-3-2 | 孤立地区との通信連絡 | |
| 第4章 | 災害情報の報告 | 88 |
| 3-4-1 | 情報活動の強化 | |
| 3-4-2 | 処理すべき情報の種類 | |
| 3-4-3 | 情報の収集 | |
| 3-4-4 | 情報の伝達 | |
| 3-4-5 | 報告及び要請事項の処理 | |
| 第5章 | 広報活動 | 93 |
| 3-5-1 | 県の活動 | |
| 3-5-2 | 市町の活動 | |
| 3-5-3 | 関係機関の活動 | |
| 3-5-4 | 県民が必要な情報を入手する方法 | |
| 3-5-5 | 広聴活動 | |
| 3-5-6 | 安否情報の提供 | |
| 第6章 | 避難活動 | 96 |
| 3-6-1 | 避難の準備情報、勧告及び指示 | |
| 3-6-2 | 避難の方法 | |
| 3-6-3 | 避難道路の確保 | |
| 3-6-4 | 避難所の設置及び避難生活 | |
| 3-6-5 | 避難所等への市町職員等の配置 | |
| 3-6-6 | 避難所における市町職員等の役割 | |

| | | |
|-------------|-------------------------|------------|
| 3-6-7 | 学校における災害応急対策 | |
| 3-6-8 | 避難状況の報告 | |
| 第7章 | 緊急輸送活動 | 103 |
| 3-7-1 | 実施機関 | |
| 3-7-2 | 県の活動 | |
| 3-7-3 | 従事命令等による輸送の確保 | |
| 3-7-4 | 市町及び関係機関の活動 | |
| 第8章 | 交通応急対策 | 108 |
| 3-8-1 | 陸上交通 | |
| 3-8-2 | 海上交通 | |
| 第9章 | 孤立地区に対する支援活動 | 112 |
| 3-9-1 | 県の活動 | |
| 3-9-2 | 市町の活動 | |
| 第10章 | 消防活動 | 113 |
| 3-10-1 | 消防活動の基本方針 | |
| 3-10-2 | 消防機関の活動 | |
| 3-10-3 | 消防活動の応援要請 | |
| 3-10-4 | 事業所の活動 | |
| 3-10-5 | 自主防災組織の活動 | |
| 3-10-6 | 県民の活動 | |
| 第11章 | 水防活動 | 116 |
| 3-11-1 | 水防組織 | |
| 3-11-2 | 水防危険箇所 | |
| 3-11-3 | 水防倉庫及び資器材 | |
| 3-11-4 | 水防活動 | |
| 3-11-5 | 水門等の操作及び通報 | |
| 第12章 | 人命救助活動 | 119 |
| 3-12-1 | 人命救助活動の基本方針 | |
| 3-12-2 | 県の活動 | |
| 3-12-3 | 県警察の活動 | |
| 3-12-4 | 市町の活動 | |
| 3-12-5 | 消防機関の活動 | |
| 3-12-6 | 自主防災組織の活動 | |
| 3-12-7 | 事業所の活動 | |
| 3-12-8 | 自衛隊の活動 | |
| 3-12-9 | 海上保安部の活動 | |
| 第13章 | 死体の捜索・処理・埋葬 | 122 |
| 3-13-1 | 県の活動 | |
| 3-13-2 | 市町の活動 | |
| 3-13-3 | 県警察の活動 | |
| 3-13-4 | 県民及び自主防災組織の活動 | |
| 第14章 | 食料及び生活必需品等の確保・供給 | 123 |
| 3-14-1 | 災害時における応急供給 | |
| 3-14-2 | 物資の輸送 | |
| 3-14-3 | 調達救援物資集積場所 | |
| 3-14-4 | 燃料の供給 | |
| 3-14-5 | 家畜飼料の供給 | |
| 第15章 | 飲料水の確保・供給 | 126 |
| 3-15-1 | 県の活動 | |
| 3-15-2 | 市町の活動 | |
| 3-15-3 | 県民及び自主防災組織の活動 | |
| 第16章 | 医療救護活動 | 127 |
| 3-16-1 | 医療救護活動の実施方針 | |
| 3-16-2 | 情報の収集・提供 | |
| 3-16-3 | 救護所等における活動 | |
| 3-16-4 | 県の活動 | |

| | | |
|-------------|---------------------------|------------|
| 3-16-5 | 災害医療コーディネータの活動 | |
| 3-16-6 | 被災地の市町の活動 | |
| 3-16-7 | 被災地外の市町の活動 | |
| 3-16-8 | 負傷者の搬送 | |
| 3-16-9 | 愛媛県医師会等の活動 | |
| 3-16-10 | 日本赤十字社愛媛県支部の活動 | |
| 3-16-11 | 公的医療機関・旧国立医療機関の活動 | |
| 3-16-12 | 県民及び自主防災組織の活動 | |
| 第17章 | 防疫・衛生活動 | 133 |
| 3-17-1 | 県の活動 | |
| 3-17-2 | 市町の活動 | |
| 3-17-3 | 県民の活動 | |
| 第18章 | 保健衛生活動 | 134 |
| 3-18-1 | 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化 | |
| 3-18-2 | 被災者等への保健衛生活動 | |
| 3-18-3 | 保健師等の応援・派遣受入 | |
| 第19章 | 食品衛生活動 | 135 |
| 3-19-1 | 県の活動 | |
| 3-19-2 | 市町の活動 | |
| 3-19-3 | 県民の活動 | |
| 第20章 | 廃棄物等の処理 | 136 |
| 3-20-1 | し尿処理・清掃活動体制の確保 | |
| 3-20-2 | 下水処理・し尿処理の実施 | |
| 3-20-3 | 生活系ごみ処理の実施 | |
| 3-20-4 | 災害廃棄物処理の実施 | |
| 第21章 | 障害物の除去 | 138 |
| 3-21-1 | 障害物等の除去 | |
| 第22章 | 動物の管理 | 139 |
| 3-22-1 | 県の活動 | |
| 3-22-2 | 市町の活動 | |
| 3-22-3 | 住民及び民間の活動 | |
| 3-22-4 | 死亡した獣畜及び家きんの処理 | |
| 第23章 | 応急住宅対策 | 141 |
| 3-23-1 | 県の活動 | |
| 3-23-2 | 市町の活動 | |
| 第24章 | 応急教育活動 | 144 |
| 3-24-1 | 応急教育計画 | |
| 3-24-2 | 学用品等の調達 | |
| 3-24-3 | 給食等の措置 | |
| 3-24-4 | 学校施設の一時使用の措置 | |
| 3-24-5 | 高等学校及び中等教育学校生徒の災害応急対策への協力 | |
| 第25章 | 要配慮者に対する支援活動 | 146 |
| 3-25-1 | 県の活動 | |
| 3-25-2 | 市町の活動 | |
| 第26章 | ボランティア等への支援 | 147 |
| 3-26-1 | 県の活動 | |
| 3-26-2 | 市町の活動 | |
| 第27章 | 応援協力活動 | 149 |
| 3-27-1 | 県の活動 | |
| 3-27-2 | 県警察の活動 | |
| 3-27-3 | 消防機関の活動 | |
| 3-27-4 | 市町の活動 | |
| 3-27-5 | 海上保安庁の支援 | |
| 3-27-6 | 応援要員の受入れ体制 | |
| 3-27-7 | 従事命令又は協力命令 | |
| 3-27-8 | 外国からの応援活動 | |

| | | |
|-------------|--------------------------|------------|
| 第28章 | 消防防災ヘリコプターによる支援活動 | 154 |
| 3-28-1 | 支援活動の種類 | |
| 3-28-2 | 緊急運航の要件 | |
| 3-28-3 | 緊急運航要請手続 | |
| 3-28-4 | 自主出動 | |
| 第29章 | 自衛隊の活動 | 155 |
| 3-29-1 | 自衛隊への災害派遣の要請 | |
| 3-29-2 | 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣) | |
| 3-29-3 | 自衛隊の救助活動の内容 | |
| 3-29-4 | 自衛隊の救護班の編成 | |
| 3-29-5 | 自衛隊との連絡体制 | |
| 3-29-6 | 災害派遣部隊の受入れ体制 | |
| 3-29-7 | 災害派遣部隊の撤収 | |
| 3-29-8 | 経費の負担区分 | |
| 第30章 | 公安警備活動 | 159 |
| 3-30-1 | 公安警備の内容 | |
| 3-30-2 | 公安警備部隊の編成 | |
| 3-30-3 | 警備体制 | |
| 3-30-4 | 警備措置 | |
| 第31章 | ライフラインの確保 | 161 |
| 3-31-1 | 水道施設 | |
| 3-31-2 | 下水道施設 | |
| 3-31-3 | 工業用水道施設 | |
| 3-31-4 | 電力施設 | |
| 3-31-5 | ガス施設 | |
| 3-31-6 | 電信電話施設 | |
| 第32章 | 郵便事業の運営維持 | 165 |
| 3-32-1 | 郵便物の送達の確保 | |
| 3-32-2 | 郵便局の窓口業務の維持 | |
| 第33章 | 豪雪災害防止活動 | 166 |
| 3-33-1 | 道路の除雪対策等 | |
| 3-33-2 | なだれ対策 | |
| 3-33-3 | 学校教育対策 | |
| 3-33-4 | 主要食料の確保 | |
| 3-33-5 | 生産物の搬出 | |
| 3-33-6 | 保健衛生及び医療措置 | |
| 3-33-7 | 他の機関に対する協力 | |
| 3-33-8 | 交通規制・緊急通行車両の通行確保 | |
| 第34章 | 海上災害応急活動 | 169 |
| 3-34-1 | 実施責任機関 | |
| 3-34-2 | 関係機関相互の通報連絡 | |
| 3-34-3 | 県の活動 | |
| 3-34-4 | 県警察の活動 | |
| 3-34-5 | 市町の活動 | |
| 3-34-6 | 四国地方整備局の活動 | |
| 3-34-7 | 海上保安部の活動 | |
| 3-34-8 | 関係団体・企業等の協力措置 | |
| 第35章 | 航空災害応急活動 | 173 |
| 3-35-1 | 大阪航空局(松山空港事務所)の活動 | |
| 3-35-2 | 県の活動 | |
| 3-35-3 | 市町の活動 | |
| 3-35-4 | 県警察の活動 | |
| 3-35-5 | 海上保安部等の活動 | |
| 3-35-6 | 協議会の活動 | |
| 第36章 | 鉄道施設災害の応急活動 | 175 |
| 3-36-1 | 災害対策本部等の設置 | |

| | | |
|-------------|--------------------|------------|
| 3-36-2 | 情報連絡体制の整備 | |
| 3-36-3 | 災害応急措置及び復旧対策 | |
| 3-36-4 | 旅客等への広報 | |
| 3-36-5 | 避難誘導 | |
| 第37章 | 危険物施設等の安全確保 | 176 |
| 3-37-1 | 火薬類の保安 | |
| 3-37-2 | 高圧ガスの保安 | |
| 3-37-3 | 石油類等の保安 | |
| 3-37-4 | 毒物劇物の保安 | |
| 第38章 | 大規模火災応急活動 | 178 |
| 3-38-1 | 県の活動 | |
| 3-38-2 | 市町の活動 | |
| 3-38-3 | 県警察の活動 | |
| 第39章 | 林野火災応急活動 | 179 |
| 3-39-1 | 県の活動 | |
| 3-39-2 | 市町の活動 | |
| 3-39-3 | 県警察の活動 | |

第4編 災害復旧・復興対策

| | | |
|------------|--------------------|------------|
| 第1章 | 公共施設災害復旧対策 | 180 |
| 4-1-1 | 被災施設の復旧等 | |
| 4-1-2 | 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進 | |
| 4-1-3 | 災害査定促進 | |
| 4-1-4 | 海上災害復旧・復興対策 | |
| 第2章 | 復興計画 | 183 |
| 4-2-1 | 復興計画の作成 | |
| 4-2-2 | 防災まちづくりを目指した復興 | |
| 4-2-3 | 復興財源の確保 | |
| 第3章 | 災害復旧資金 | 186 |
| 4-3-1 | 四国財務局（松山財務事務所）の活動 | |
| 4-3-2 | 日本銀行松山支店の活動 | |
| 4-3-3 | 災害復興住宅の建設 | |
| 4-3-4 | 中小企業を対象とした支援 | |
| 4-3-5 | 農林漁業者を対象とした支援 | |
| 第4章 | 被災者等に対する支援 | 189 |
| 4-4-1 | 要配慮者の支援 | |
| 4-4-2 | 義援物資、義援金の受入れ及び配分 | |
| 4-4-3 | 災害弔慰金等の支給 | |
| 4-4-4 | 被災者の経済的再建支援 | |
| 4-4-5 | 被災者の生活確保 | |
| 4-4-6 | 生活再建支援策等の広報 | |
| 4-4-7 | 地域経済の復興と発展のための支援 | |

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の主旨

1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、愛媛県の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1-1-2 計画の性格

この計画は、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに県民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の 4 編による。

- (1) 第 1 編 総論
この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第 2 編 災害予防対策
平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、県民生活の確保方策などの予防対策を示す。
- (3) 第 3 編 災害応急対策
災害が発生した場合の応急対策を示す。
- (4) 第 4 編 災害復旧復興対策
災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、愛媛県地域防災計画は、この「風水害等対策編」によるもののほか、地震災害、原子力災害に対応するため、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定める。

また、石油コンビナート災害に対応するため、別に「愛媛県石油コンビナート等防災計画」を定める。

1-1-4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づく

りを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1-2-1 県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1-2-2 市町

- (1) 市町地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び避難所の開

設

- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における市町有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1-2-3 関係機関

1 指定地方行政機関

- (1) 四国管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
 - イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事
 - ウ 管区内防災関係機関との連携に関する事
 - エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事
 - オ 警察通信の確保及び統制に関する事
 - カ 警報の伝達に関する事
- (2) 四国総合通信局
 - ア 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関する事
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関する事
 - ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関する事
 - エ 災害時における通信機器の供給の確保に関する事
 - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関する事
- (3) 四国財務局（松山財務事務所）
 - 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事
- (4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関する事
- (5) 愛媛労働局
 - ア 事業場に対する災害対策の周知指導に関する事
 - イ 事業場等の被災状況の把握に関する事
- (6) 中国四国農政局
 - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事
 - イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関する事
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事
 - エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事
 - オ 防災に関する情報の収集及び報告に関する事
 - カ 災害時の食料の供給に関する事
 - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関する事
 - ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関する事

- (9) 中国経済産業局
 - 電気の供給の確保に必要な指導に関する事
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - 電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関する事
 - (但し、今治市(平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域)、越智郡上島町に限る。)
- (11) 中国四国産業保安監督部(四国支部)
 - ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関する事
 - イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関する事
 - ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関する事
- (12) 四国地方整備局(松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所、野村ダム管理所、松山港湾・空港整備事務所)
 - 管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - ア 災害予防
 - (7) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (4) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (9) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 応急・復旧
 - (7) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (4) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (9) 所管施設の緊急点検の実施
 - (5) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (6) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関する事
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関する事
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関する事
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関する事
- (13) 四国運輸局(愛媛運輸支局)
 - ア 陸上輸送に関する事
 - (7) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関する事
 - (4) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関する事
 - イ 海上輸送に関する事
 - (7) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関する事
 - (4) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関する事
- (14) 大阪航空局(松山空港事務所)
 - ア 空港(航空通信、無線施設等を含む)及び航空機の保安に関する事
 - イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関する事
- (15) 大阪管区気象台(松山地方気象台)
 - ア 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関する事
 - イ 気象及び気象災害に関する啓蒙活動及び防災訓練に対する協力に関する事
 - ウ 異常な自然現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること
- (16) 第六管区海上保安本部(松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部)
 - ア 防災訓練に関する事
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関する事
 - ウ 調査研究に関する事
 - エ 警報等の伝達に関する事
 - オ 情報の収集に関する事
 - カ 海難救助等に関する事
 - キ 緊急輸送に関する事

- ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
 - ケ 流出油等の防除に関すること
 - コ 海上交通安全の確保に関すること
 - サ 警戒区域の設定に関すること
 - シ 治安の維持に関すること
 - ス 危険物の保安措置に関すること
 - セ 広報に関すること
 - ソ 海洋環境の汚染防止に関すること
- (17) 中国四国防衛局
災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

2 自衛隊（陸上自衛隊第14特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること
- (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること

3 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵便業務の運営の確保に関すること
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関すること
 - イ 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関すること
 - ウ 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあつ旋・指導に関すること
 - エ 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること
 - オ 各種金融措置の広報に関すること
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 県民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
- (6) 独立行政法人水資源機構（池田総合管理所）
機構ダム（新宮ダム、富郷ダム）の保全及び災害復旧に関すること
- (7) 本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ尾道管理センター、しまなみ今治管理センター）
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
- (8) 電源開発株式会社（西日本支店高松事務所）
電力施設の保全及び復旧に関すること
- (9) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

- ア 鉄道施設等の保全に関すること
- イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること
- エ 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
- (10) 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関すること
 - イ 災害時における通信の確保に関すること
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
- (11) 日本通運株式会社（松山支店、新居浜支店、今治支店、西予支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央店、松山店、宇和店、新居浜店、大洲店、今治店、東予店、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (12) 四国電力株式会社（松山支店、新居浜支店、宇和島支店）、中国電力株式会社（広島支社）
 - ア 電力施設等の保全に関すること
 - イ 電力供給の確保に関すること
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (13) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること
- (14) 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）
 - ア 災害時における医療班の派遣又は派遣準備に関すること
 - イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関すること
 - ウ 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること

4 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
 - ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
 - イ 災害時における旅客の安全確保に関すること
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
 - 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関すること
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティービー株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
- (5) 四国ガス株式会社
 - ア ガス施設等の保全に関すること
 - イ ガス供給の確保に関すること

- ウ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること
- (6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

5 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者

- (1) 土地改良区
 - 土地改良施設の整備及び保全に関すること
- (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - ア 共同利用施設等の保全に関すること
 - イ 被災組合員の援護に関すること
 - ウ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (3) 商工会議所、商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関すること
 - イ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (4) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること
- (5) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること
- (6) 愛媛県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること

1-2-4 県民・事業者

1 県民

- (1) 県民
 - ア 自助の実践に関すること
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需品の備蓄に関すること
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること
 - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること
 - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること
 - エ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関すること

2 事業者

- (1) 事業者
 - ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること
 - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること
 - ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること
 - エ 災害応急対策の実施に関すること
 - オ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関すること

第3章 愛媛県の地形・気象の概要

1-3-1 地形・地質

本県は、四国の北西部に位置し、四国中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海から豊後水道にまたがる約 1,700km の海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小の島々などによって形成されている。面積は約 5,678k m²で全都道府県の 25 位に位置している。

また、本県の地質は、阿波池田から伊予三島、西条、松山南方の砥部を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。

また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷銓緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布している。

1-3-2 気象

日本付近は、冬は北西季節風、夏は南東季節風が卓越するが、瀬戸内海地域は地理的条件からいずれの季節風にたいしても常に山の風下側にあたる。一般に山地の風下側の天気は風上側に較べて降水量は少なく、晴天・乾燥が現れやすい。

このようにして、愛媛県は概して降水量は少なく、晴天・乾燥・穏やかな気候であるが、地域によってかなり異なり、大きくは東予・中予地方（瀬戸内側）と南予地方（宇和海側）に分けられる。

1 気象要素別にみた愛媛県の特徴

- (1) 年平均気温は、瀬戸内海の島嶼部及び沿岸地方では 16℃前後で、内陸に入るに従い気温は下がり山間部では 12～15℃である。真夏日（最高気温が 30℃以上）の年間の日数は、平野部や盆地で多く、松山、宇和島では 50 日を越え、盆地にある大洲は 60 日に達する。一方、冬日（最低気温が 0℃未満）の年間の日数は沿岸部の新居浜、四国中央市三島、大洲市長浜で 10 日未満、その他は 10～20 日程度であるが、南予の西予市宇和、鬼北町近永では 50 日に迫り、山間部の久万では 90 日を越える。

- (2) 降水量は瀬戸内側で少ないのに対して宇和海側で多く山地ではさらに多くなる。年間降水量は今治で 1,200mm、新居浜・松山で 1,300mm、宇和島で 1,700mm、久万で 2,000mm 程度となっている。

月別の降水量でみると県内全般に 6 月、7 月及び 9 月に多く、梅雨と台風の影響を大きく受けているが、やはり宇和海側や山地で多い。冬期（12 月～2 月）は年間を通じて降水量は最も少ないが、南予の大洲～宇和島地区及び山間部では比較的多く 180～270mm である。これは主に北西の季節風に伴う降雪や降雨によるものである。

また、春から梅雨期にかけては瀬戸内海を中心に濃霧が発生する等、気象現象は複雑できわめて変化に富んでいる。

- (3) 風は地形の複雑な愛媛県では地域による差異が大きい。冬は季節風が卓越し、主風向はほぼ全域で西～北西である。特に瀬戸内海の島嶼部や沿岸地方では西よりの風が多く、風速は他の地域に較べてかなり強い。夏は沿岸部では海陸風が卓越するため風速は概して弱く、風向は海岸線の走行方向に左右されて地域差が大きい（海陸風は海岸線の走行方向と直角の方向に吹きやすい）。春及び秋は風向、風速ともに変動が大きい。

年間の日最大風速 10m/s 以上の日数は松山で 1.1 日であるが、宇和島では 33.7 日あり、冬期の 12 月から 3 月にかけて発現することが多い。その他、今治市大三島 23.0 日、大洲市長浜 16.4 日、新居浜 14.0 日等となっている。

宇和島市付近では、春から初夏にかけて低気圧の接近時に局地的に「わたくし風」と呼ばれる東よりの強風が吹き被害が発生することがある。

東予（特に宇摩地方）では、台風や低気圧が日本海を通過するときに「やまじ風」と呼ばれる南よりのおろし風が吹くことがあり（春と秋に多い）、時に農作物等に大きな被害を及ぼす。

晴天時の強風として、秋から初冬にかけて肱川河口付近で吹く「肱川あらし」がある。これは大洲盆地と伊予灘で大きな気温差を生ずることによって吹く風で、地形による収束の効果が加わった南よりの（川筋に沿った）強風である。早朝から昼ころにかけて強く、霧を伴うことが多い。

- (4) 松山における平年の初雪は12月18日、終雪は2月27日、宇和島では初雪が12月17日、終雪は2月27日である。年間の積雪日数は松山で2.9日、宇和島で5.9日である。愛媛県での多雪地は東予・中予の山間部及び南予、なかでも中予の山間部が積雪日数、積雪量ともに最も多い。

気圧配置別に愛媛県の雪の特徴をみると、冬型の気圧配置による積雪は中予の山間部から南予にかけて多いが、2月～3月ころ四国の南岸を低気圧が通るときの積雪は東予から中予の平野部で多くなり、中予山間部や南予の一部、さらに島嶼部におよぶこともある。なお、松山での積雪の深さの最大値は、34 cm（1907年2月11日）となっている。

- (5) 県内の霧は、春から梅雨期にかけては瀬戸内海沿岸で発生（移流霧）が多く、秋から初冬にかけては内陸や盆地で発生（放射霧）が多い。濃霧が発生すると見通しがきかないため交通機関、なかでも航空機や船舶の運航の障害になる。特に瀬戸内海域での海難事故は霧が原因である場合が多い。

- ※資料 1 愛媛県の地質概要（資料編1-5）
2 愛媛県的主要な気象災害（資料編1-2）

第2編 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1章 気象予警報等の伝達

【消防防災安全課、防災危機管理課、河川課、砂防課、松山地方気象台】

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、愛媛県地域防災計画地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

2-1-1 定義

1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。

4 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

5 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、県と松山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表するものをいう。

6 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

7 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

8 水位情報

水位情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、避難判断水位

(特別警戒水位)に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

9 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

10 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、市町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

2-1-2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が県内に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、資料編「松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準」のとおりである。

2 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を東予（東予東部・東予西部）・中予・南予（南予北部・南予南部）の区域及び沿岸の海域に細分して発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部 ～ 今治市、上島町の地域

中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

なお、大雨、洪水、高潮の警報・注意報は、各市町を対象区域として発表する。

3 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統」のとおりである。

2-1-3 気象情報の種類及び伝達系統

1 気象情報の種類

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ・ 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- ・ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ・ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ・ 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
- ・ 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。
- ・ 記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
- ・ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起または解説するためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、^{※1}記録的短時間大雨情報、^{※2}竜巻注意情報などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一報として発表する。具体的には、100mm以上の1時間雨量を観測または解析した場合に発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

2-1-4 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する60分間積算雨量と土壌雨量指数が土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予想された場合に、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

60分間積算雨量と土壌雨量指数が発表基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

2-1-5 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報並びに水位情報の発表及び伝達系統は、愛媛県水防計画の定めるところによる。

2-1-6 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、次のいずれかの場合に行う。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。
伝達は、第2編第30章火災予防対策による。

2 火災警報

市町長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、市町地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

2-1-7 伝達体制

県、市町及びその他の防災関係機関は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、このため伝達体制を確立しておく。

県及び市町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート、インターネット（ホームページ、SNS等）、登録制メール、IP告知システム、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

- (1) 松山地方気象台は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を発表し、又は切り替え、解除した場合は、法令及び特別警報・警報・注意報伝達系統に基づき、速やかに関係機関に伝達する。
- (2) 県は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）等により、市町及び県出先機関へ伝達する。
- (3) 市町は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段については、市町地域防災計画で定めておく。
- (4) 市町は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- (5) 放送機関は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努める。
- (6) その他の防災関係機関にあつては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関に対し、速やかに伝達し、周知徹底を図る。
- (7) 県、市町、その他の防災関係機関は、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

2-1-8 非常時の伝達体制

- (1) 防災関係機関は、松山地方気象台との専用通信回線又は公衆通信回線が途絶するなど松山地方気象台と連絡がとれなくなった場合には、連絡員を派遣するなど予警報の受信の確保に努める。
- (2) 県から市町等への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、市町等の最寄りの無線局等を通じ非常通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。
- (3) 市町においても住民等への通常の伝達系統が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努める。

2-1-9 観測資料の通報連絡

- (1) 県に所属する雨量・水位・高潮の観測点の観測結果は、必要に応じ、松山地方気象台に通報する。
- (2) 気象台に所属する県内の観測点の観測結果は、松山地方気象台に集め、必要に応じ、県に通報する。
- (3) 国土交通省に所属する県内の観測点の雨量、水位の観測結果は、それぞれの国土交通省事務所より必要に応じ松山地方気象台及び県に通報する。
- (4) 鉄道・電力関係の雨量、水位等の観測結果については、鉄道関係は、松山保線区を通じ、電力関係は、四国電力松山支店及び住友共同電力を通じて、必要に応じて松山地方気象台並びに県に通報する。

- ※資料
- | | | |
|---|----------------------------------|----------|
| 1 | 松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 | (資料編2-1) |
| 2 | 特別警報・警報・注意報の伝達系統 | (資料編2-2) |
| 3 | J-ALERTシステムの概要 | (資料編5-5) |

第2章 防災思想・知識の普及

【私学文書課、消防防災安全課、防災危機管理課、産業政策課、建築住宅課、生涯学習課、保健体育課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、県、市町及び関係機関は、県民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。県、市町及び関係機関は、各所属職員のほか、県民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

防災条例第23条及び第34条

2-2-1 県の活動

防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

1 県職員に対する教育

県職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

防災条例第34条

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 県地域防災計画と防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 自主防災組織の育成強化対策
- (8) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、市町教育委員会及び県立学校長に対し、県職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎的知識を修得させるとともに、風水害等発生時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校、中等教育学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

3 県民に対する防災知識の普及

県は、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町及び大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (ロ) 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- (ハ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (ニ) 高潮危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (ホ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ヘ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (ヘ) 応急手当等看護に関する知識
- (ケ) 避難生活に関する知識
- (コ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (ク) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ク) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ス) 防災士の活動等に関する知識
- (セ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ロ) 映画、資料映像等の利用
- (ハ) 講演会、講習会の実施
- (ニ) 防災訓練の実施
- (ホ) インターネット（ホームページ）の活用
- (ヘ) 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じた啓発

県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

防災条例第9条第1項、第23条
第2項及び第46条

県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

県は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

2-2-2 市町の活動

市町は、職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、住民自らが生命、身体及び財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図る。

啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

防災条例第23条第1項、第24条第1項及び第2項

2-2-3 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

防災条例第23条

2-2-4 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である

(2) 災害教訓の伝承

県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

※資料 愛媛県防災対策基本条例（資料編2-2-1）

第3章 県民の防災対策 【防災危機管理課】

災害による被害を軽減するためには、県民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識をもち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、県及び市町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

2-3-1 県民の果たすべき役割

県民は、災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族との連絡方法を確認する。
- (3) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。
- (4) 家屋の補強を行う。
- (5) 家具の固定等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (6) 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。) また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (9) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (10) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (11) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施する。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (5) 自力による生活手段の確保を行う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2-3-2 県、市町の活動

防災条例第4条、第7条及び第8条

防災条例第9条から第12条まで

防災条例第4条、第35条及び第36条

1 防災意識の啓発

市町は、県民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に協力する。

防災条例第 23 条

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、県民に提供する。

防災条例第 24 条第 1 項

※資料 愛媛県防災対策基本条例（資料編 2 2 - 1）

第4章 自主防災組織の防災対策 【防災危機管理課】

災害による被害を軽減するためには、県民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、県及び市町は、自主防災組織の育成強化に努め、県民による自発的な防災活動を促進する。

防災条例第25条

2-4-1 自主防災組織の育成強化

県民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

防災条例第25条

このため、県及び市町は、自主防災組織の結成を積極的に促進し、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動のほか、指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

2 組織づくり

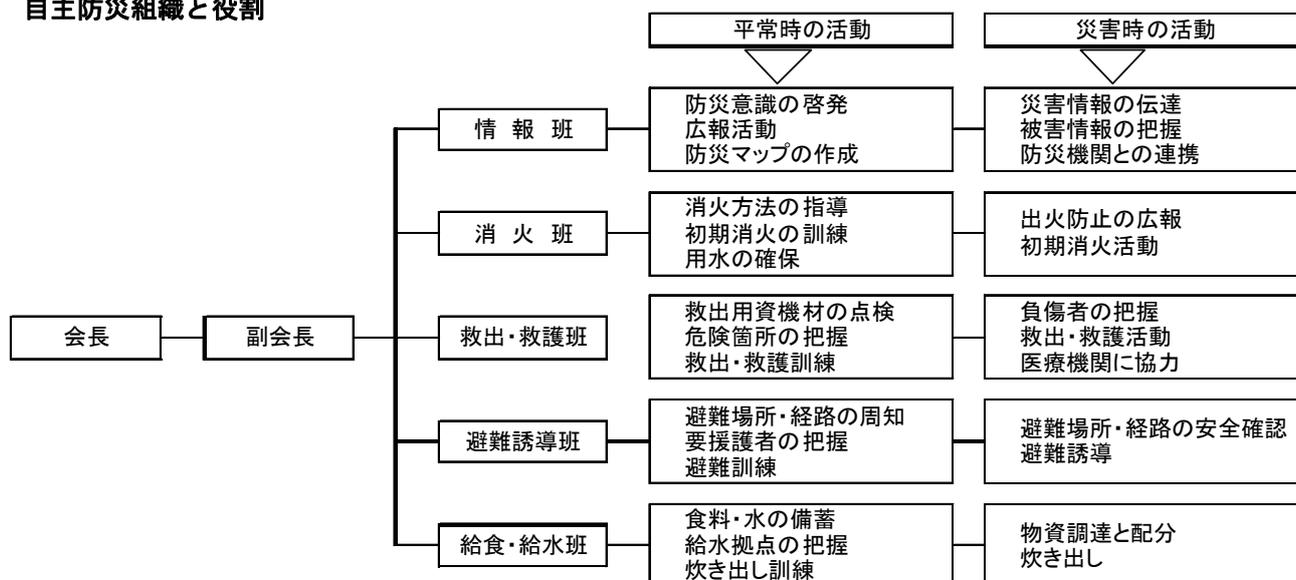
既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

防災条例第13条及び第26条

- (1) 町内会長、自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。
- (2) 町内会、自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- (4) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- (5) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割



2-4-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、県や市町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- 主な啓発事項：
- ① 平常時における防災対策
 - ② 災害時の心得
 - ③ 自主防災組織が活動すべき内容
 - ④ 自主防災組織の構成員の役割等

2 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

防災条例第 5 条、第 18 条及び第 37 条

防災条例第 13 条及び第 15 条から第 16 条まで

防災条例第 14 条

防災条例第 16 条

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳
- (3) 人材台帳

5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市町等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

防災条例第 15 条及び第 18 条

7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

防災条例第 18 条

8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関の連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

防災条例第 18 条

9 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、市町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

防災条例第 16 条

10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

防災条例第 17 条

2-4-3 県、市町の活動

1 自主防災組織づくりの推進

市町は、自主防災組織づくりを推進する。県は、市町に積極的に協力する。

防災条例第 25 条第 1 項、第 2 項

2 自主防災に関する意識の高揚

県及び市町は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

防災条例第 23 条第 1 項

また、消防学校及び市町消防機関は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

3 組織活動の促進

市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

防災条例第 26 条

2-4-4 自主防災組織と消防団等の連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

2-4-5 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動

県内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

防災条例第 19 条及び第 21 条

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第 15 条の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市町長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- (2) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設

の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

- (3) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

2-4-6 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町に提案する。

市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市町は、必要があると認めるときは市町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市町地域防災計画において、当該市町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

- ※資料
- | | | |
|---|------------------|-----------|
| 1 | 自主防災組織の現況 | (資料編18-1) |
| 2 | 婦人・少年・幼年消防クラブの状況 | (資料編18-2) |
| 3 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編22-1) |

第5章 事業者の防災対策

【消防防災安全課、防災危機管理課、産業政策課、経営支援課、技術企画室】

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び市町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

2-5-1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (9) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

2-5-2 県、市町の活動

防災条例第6条

防災条例第19条から第22条まで

防災条例第38条及び第39条

1 防災意識の啓発

市町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に協力する。

また、県及び市町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

このほか、県は、消防学校において事業者の自衛消防隊員を対象とした防災教育を推進する。

防災条例第 23 条

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

防災条例第 24 条第 1 項

- ※資料
- 1 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (資料編 1 2 - 1 1)
 - 2 災害時における被災者への支援活動に関する協定 (資料編 1 2 - 1 2)
 - 3 愛媛県防災対策基本条例 (資料編 2 2 - 1)

第6章 ボランティアの防災対策

【保健福祉課、県警本部、日本赤十字社】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア、コーディネーター等の養成や地域のボランティア団体、NPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

防災条例第26条及び第32条

2-6-1 県の活動

1 ボランティアセンターへの支援

県は、愛媛県社会福祉協議会と連携し、同協議会が行うボランティアセンター運営のため、次の支援等を行う。

防災条例第26条及び第32条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、県民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2-6-2 市町の活動

1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市町は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

防災条例第26条及び第32条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアの斡旋等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市町は、災害に備えて避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策

等についても、配慮する。

2-6-3 県警察の活動

県警察は、市町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備等に関し助成その他の支援を行う。

2-6-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動や救援物資の搬出入・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社・赤新月社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素から防災ボランティアを養成、登録する。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第15条第2項に基づき、県、市町、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

2-6-5 ボランティアの果たすべき役割

1 ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

- ※資料
- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | ボランティアセンター事業概念図 | (資料編18-3) |
| 2 | ボランティア等の応援活動 | (資料編18-4) |
| 3 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編22-1) |

第7章 防災訓練の実施

【消防防災安全課、防災危機管理課、河川課、県警本部、海上保安部】

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、県又は市町の地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

2-7-1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 災害予防責任者は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

防災条例第9条第1項及び第15条

2-7-2 防災訓練の種別

| 訓練の種別 | 時期 | 内 容 | 参加機関 |
|------------------|-----|--|---------------------------|
| 総合防災訓練 | 年1回 | 風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練 | 関係防災機関（市町地域住民を含む） |
| 県・市町災害対策本部合同運営訓練 | 年1回 | 南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練 | 県、市町、防災関係機関 |
| 広域消防訓練 | 随時 | 大規模な火災を想定しての応援、消火訓練 | 関係市町消防職団員 |
| 通信連絡訓練 | 〃 | 予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練 | 県、県警、市町、自衛隊及び関係機関 |
| 非常参集訓練 | 〃 | 災害関係課、災害担当者の非常招集 | 県、県警、市町 |
| 水防訓練 | 〃 | 各種水防工法の実施訓練 | 国、県、市町等 |
| 水防演習 | 4年毎 | 各種水防工法、救助活動等の実施訓練 | 国、県、県警、市町、自衛隊、消防機関、防災関係機関 |
| 教養訓練 | 随時 | 防災活動上必要な教養訓練 | 県、県警、市町 |
| 消防団教養訓練 | 〃 | 一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技 | 消防団初任者、現任者、幹部 |
| | 〃 | ポンプ操法、予防、火災防防御 | 消防団 |
| 危険物等防災訓練 | 〃 | 危険物、高圧ガス等、災害防止訓練 | 県、県警、消防機関、関係事業所 |

| | | | |
|-------------|---|---------------------------------|-----------------------------|
| 毒物劇物等事故処理訓練 | 〃 | 塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練 | 県、県警、消防機関、関係製造所、関係運送業者 |
| 避難訓練 | 〃 | 市町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練 | 市町、学校、事業所 |
| 海上保安訓練 | 〃 | 海上保安庁防災業務計画による関係機関による救難訓練 | 海上保安庁、県、県警、自衛隊、漁業関係者、防災関係機関 |

2-7-3 訓練の時期

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

2-7-4 訓練の方法

訓練実施各機関は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果ある方法で訓練を行う。

また、県においては、他県との応援協定に基づく合同訓練の実施に努めるとともに、県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため、特に必要と認めるときは、当該訓練実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

なお、訓練の実施にあたっては、広報に努め、住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

- ※資料 1 市町消防の現況 (資料編 4-1)
2 愛媛県防災対策基本条例 (資料編 2-2-1)

第8章 避難対策 【防災危機管理課】

防災条例第 27 条及び第 28 条

市町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、市町は、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、避難所、避難路を指定するとともに避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。

特に市町は、避難勧告、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める避難準備情報を提供するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

なお、市町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2-8-1 避難場所及び避難所の指定

市町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定める。

市町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

また、市町はこれらの避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (1) 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分

への避難経路を有するものであること。

- (4) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者 1 名につき 0.5 m²以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は 1 名につき 2 m²以上を目安とする。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に収容できること。

2-8-2 避難路の指定

市町は、避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

2-8-3 住民等への周知のための措置

市町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

2-8-4 避難所の設備及び資機材の配備

市町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設便所
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品等

防災条例第28条

2-8-5 市町等の避難計画

1 市町の避難計画

市町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。また、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるものとする。

- (1) 避難準備情報、勧告又は指示を行う客観的基準及び伝達方法
- (2) 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中の秩序保持
 - イ 避難民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整

備

- (8) 不特定多数の人が利用する地下街・地下道・地下駐車場など地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害及び地域
洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定
- (2) 避難対象区域
災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難勧告等の客観的な発令基準
 - ア 住民が避難所等への避難を完了するまでの時間を把握
 - イ 避難すべき区域ごとに避難準備情報、避難勧告、避難指示の客観的発令基準を策定
 - ウ 国又は県に避難勧告等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定
- (4) 避難勧告等の伝達方法
 - ア 災害ごとの避難勧告等の伝達文を設定
 - イ 伝達方法、伝達先を設定
- (5) その他留意すべき災害特性
 - ア 想定される災害の特性（危険性）の周知
 - イ 災害時の状況等に応じ、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきこと

3 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

4 避難所運営マニュアルの策定

市町は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

- ※資料 1 都市公園現況表 (資料編 1 2 - 7)
- 2 愛媛県防災対策基本条例 (資料編 2 2 - 1)

第9章 緊急物資確保対策

【交通対策課、防災危機管理課、環境政策課、経営支援課、農産園芸課、四国経済産業局、中国四国農政局松山地域センター】

県、市町等の各機関は、災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、県、市町は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

防災条例第 29 条及び第 30 条

2-9-1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

1 四国経済産業局

- (1) 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供
- (2) 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等との調整及び情報提供

2 中国四国農政局

応急用食料・物資の供給が行えるように各関係機関との連絡体制を構築する。

3 県の活動

- (1) 大規模災害発生時、市町が行う被災者援護等を支援するための緊急援護物資の備蓄
- (2) 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量の定期的な調査
- (3) 県内における緊急物資調達計画の策定
- (4) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結の促進
- (5) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (6) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (7) 市町が行う緊急物資備蓄の推進
- (8) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (9) 家庭内備蓄等の促進
- (10) 緊急援護物資の輸送手段の確保
- (11) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠

- 点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制を整備
- (12) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制を整備
- (13) 県は、多種・多様な企業・団体との災害時応援協定の締結の促進に努める。

4 市町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

5 県民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (4) 緊急物資の共同備蓄の推進

2-9-2 飲料水等の確保

1 県の活動

- (1) 民間企業との協定の締結等により、飲料水の確保に努める。
- (2) 県民及び市町が実施する水の確保対策の啓発を行う。

2 市町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 県民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - イ 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ

め検討しておく。

ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

| | | | |
|-----|----|-----------------------------------|---------------|
| ※資料 | 1 | 緊急援護物資 | (資料編10-1) |
| | 2 | 緊急援護物資管理及び輸送体制 | (資料編10-2) |
| | 3 | 市町備蓄物資一覧表 | (資料編10-3) |
| | 4 | 米穀の調達に関する協定書 | (資料編10-5) |
| | 5 | 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 | (資料編10-6) |
| | 6 | 災害時における生活必需物資の調達に関する協定 | (資料編10-8、9) |
| | 7 | 災害時における物資供給に関する協定書 | (資料編10-10) |
| | 8 | 災害時における食料(パン)の調達に関する協定 | (資料編10-11) |
| | 9 | 災害時における応急生活物資の供給及び帰宅困難者への支援に関する協定 | (資料編10-12) |
| | 10 | 災害時における救援物資提供に関する協定書 | (資料編10-16) |
| | 11 | 災害時における物資の調達に関する協定 | (資料編10-14、20) |
| | 12 | 災害時における物資の保管等に関する協定 | (資料編11-30) |
| | 13 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編22-1) |

第10章 医療救護対策

【医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、県立病院課、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、公益社団法人愛媛県接骨師会】

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

2-10-1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市町が行う。被災地の市町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市町を応援・補完する立場から、市町から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、県民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は、発生する恐れがあるときは、県は、市町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 県及び市町は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2-10-2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、避難所における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
 - ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平時時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について予め検討を行う。

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

| 区 分 | 二次医療圏等 | 病院区分 | 設 置 病 院 名 |
|---------------|--------|------------|----------------------------|
| 統括コーディネータ | 全 県 | 災害基幹拠点病院 | 県立中央病院 |
| 災害拠点病院コーディネータ | 宇 摩 | 災害（基幹）拠点病院 | 公立学校共済組合四国中央病院 |
| | 新居浜・西条 | | 県立新居浜病院 |
| | 今 治 | | 県立今治病院 |
| | 松 山 | | 県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院 |
| | 八幡浜・大洲 | | 市立八幡浜総合病院 |
| | 宇 和 島 | | 市立宇和島病院 |
| 公立病院コーディネータ | 新居浜・西条 | 公立病院 | 西条市立周桑病院 |
| | 松 山 | | 久万高原町立病院 |
| | 八幡浜・大洲 | | 市立大洲病院、西予市立宇和病院 |
| | 宇 和 島 | | 鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院 |

2-10-3 初期医療体制

1 市町地域防災計画への記載事項等

市町は、地震発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、市町地域防災計画に次の事項を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、予め検討を行い、初期医療体制を確立する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

防災条例第 31 条第 1 項

2 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、県医師会等と災害時の医療救護活動について協定を締結する。

- (1) 救護班の種類
 - ア 県立病院の職員による救護班
 - イ 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
 - ウ 愛媛県医師会会員による救護班
 - エ 愛媛県歯科医師会会員による救護班
 - オ 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院（以下「旧国立医療機関」という。）の職員による救護班
 - カ 公的医療機関の職員による救護班
- (2) 救護班の編成

救護班の編成単位は、概ね医師 1～2 名、保健師、看護師 4～5 名、事務職員（自動車運転手を含む。） 1～2 名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、概ね歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務職員 1 名とする。

防災条例第 31 条第 2 項

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

2-10-4 後方医療機関

1 救護病院等

- (1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定する。なお、救護病院として全ての病院を選定し、救護診療所は、旧町村の区域で病院がなく、かつ公立の診療所がある場合に1箇所程度選定する。
- (2) 県は、救護病院等の収容可能患者数をあらかじめ把握する。
- (3) 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。
- (4) 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。
- (5) 救護病院等は、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性向上に配慮するとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- (6) 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

2 災害（基幹）拠点病院

- (1) 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1箇所（松山圏域にあつては2箇所）指定する。災害拠点病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班を派遣し、地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有する。
- (2) 県は、災害基幹拠点病院を県内に1箇所指定する。災害基幹拠点病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。そのため、県及び統括コーディネータと一体となり、災害拠点病院と連携し、県全体の医療救護の調整を行い、実施するものとする。
- (3) 災害（基幹）拠点病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。
- (4) 災害（基幹）拠点病院は、災害発生時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。
- (5) 災害（基幹）拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基

づく治療順位の決定)・タッグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。

- (6) 災害(基幹)拠点病院は、平常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。
- (7) 災害(基幹)拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (8) 災害(基幹)拠点病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。
- (9) 災害(基幹)拠点病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
- (10) 県は、災害(基幹)拠点病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。

| 区 分 | 二次医療圏等 | 病 院 名 |
|--------------|--------|---------------------|
| 災害基幹 拠点病院 | 全 県 | 県立中央病院 |
| 災害拠点 病院 | 宇 摩 | 公立学校共済組合四国中央病院 |
| | 新居浜・西条 | 県立新居浜病院 |
| | 今 治 | 県立今治病院 |
| | 松 山 | 松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院 |
| | 八幡浜・大洲 | 市立八幡浜総合病院 |
| | 宇 和 島 | 市立宇和島病院 |

3 三次救急医療施設

- (1) 三次救急医療施設は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設のライフライン維持機能の強化を図り、医薬品等医療資機材の備蓄に努める。
- (2) 災害時に多発する外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実を図る。

| 区 分 | 病 院 名 |
|--------------|---------------------|
| 三次救急 医療施設 | 東予救命救急センター(県立新居浜病院) |
| | 県立中央病院救命救急センター |
| | 南予救命救急センター(市立宇和島病院) |
| | 愛媛大学医学部附属病院 |

2-10-5 広域的救護活動の調整

- (1) 県は災害医療コーディネータとともに、市町の行う医療救護活動の総合調整のほか、市町だけでは対応が困難な場合の応援・補完を行うため、広域的な救護班の派遣、災害派遣医療チーム(DMAT)の派

遣、医薬品、医療機材の搬送、重症・重篤患者の受入れを調整し、医師等の医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処する。

- (2) 県は、独自に十分な医療活動が実施できない場合は、他県や国に対し、救護班や災害医療派遣チーム（DMA T）等の派遣及び傷病者の受入れを要請するとともに、他県等からの派遣の受入れを調整する。
- (3) 保健所は災害医療コーディネータとともに、被災地域において、医療救護活動に必要な情報を収集・提供し、県、市町、関係団体等との連携を図りながら、被災者に対する健康管理、防疫活動等の総合的な調整を行う。
- (4) 県は、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、国に対し災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請するとともに、受入れ、派遣を調整する。

2-10-6 広域医療搬送

県は、被災地域内で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行う広域医療搬送の円滑かつ迅速な実施に向け、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）の設置場所や運営方針、協力・連携機関等に係る計画を予め定める。

2-10-7 災害情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

2-10-8 難病患者等の状況把握

県及び市町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

2-10-9 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 市町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

2-10-10 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

- (1) 県及び市町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。
- (2) 災害（基幹）拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

2-10-11 県民及び自主防災組織が実施すべき事項

県民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

県民は、献血者登録に協力する。

- | | | | |
|-----|----|-------------------------------|-------------|
| ※資料 | 1 | 救護班の編成と収容施設一覧表 | (資料編 7- 1) |
| | 2 | 災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県医師会) | (資料編 7- 2) |
| | 3 | 災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県看護協会) | (資料編 7- 3) |
| | 4 | 災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県歯科医師会) | (資料編 7- 4) |
| | 5 | 災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県薬剤師会) | (資料編 7- 5) |
| | 6 | 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定 | (資料編 7- 6) |
| | 7 | 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定 (愛媛県接骨師会) | (資料編 7- 7) |
| | 8 | 日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況 | (資料編 7- 8) |
| | 9 | 災害時における被災者支援に関する協定 (愛媛県薬事振興会) | (資料編 7- 9) |
| | 10 | 災害時における医療ガス等の供給に関する協定 | (資料編 7-10) |
| | 11 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編 22- 1) |

第 1 1 章 防疫・衛生体制の整備 【健康増進課、薬務衛生課】

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

2-11-1 実施体制

- (1) 被災地域を所管する市町は、県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施する。
- (2) 当該市町のみでは実施が困難な場合は、隣接する市町及び県（保健所）の応援を得て実施する。

2-11-2 県の活動

- (1) 防疫の実施について、国及び他の都道府県と協議する。
- (2) 詳細な感染症対応マニュアルを作成する。
- (3) 予防教育や広報活動により、食品衛生及び感染症予防に関する普及啓発を図る。

2-11-3 市町の活動

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

第 1 2 章 保健衛生活動体制の整備【保健福祉課、医療対策課、健康増進課】

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

2-12-1 情報収集体制の整備

県及び市町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2-12-2 保健衛生活動に関する体制整備

県及び市町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第13章 要配慮者の支援対策

【防災危機管理課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、特別支援教育課】

県、市町及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、市町は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

防災条例第28条第6項

2-13-1 県の活動

県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行う。

2-13-2 市町の活動

1 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 緊急連絡体制の整備

市町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

3 避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めてお

く。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

4 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2-13-3 社会福祉施設等管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 防災教育・訓練の充実

市町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

※資料 愛媛県防災対策基本条例（資料編22-1）

第14章 広域応援体制の整備 【消防防災安全課、防災危機管理課、技術企画室、県警本部】

県、市町及びその関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県、市町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

防災条例第30条

2-14-1 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。

2-14-2 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

2-14-3 他県との広域応援体制の整備

県は、四国、中四国及び全都道府県の各知事とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結するとともに具体的な応援・受援計画を整備する。

四国4県間、中四国9県間及び全都道府県の間各広域応援協定における応援の種類及び応援要請の手続は、次のとおりである。

| 協 定 名 | 応援の種類 | 応援要請の手続 |
|--|--|--|
| 四国4県広域応援協定 （危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定） ＊平成19年2月5日改定 四国4県広域応援協定実施細目 （危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目） ＊平成19年2月5日締結 | (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供 (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 (4) 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供 | 電話、ファクシミリ等により次に掲げる事項を明らかにして応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を送付する。 (1) 被害の状況 (2) 物的支援を要請する場合は、物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段、輸送経路等 (3) 人的支援を要請する場合は、活動内容、職種、人員、派遣要請場所、派遣期間、交通手段及び宿泊所 (4) その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及びその期間 (5) その他必要な事項 |

| | | |
|--|--|---|
| <p>愛媛県広域応援計画・ 受援計画 *平成 19 年 2 月 5 日 4 県各県で策定</p> | <p>(6) その他特に要請のあった 事項</p> | |
| <p>中四国広域応援協定 (中国・四国地方の災 害等発生時の広域支援 に関する協定) *平成 24 年 3 月 1 日 改定</p> | <p>(1) 食料、飲料水、生活必需 物資及びその供給に必要な 資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防 疫、施設の応急復旧等に必 要な物資及び資機材の提供 (3) 避難、救援、消火、救急 活動等に必要な車両、舟艇 及び航空機の派遣及びあっ せん並びに資機材の提供 (4) 医療、救援、応急復旧等 に必要な医療職、技術職、 技能職等の職員の派遣 (5) 避難者を受け入れるため の施設の提供 (6) その他特に要請のあった 事項</p> | <p>○広域支援本部による支援の場合 電話、ファクシミリ等により次に掲げる事項を 明らかにして応援を要請し、後日、速やかに文 書を提出する。 (1) 災害の状況 (2) 物資及び資機材の提供を要請する場 合は、その品名及び数量等 (3) 職員の派遣を要請する場合は、職種別人 員 (4) 避難者を受け入れるための施設の提供を 要請する場合は、避難者の状況及び人数 (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点へ の経路 (6) 応援を必要とする期間 (7) その他必要な事項 ○カウンターパート制による支援の場合 電話等で広島県へ連絡員の派遣を要請する。</p> |
| <p>全都道府県広域応援協 定 (全都道府県におけ る災害時等の広域応援 に関する協定) *平成 24 年 5 月 18 日 改定 全都道府県広域応援協 定実施細目 (全都道府県におけ る災害時等の広域応援 に関する協定実施細目 (災害関係)) *平成 24 年 5 月 18 日 改定</p> | <p>被災地等における住民の避 難、被災者等の救援・救護及び 災害応急・復旧対策に係る人 的・物的支援、施設若しくは業 務の提供又はそれらの斡旋</p> | <p>必要とする応援の内容に関する次の事項を記載 した文書を提出する。ただし、いとまのない場 合は、電話又はファクシミリ等により広域応援 の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。 (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの 数量 (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容 (3) 職種及び人数 (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路 (5) 応援期間（見込みを含む。） (6) その他必要な事項 なお、災害の規模に応じ、支援の方法を区分 ○小規模災害：カバー（支援）県による支援 ○中規模災害：ブロック間（九州）の支援 ○大規模災害：全国の対口支援方式による支援</p> |

2-14-4 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりである。

なお、今後とも、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- (1) 指揮隊

- (2) 救助部隊
- (3) 救急部隊
- (4) 後方支援部隊
- (5) 消火部隊
- (6) 特殊災害部隊
- (7) 特殊装備部隊
- (8) 航空部隊
- (9) 水上部隊

2-14-5 警察災害派遣隊の編成

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する警察災害派遣隊を次のとおり編成し、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広域的応援体制の整備を図る。

- (1) 即応部隊
- (2) 一般部隊

2-14-6 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として選定するとともに、その整備に努める。

広域防災拠点は、次の事項に留意のうえ、東予、中予、南予それぞれの地域に分散して選定する。

- (1) 交通アクセスに優れていること
- (2) 被災が想定されない安全区域内にあること
- (3) 活動に必要な敷地や建物を有すること
- (4) 建物については、耐震性等安全な構造を有すること
- (5) 地方本部や市町、関係機関等との連携に優れていること
- (6) 一定期間の継続使用が可能であること
- (7) 他の防災関係の指定とできるだけ重複していないこと

2-14-7 受援計画の策定・運用

県は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）を策定する。

策定した県計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うほか、県は市町や関係機関等に対し、県計画と連携した受援計画の策定を働きかける。

- | | | | |
|-----|---|------------------------------|-----------|
| ※資料 | 1 | 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定 | (資料編17-1) |
| | 2 | 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目 | (資料編17-2) |
| | 3 | 愛媛県広域応援計画・受援計画 | (資料編17-3) |
| | 4 | 中国・四国広域応援協定 | (資料編17-4) |
| | 5 | 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 | (資料編17-5) |

- 6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目 (資料編 1 7 - 6)
- 7 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ (資料編 1 7 - 7)
- 8 災害復旧技術専門家派遣制度 (資料編 1 7 - 8)
- 9 緊急消防援助隊受援計画 (資料編 1 7 - 9)
- 1 0 緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画 (資料編 1 7 - 1 0)
- 1 1 広域防災拠点 (資料編 1 7 - 1 3)
- 1 2 愛媛県消防広域相互応援協定 (資料編 4 - 2)
- 1 3 愛媛県消防広域相互応援計画 (資料編 4 - 3)
- 1 4 愛媛県防災対策基本条例 (資料編 2 2 - 1)
- 1 5 愛媛県広域防災活動要領 (概要) (資料編 1 7 - 1 4)

第15章 資材・機材等の点検整備

【消防防災安全課、防災危機管理課、薬務衛生課、技術企画室、河川課、道路維持課、県警本部】

県、市町及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行う。

2-15-1 点検整備を要する資材・機材

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 警備用装備資機材
- (8) 通信機材
- (9) 災害対策用資機材
- (10) 油災害対策用資機材
- (11) 給水用資機材
- (12) 消防用資機材
- (13) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

2-15-2 点検整備実施機関

資材・機材を保有する各機関とする。

2-15-3 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画表を作成し、点検整備を実施する。

2-15-4 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

2-15-5 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

第16章 情報システムの整備 【消防防災安全課、防災危機管理課、河川課、砂防課、情報政策課、県警本部】

県、市町及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

2-16-1 情報収集・連絡体制の整備

県・市町及びその他防災関係機関は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

1 県の役割

- (1) 機動的な情報収集活動を行うため、消防防災ヘリコプター及びヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等の運用管理及び県警ヘリコプターとの連携に努めるなど、各機関において多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
また、四国地方整備局の光ファイバーネットへの接続により情報共有を図る。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 地上の災害の影響を受けない衛星通信の利用を図るため、県と市町等を結ぶ衛星通信ネットワークの運用管理に努める。
- (4) 緊急時における総理大臣官邸、内閣府等、国との通信手段を確保するため、中央防災無線網に接続する通信回線や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの運用管理に努める。
- (5) 被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員を被災市町に派遣し情報収集する体制を確保し、その情報収集活動に必要な衛星携帯電話などの通信連絡手段の整備や情報収集要員の作成に努める。

2 市町の役割

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

3 防災関係機関の役割

- (1) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- (4) NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。

2-16-2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努

める。

- (3) 高潮や浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

2-16-3 防災情報システムの拡充整備

1 基本方針

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

2 県の対応

県、市町、防災機関等をブロードバンド回線で接続し、被災現場の映像や大容量の気象情報等を配信する通信システムの運用に努め、広域調整を踏まえた災害対応支援機能の整備を図る。

また、県、市町、消防機関を衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）で接続して代替の通信経路の確保に努めるほか、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努める。

さらに、衛星インターネットの導入によるインターネットへの接続回線の多ルート化や、災害情報システムの導入による情報共有機能の強化に努める。

3 市町の対応

防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

4 県民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

2-16-4 ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握するため、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を県庁及び市町の対策本部に電送するヘリコプターテレビ電送システムやヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を活用し、迅速、的確な災害予防・応急対策活動の実施に努める。

1 災害予防対策活動

災害危険箇所の調査

2 災害応急対策活動

- (1) 被災状況の把握（建物の倒壊、土砂災害、河川、道路・橋梁・港湾・漁港施設等の被害、交通渋滞及び交通障害の状況等）
- (2) 化学プラント、高速道路等における大規模事故の状況把握

3 救助活動

- (1) 水難事故・山岳遭難事故・土砂災害事故等における偵察、地上救助隊への情報伝達
- (2) 高層建築物火災の状況把握、地上救助隊への情報伝達

4 消火活動

林野火災時の偵察、地上消火隊への情報伝達

2-16-5 河川等情報システムの活用

県内全域の雨量、水位、ダム諸量等の観測データを自動観測により収集処理し、防災関係機関への情報提供を行い、また的確な水防警報の発令や住民への避難勧告の迅速化を図り、水災による被害を軽減するため、システムの活用を図る。

また、水防体制の迅速化、防災情報の提供拡大を図るため、「えひめ河川メール」の普及推進に努めるとともに河川等情報システムの機能の拡充整備を図る。

2-16-6 土砂災害情報相互通報システムの整備

1 県は、土砂災害危険箇所図の作成・公表や土砂災害危険箇所等の情報を提供するなど、平素から住民の防災意識を向上させるシステムの構築に努める。

2 県は、早期避難の参考となる土砂災害警戒情報や雨量情報など土砂災害関連情報を提供するシステムを構築し、市町並びに住民に提供するなど、より高度なシステム整備の促進に努める。

2-16-7 各種情報システムデータのバックアップ保管

県及び市町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

| | | | |
|-----|----|---------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | J-ALERTシステムの概要 | (資料編 5-5) |
| | 2 | 愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図 | (資料編 6-1) |
| | 3 | 愛媛県非常通信協議会構成員名簿 | (資料編 6-2) |
| | 4 | 市町の非常通信ルート | (資料編 6-3) |
| | 5 | 消防防災無線連絡系統図 | (資料編 6-4) |
| | 6 | 水防用多重無線電話系統図 | (資料編 6-5) |
| | 7 | アマチュア無線局用レピーター局設置場所 | (資料編 6-7) |
| | 8 | 海上保安部通信系統図 | (資料編 6-8) |
| | 9 | 警察有線電話通信系統図 | (資料編 6-9) |
| | 10 | 大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定 | (資料編 6-10) |
| | 11 | 総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度 | (資料編 6-11) |
| | 12 | 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱 | (資料編 16-1) |
| | 13 | 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図 | (資料編 16-2) |
| | 14 | 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー | (資料編 16-3) |
| | 15 | 緊急運航連絡系統図 | (資料編 16-4) |
| | 16 | 愛媛県消防防災航空隊 | (資料編 16-5) |
| | 17 | 愛媛県内飛行場外臨時離着陸場一覧表 | (資料編 16-6) |
| | 18 | 愛媛県内臨時ヘリポート一覧表 | (資料編 16-7) |
| | 19 | 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 | (資料編 16-8) |

第 17 章 孤立地区対策 【防災危機管理課】

平成 16 年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市町が孤立する恐れのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

2-17-1 県の活動

県は、災害時の孤立地区発生に備え、四国総合通信局等関係機関と連携し効果的な通信手段の研究を行うとともに、市町に対し次の措置を行う。

- (1) 情報収集手段の確保に関して必要な支援や助言
- (2) 物資輸送手段の確保に関して必要な支援や助言

防災条例第 27 条第 2 項及び第 28 条第 5 項

2-17-2 市町の活動

市町は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討
- (6) 孤立を想定した食糧等の備蓄

防災条例第 27 条第 2 項及び第 28 条第 5 項

※資料 愛媛県防災対策基本条例（資料編 2-2-1）

第18章 ライフライン災害予防対策

【環境政策課、都市整備課、発電工水課、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、四国電力株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国ガス株式会社】

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

2-18-1 水道施設

1 県の活動

県は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

- (1) 市町と協力し、災害時における広域的な情報収集・連絡体制の整備を行う。
- (2) 応急給水及び応急復旧活動に関する広域的な行動指針を作成する。
- (3) 事業者等と協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。

防災条例第30条

2 市町の活動

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

防災条例第30条

2-18-2 下水道施設

1 下水道管理者の活動

下水道管理者は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水する恐れのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

2 代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

3 雨水貯留浸透

下水道管理者は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

2-18-3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

2-18-4 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、県民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生の恐れのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

2-18-5 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

1 ガス施設の災害予防措置

(1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施

防災条例第 21 条

により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。

- (2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。
- (3) ガス導管の地区分割を図るため、災害対策バルブを設置する。

2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員事業所等に出動する。

4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (2) 利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

2-18-6 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 防災体制の確立

- (1) 防災対策組織の編成
災害の発生又は発生の恐れがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。
また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。
- (2) 防災に関する社外機関との協調
応急対策活動が効果的に講じられるよう、国や県、市町、その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。
- (3) ライフライン事業者との協調
電力や燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

防災条例第 21 条

防災条例第 19 条

防災条例第 19 条

災害が発生又は発生の恐れがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市町等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

3 電気通信設備等に対する防災対策

- (1) 電気通信設備等の高信頼化
 - ア 洪水、高潮等の恐れがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
 - イ 暴風又は豪雪の恐れのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
 - ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
 - イ 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害時に備え重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

- (1) 通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。
- (2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。
- (3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。
- (4) 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

※資料 愛媛県防災対策基本条例（資料編 2 2 - 1）

第19章 道路災害予防対策

【道路維持課、道路建設課、都市整備課、県警本部】

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2-19-1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2-19-2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所(区間)及び未改良区間について、緊急性の高い箇所(区間)及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

2-19-3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

2-19-4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

2-19-5 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

2-19-6 交通管制施設及び交通管理体制の整備

県警察は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

また、災害時における交通誘導及び地域の安全確保等については「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、(一社)愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施する。

- ※資料 1 緊急輸送道路 (資料編11-1)
2 災害時における交通誘導等の業務に関する協定 (資料編11-16)

第20章 建築物災害予防対策 【砂防課、河川課、都市計画課、建築住宅課】

風水害や大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。

2-20-1 風水害に強いまちづくり

県及び市町は、災害を予防するため、次の措置を構ずる。

- (1) 湿潤な土地、出水の恐れが多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (4) 土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに避難方法、避難場所などの警戒避難体制の整備について市町に対し助言を行うほか、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供する土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- (5) 市町は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）
 - イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）
 - ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

2-20-2 大火災に強いまちづくり

県並びに建築主事を置く松山市、今治市、新居浜市、西条市及び宇和島市は、都市防災不燃化を促進するため、次の措置を構ずる。

- (1) 建築基準法第12条による特殊建築物の定期報告の周知徹底を図るとともに、不特定多数の者が使用する旅館、ホテル、マーケット、映画館等の特殊建築物について防災査察を実施し、必要に応じ改修等の指導を行う。
- (2) 中高層耐火建築物の融資制度の周知を図る。
- (3) 商業地などの人口集中地区の防火地域・準防火地域の指定を促進する。

※資料 防火地域及び準防火地域の決定状況

(資料編12-13)

第 2 1 章 港湾・漁港災害予防対策 【漁港課、港湾海岸課】

港湾・漁港における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

2-21-1 港湾

本県は、海岸線が長いこともあり、港湾数は、県管理、市町管理等を合せて 51 港と全国第 5 位となっている。港湾は、海陸輸送の接点及び経済流通の拠点として、また、災害発生時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割をもつ施設である。

このため、風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき緊急性の高い個所から防災対策を実施する。

2-21-2 漁港

漁港漁村において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また、避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港漁村づくりを推進する。

また、災害発生時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の普及等の実施又は指導を行う。

- ※資料 1 愛媛県港湾位置図（資料編 1 1 - 1 2）
2 管理者別港湾の状況（資料編 1 1 - 1 3）

第 2 2 章 農地・農業用施設災害予防対策 【農地整備課】

農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

2-22-1 農地

本県の農地は、約 70% が中山間地域にあり、地形が急峻であることなどから、棚田が多く基盤整備が遅れており、梅雨期や台風時の集中豪雨等により、多大の被害を受けている。

このため、県及び市町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。

2-22-2 農業用施設

本県の農業用施設は、古くから築造されたものもあり、また中山間地域に存する施設が多数ある。このため、梅雨期や台風時の集中豪雨により、多大の被害を受けている。

このため、県及び市町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

2-22-3 老朽ため池

本県は、瀬戸内海の寡雨地帯に位置し慢性的な水不足地域であることから、古来より農業用水源として多くのため池が築造されてきた。現在県内には、ため池が 3,255 箇所あり、築造後 100 年以上経過しているため池が大半を占めていることから老朽化が著しい状況にある。

このため、県及び市町は、農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく緊急に整備を要するため池から、農業農村整備事業等により整備を行う。

2-22-4 愛媛県農村災害支援協議会との協働活動

農地・農業用施設等の大規模災害発生時には、迅速かつ的確な技術支援が求められていることに鑑み、愛媛県農村災害支援協議会との協働活動により、農村災害復旧専門技術者の育成や体制づくり等を推進する。

- ※資料 1 地すべり防止区域指定箇所一覧表（資料編 3-2）
2 県内ため池一覧表（資料編 4-7）

第 2 3 章 文化財の災害予防対策 【文化財保護課】

2 - 2 3 - 1 文化財の災害予防対策

風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- (2) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- (3) 避難方法・避難場所の設定
- (4) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (5) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

第24章 水害予防対策 【森林整備課、河川課、砂防課、都市整備課、四国地方整備局】

梅雨期の豪雨や、近年、多発する風水害を防ぐため、治山事業計画、治水事業計画及び砂防事業計画を策定し、計画的に予防事業を実施する。

2-24-1 治山

本県は地形が急峻なうえ、複雑な破碎帯地すべりを多く抱えているなど災害を受けやすい環境にある。このため、国及び県は、森林整備保全事業計画に基づき、災害の未然防止に努める。

1 国の活動

国有林内の山地災害を防止するため、森林管理局は森林法により、国有林の地域別の森林計画を作成し、山地治山等の保安施設事業を推進する。

民有林内において国土保全上特に重要であると認められる地区については、直轄治山事業を行い、山地災害の防止を図る。

また、近年の山地災害の多発に対処するため、山地災害危険地区を調査し、災害の未然防止に努める。

2 県の活動

民有林内の山地災害を防止するため、県は森林法により、地域森林計画を作成し、緊急かつ計画的に事業を実施する。

また、近年の山地災害の多発に対処するため、山地災害危険地区を調査し、災害の未然防止に努める。

2-24-2 治水

本県の河川は、229水系、1,269河川、流路延長約3,300kmあり、地形上流路が短く急流であり、地質上からも土砂流出が激しく、天井川が多いため、水害を受けやすい状況にある。

このため、河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努めるほか、県内の柳瀬、富郷、新宮、鹿森、黒瀬、玉川、台、石手川、鹿野川、野村、須賀川、山財の12ダムについては、それぞれの管理事務所において洪水調節にあたる。

出水期前には、水防危険箇所等の重要区間を重点的に、異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

さらに、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策等に努める。

また、以下のとおり、浸水想定区域の指定及び公表を行うとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な事項等を定める

1 国の活動

国は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定め、その水位に達成した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

2 県の活動

県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

3 市町の活動

浸水想定区域の指定を受けた市町は、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報

等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

また、浸水想定区域の指定を受けた市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、同一水系に位置する市町は、相互に河川の状況や避難勧告等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

2-24-3 砂防

本県は、県土の約8割を山地が占め、山間部は多くの断層が縦断する複雑な地質構造であり、河川は流路が短く急流のため荒廃が進んでおり、大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める。

現在荒廃している溪流又は将来荒廃の恐れのある溪流は3,450溪流であり、土石流の発生が予想される溪流を重点的に土砂災害対策を進める。

1 ハード対策

このため、土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。

- (1) 保全人家30戸以上の土砂災害危険箇所
- (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所
- (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の土砂災害危険箇所
- (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所
- (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- (1) 土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- (2) 土砂災害警戒情報について、精度向上や市町及び住民への伝達の充実に努める。
- (3) 土砂災害危険箇所図の公表等を通じて土砂災害危険箇所情報の住民への周知徹底を図る。
- (4) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、市町と協力して基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒区域等について指定を行い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

ア 県の活動

県は、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じる恐れのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

また、県は、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規則、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

イ 市町の活動

土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町は、市町地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (キ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (ク) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

| | | | |
|-----|---|-----------------|----------|
| ※資料 | 1 | 砂防指定地指定箇所一覧表 | (資料編3-1) |
| | 2 | 地すべり防止区域指定箇所一覧表 | (資料編3-2) |
| | 3 | 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表 | (資料編3-3) |
| | 4 | 土砂災害警戒区域等指定一覧表 | (資料編3-4) |
| | 5 | 土砂災害危険箇所総括表 | (資料編3-5) |
| | 6 | 山地災害危険地区総括表 | (資料編3-6) |

第25章 高潮災害予防対策 【農地整備課、漁港課、港湾海岸課】

高潮及び波浪による被害から海岸を防護し、もって県土の保全を図るため、次の事業を実施する。

2-25-1 海岸保全

本県の、海岸総延長は約 1,700km に及び、全国第5位の長い延長を有しており、佐田岬半島を境に宇和海と瀬戸内海に分かれ、瀬戸内海沿岸は台風時等の高潮発生の危険性が高く、宇和海沿岸は高潮とうねり波浪等による被害発生の危険性が高い状況にある。

このため、海岸管理者は、高潮・波浪等により多大な被害が生じる恐れがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸保全施設の整備促進に努め、住民の生命と財産を守り、避難の円滑化を図る。

1 県の活動

海岸堤防等の決壊を防ぎ、高潮・波浪等による被害を未然に防止するため、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等により海岸保全施設の整備を行う。

2 市町の活動

高潮被害を軽減するため、高潮ハザードマップを整備するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

また、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、市町においては、台風時及び台風通過後において施設の被災状況を調査し、県に報告する。

- ※資料
- 1 土木部所管海岸管理者一覧表（資料編3-7）
 - 2 農林水産部所管海岸管理者一覧表（資料編3-8）

第26章 地盤災害予防対策 【農地整備課、森林整備課、砂防課】

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

2-26-1 地すべり等防止施設の整備

本県の地すべり地域は、東西にほぼ平行して縦走する中央構造線、御荷鉾構造線、佛像構造線により4地区に区分され、地質はいずれも風化剥離性に富む脆弱地質である。

このため、県は、風水害等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区について、ポスター、チラシ、各種広報誌等により防災知識の普及を図るとともに、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備等の土砂災害対策事業を推進するほか、土砂災害警戒区域等を指定し、市町が行う警戒避難体制の整備を支援する。また、早期避難の参考となる雨量情報など、土砂災害関連情報を提供するシステムの整備促進に努める。

土砂災害発生時には、各防止施設に異常がないか点検パトロールを行うなど二次災害を防止する体制を整備する。

さらに、県では砂防ボランティア協会と協働し、二次災害を防止する体制を整備する。

なお、県は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、市町長が防災活動や住民等へ避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、松山地方气象台と連携して、土砂災害警戒情報の提供に努める。

1 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

県は大規模な地すべりによる土砂災害が急迫している状況においては、緊急調査を実施し、この調査により得られた被害の想定区域等に関する情報を市町に提供するとともに、一般に周知する。

2 砂防事業の施行

砂防設備の整備については、土石流危険溪流を対象に砂防堰堤工、溪流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止対策を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害が発生する恐れのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から防止工事を実施する。

4 土砂災害危険箇所等における警戒避難体制の整備

県は、土砂災害危険箇所情報の周知徹底を行うとともに、避難場所や避難方法などの警戒避難について市町に助言を行う。なお、平常時から住民に土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を提供するシステムの維持・管理・充実に努める。

また、市町は、地域の危険箇所や避難所等を網羅した総合防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

5 土砂災害警戒区域等の指定促進等

土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、市町と協力して基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域等について指定を行い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 県

県は、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるの恐れのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

また、県は、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規則、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

(2) 市町

土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町は、市町地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- ク 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

6 愛媛県砂防ボランティア協会との協働

県は、愛媛県砂防ボランティア協会と協働し、次のことを行う。

- (1) 土砂災害に関する知識の普及
- (2) 土砂災害危険箇所点検
- (3) その他土砂災害防止活動に役立つ諸活動

2-26-2 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

2-26-3 治山

1 治山事業の施行

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業を実施する。

2 山地防災ヘルパー協会との協働

山地防災ヘルパー協会は、次のことを行い、山地災害に関する情報を収集し、県に提供するよう努める。

- (1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握
- (2) 山地被災箇所における二次災害防止のための監視活動
- (3) その他山地防災に関する活動

- ※資料
- 1 地すべり防止区域指定箇所一覧表 (資料編 3-2)
 - 2 土砂災害危険箇所総括表 (資料編 3-5)
 - 3 山地災害危険地区総括表 (資料編 3-6)
 - 4 愛媛県山地防災ヘルパー制度の概要 (資料編 18-5)

第27章 海上災害予防対策

【防災危機管理課、港湾海岸課、第六管区海上保安本部】

海上における災害を予防するため、国の機関並びに県、市町及びその機関等は、災害予防活動について、次のような予防措置を実施する。

2-27-1 県、警察、市町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や県民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努める。

5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

2-27-2 各地区排出油等防除協議会の活動

松山地区排出油等防除協議会、東予地区排出油等防除協議会及び宇和海地区排出油等防除協議会（以下「排出油等防除協議会」という。）は、各海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

2 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災無線の整備促進に努める。

3 訓練の実施

大規模な海上流出油災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

| | | | |
|-----|---|-------------------------|----------------|
| ※資料 | 1 | 海上保安部所属巡視船艇 | (資料編 1 1 - 7) |
| | 2 | 灯台見廻り船 | (資料編 1 1 - 8) |
| | 3 | 海上保安部航空機要目 | (資料編 1 1 - 9) |
| | 4 | 海上保安部監視取締艇 | (資料編 1 1 - 10) |
| | 5 | 海上保安部災害時優先電話番号等 | (資料編 1 1 - 11) |
| | 6 | 東予地区排出油等防除協議会会則 | (資料編 1 5 - 3) |
| | 7 | 松山地区排出油等防除協議会会則 | (資料編 1 5 - 4) |
| | 8 | 宇和海地区排出油等防除協議会会則 | (資料編 1 5 - 5) |
| | 9 | 備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会会則 | (資料編 1 5 - 6) |

第 2 8 章 航空災害予防対策 【消防防災安全課、大阪航空局】

航空機墜落等の大規模な航空機事故による航空災害を防止するために、国の機関並びに県、市町及びその機関は、被害の軽減を図るため、必要な予防措置を実施する。

2-28-1 防災体制の整備

松山空港事務所は、松山空港緊急計画を定め、松山空港及び隣接区域において、航空機事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合の関係機関の果たすべき役割分担等を明確にし、円滑な消火救難・救急医療活動に努める。

2-28-2 松山空港緊急時対応計画検討委員会の活動

松山空港事務所は、上記の目的を遂行するため、県、市、消防、警察、医療機関、自衛隊、海上保安庁、税関、N T T、航空運送事業者等で松山空港消火救難活動協議会を組織する。

2-28-3 松山空港消火救難協力隊の活動

松山空港事務所は、空港内事業者で組織する松山空港消火救難協力隊の充実を図り、災害が発生した場合は、迅速な消火救難活動が実施出来るよう努める。

2-28-4 防災訓練の実施

松山空港消火救難活動協議会は、松山空港緊急計画に基づき航空機災害を想定した訓練を実施する。

※資料 松山空港緊急計画（資料編 1 5 - 1）

第29章 鉄道施設災害予防対策

【交通対策課、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

鉄道事業者は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

2-29-1 防災体制の確立

災害発生時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

2-29-2 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

2-29-3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

第30章 危険物等災害予防対策 【消防防災安全課、薬務衛生課】

2-30-1 火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る石油類、高圧ガス等の災害防止については、石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 予防査察等の強化

県、市町及び消防本部等監督機関は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、あわせて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

2 予防教育の徹底

- (1) 県及び市町消防本部等は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 県及び市町消防本部等は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、県、市町、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

2-30-2 毒物劇物の災害予防対策

県内には、平成27年3月末現在、毒物劇物製造業が23施設、毒物劇物販売業が571店舗、電気めっき業が4施設、金属熱処理業が2施設、毒物劇物運送業が8施設存在する。

毒物劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きいことに鑑み、次の事業を実施する。

1 県の活動

県は、関係施設の自主保安体制の充実を指導する。

- (1) 立入検査の実施
毒物劇物の製造や販売施設が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造設備の基準に適合するよう立入検査の際に構造設備に係る指導を強化する。
- (2) 保護具の設置
保健所に、毒物劇物用保護衣、防毒マスク等の保護具一式を配置して、緊急事態が発生した場合、即時、消防機関等に協力できる体制を確立するとともに、保健所の毒物劇物監視員の定期的な実地訓練を行う。

2 製造業者等の活動

製造業者等は、日頃から災害予防のための措置を講じておく。

- (1) 応急対策教育の徹底
毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。
- (2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握
毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

- ※資料
- 1 毒物劇物製造業者名簿 (資料編14-1)
 - 2 毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図 (資料編14-2)
 - 3 毒物劇物の災害時における事故処理要領 (資料編14-3)

第31章 火災予防対策 【消防防災安全課】

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

2-31-1 消防職員、消防団員の教育・育成

消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条及び第51条の規定に基づき、愛媛県消防学校において、県内消防職員及び消防団員の教育を行う。また、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、市町は消防団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進する。

2-31-2 消防統計及び消防情報

毎年県内の消防統計を作成し、火災に対する予防、防御の資料とするほか、機動化、科学化した各種消防情勢を広報するとともに、特殊火災、大火災に対する防御活動の検討会を実施し、防御の適否を判断して、教養訓練の充実と将来の火災防御活動及び火災予防対策の万全を期する。

2-31-3 消防施設の拡充強化

消防力の整備指針に基づき、各市町の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

2-31-4 防火思想の普及

生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努める。

2-31-5 火災予防

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める、防火管理体制と消防用設備の設置並びに市町火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制、器具等の整備点検を確実にを行い火災予防の徹底を図る。

また、気象状況が火災予防上危険である場合、消防法第22条に規定する火災気象通報を、知事から速やかに関係市町長に伝達し、市町長は、必要に応じ火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

このため市町長は、地域防災計画に次の事項を定めておく。

- (1) 警報発令基準
- (2) 警報発令計画
- (3) 警報解除計画

2-31-6 火災予防査察

消防長又は市町長は、特に必要があると認められるときは、市町地域防災計画の定めるところに従って、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づいて予防査察を実施する。

2-31-7 消火活動

火災に対処して通報、応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及啓発し、消火活動について消防と一般人の一体化を図る。

2-31-8 災害防御の措置

消防組織法第 43 条の規定による非常事態に際し、火災防御の措置について必要な指示を行い、防御の措置の早期確立を期する。

※資料 市町消防の現状

(資料編 4 - 1)

第32章 林野火災予防対策

【消防防災安全課、防災危機管理課、森林整備課、四国森林管理局】

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となる恐れがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2-32-1 林野火災消防計画の確立

市町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

- (1) 特別警戒実施計画
特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。
- (2) 消防計画
消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。
- (3) 資機材整備計画
林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。
- (4) 啓蒙運動の推進計画
山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。
- (5) 林野火災防御訓練の実施計画
市町単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

2-32-2 林野所有（管理）者の予防対策

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法、火入れに関する条例及び市町火災予防条例等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 火災多発期(12月～3月)における見巡りの強化

2-32-3 林野火災対策用資機材の整備

県、市町及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鋏、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

2-32-4 空中消火体制の整備

県は、大規模林野火災に対処するため、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火体制を確立するとともに、空中消火用資機材を整備し、愛媛県林野火災空中消火資機材貸付要領の適切な運用を図る。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市町は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

※資料 林野火災応急対策用の資機材（資料編4-6）

第33章 災害復旧・復興への備え

【防災危機管理課、循環型社会推進課、情報政策課】

2-33-1 平常時からの備え

県及び市町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

県及び市町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

2-33-2 複合災害への備え

県及び市町等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

県及び市町等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

県及び市町等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2-33-3 災害廃棄物の発生への対応

県及び市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県及び市町は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

2-33-4 各種データの整備保全

県及び市町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

県及び市町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2-33-5 罹災証明書交付体制の整備

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第3編 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害を被ることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、県、市町及び関係機関は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合において、災害発生の防衛又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1章 応急措置の概要 【防災危機管理課】

県、市町及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

3-1-1 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

3-1-2 市町のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生の恐れがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団、水防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 避難所の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配布
- (10) 被災者収容施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 水難救護法による遭難船舶の救護
- (14) その他応急対策の実施

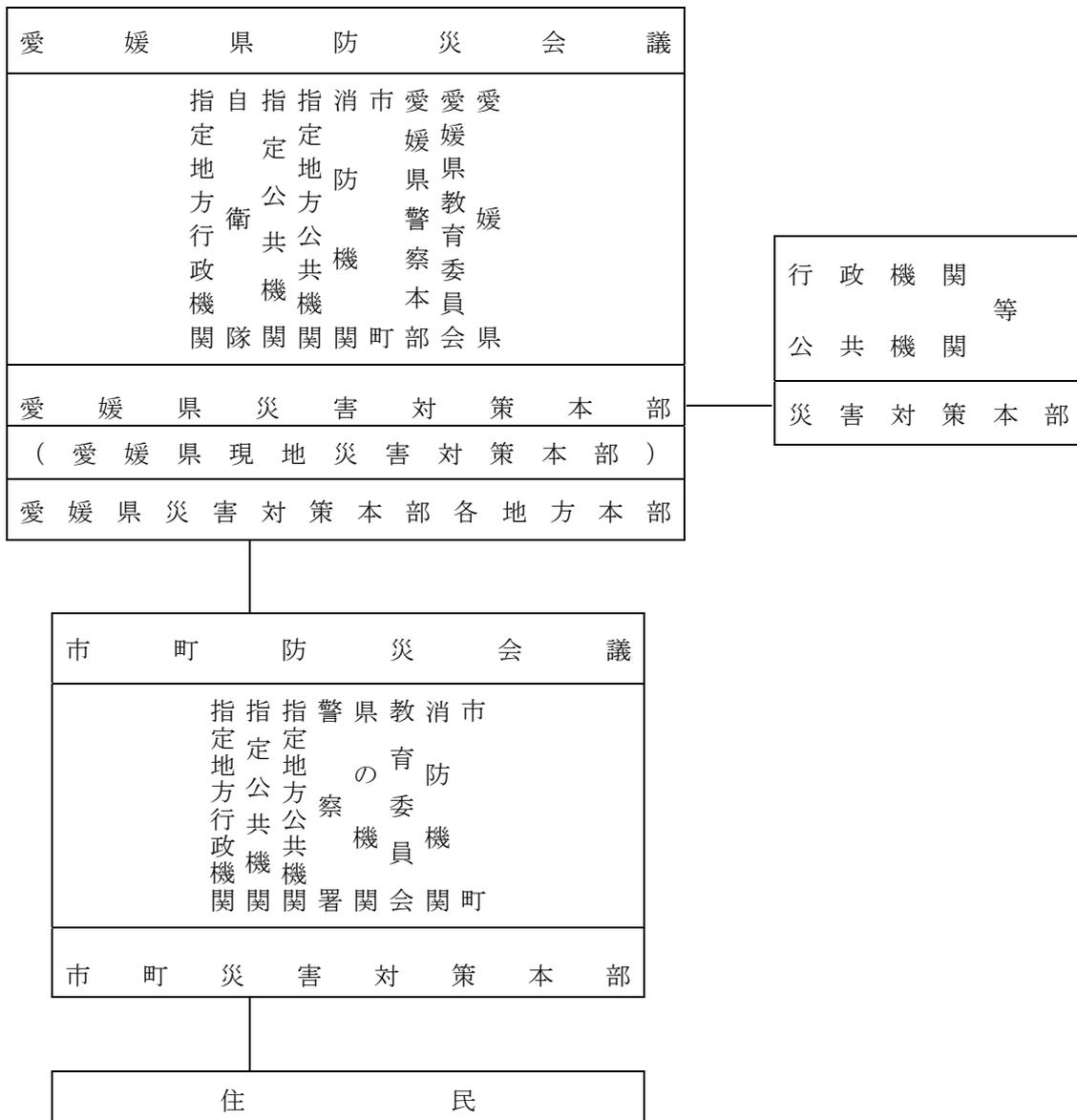
3-1-3 県民のとりべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生の恐れがあることを発見した場合の市町長、警察官又は海上保安官への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難

3-1-4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の県、市町等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、市町の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

応急対策組織図



第2章 防災組織及び編成 【防災危機管理課】

県内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、県、市町及び防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

3-2-1 県の防災組織

1 災害警戒本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

(ア) 県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く）

(イ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

(ア) 風水害等の警戒にあたる必要がなくなったとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害警戒本部に、災害警戒室及び各対策部並びに地方本部・支部を置く。

また、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、現地災害警戒本部を設置する。

その他、災害警戒本部の編成及び運営については、別に知事が定めるところによる。

イ 所掌事務

災害警戒本部は、風水害等に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る事務を実施する。

なお、地方本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地方本部において対処する。

(3) 災害警戒本部会議の開催

本部長は、必要に応じて災害警戒本部会議を開催し、災害対処方針等について協議する。

(4) 参集及び配備

災害警戒室及び各対策部並びに各地方本部においては、災害警戒本部が設置された場合、直ちに初期の情報収集活動を実施するために必要な人員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たるとともに、災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員を拡大配備する。

| 災害警戒本部 設置基準 | 参集基準 | 配備基準 |
|---|------------------------|-----------------------------------|
| ① 県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ② その他知事が必要と判断するとき | 初期の情報収集活動を実施するために必要な人員 | 同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大 |

(5) 災害警戒本部地方本部・支部の設置

災害警戒本部が設置された場合、災害警戒本部設置基準による警報の発表等があった地域を所管する地方局・支局に地方本部・地方本部支部を設置する。

2 災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

(ア) 県内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき

(イ) 相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき

(ウ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 予想される災害の発生がないとき
- (イ) 災害応急対策措置が完了したとき

(2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害対策本部に、統括司令部及び各対策部並びに地方本部・支部を置く。

また、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、現地本部を設置する。

その他、災害対策本部の編成及び運営については、愛媛県災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 50 号）及び愛媛県災害対策本部要綱の定めるところによる。

イ 所掌事務

災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

なお、地方本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地方本部において対処する。

また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は現地本部において対処する。

- (ア) 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (イ) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (ウ) 災害応急対策の実施及び混乱防止に必要な広報
- (エ) 災害予防及び災害応急対策に関する関係機関相互の連絡調整
- (オ) 水防その他の応急措置
- (カ) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (キ) 施設及び設備の応急復旧
- (ク) 防疫その他の保健衛生
- (ケ) 避難の勧告、指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (コ) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地域における社会秩序の維持
- (サ) 緊急輸送の確保及び調整
- (シ) 国その他の防災関係機関に対する、災害予防や災害応急対策の実施又は支援の要請、資料・情報の提供等の協力要請
- (ス) その他の災害の発生の防御又は拡大の防止
- (セ) ボランティア等への支援

おって、国の非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）が設置され、国の現地対策本部が置かれた場合は、愛媛県災害対策本部は、国の現地対策本部との合同会議を活用する等、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(3) 災害対策本部会議の開催

ア 本部長（知事）は、災害対策本部を設置した場合、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

イ 災害対策本部の設置場所は、県庁第 1 別館 3 階災害対策室とするが、庁舎の被災状況に応じて、第 2 別館 6 階会議室、本館 4 階正庁、中予地方局庁舎内、その他本部長が指定する施設の順に、代替場所を選定する。

(4) 参集及び配備

ア 統括司令部及び各対策部並びに各地方本部においては、災害対策本部が設置された場合、直ちに大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たる。

| 災害対策本部 設置基準 | 参集基準 | 配備基準 |
|---|--------------------------|------|
| ① 県内に気象業務法第 13 条第 2 第 1 項に基づく特別警報が発表されたとき | 大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員 | 同左 |
| ② 相当規模の災害が発生し、複 | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき</p> <p>③ その他知事が必要と判断するとき</p> | | |
|---|--|--|

イ 本部長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあると認めるときは、災害対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、必要に応じて地方本部・支部や市町へ派遣する。

(5) 災害対策本部地方本部・支部の設置

ア 災害対策本部が設置された場合、各地方局に地方本部を、各支局に地方本部支部を設置する。

ただし、各地方本部・支部で所管する地域において、災害対策本部設置基準による相当規模の災害の発生等がない場合は当該地方本部・支部を設置しないことができる。

(6) 情報連絡体制の確保

ア 統括司令部は、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、定期的に記者会見を実施して、報道機関との連携強化に努める。

イ 統括司令部は、必要に応じて災害対策業務の円滑な運営を図るため、災害対策室の入口に守衛を配置する。

ウ 統括司令部は、災害対策本部の通信回線の優先確保に努める。

(7) 防災会議の開催等

ア 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、愛媛県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、災害復旧に関する連絡調整を行う。

イ この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。

エ 防災会議の運営に当たっては、災害対策本部会議との継続性の確保について配慮する。

3-2-2 市町の防災組織

1 市町災害対策本部の設置

市町長は、当該市町管内において災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、市町災害対策本部を設置し、職員を動員して対処するものとし、次により組織の整備を図る。

また、市町の災害対策本部が被災した場合の代替施設を地域防災計画に規定する。

- (1) 市町の災害対策本部の機構及び運営については、それぞれの市町の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、災害の特性を考慮して市町地域防災計画等の整備を行う。
- (2) 勤務時間外に災害が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。このため、あらかじめ災害規模や勤務時間外等に対応する職員の参集基準を定める。
- (3) 市町災害対策本部長である市町長の不在時を想定し、事前に代理者を指定する。
- (4) 確実な情報収集・伝達が可能となるよう、市町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定める。
- (5) 災害予防及び災害応急対策の実施に当たり、市町災害対策本部は必要に応じ、関係機関相互との連携の確保に努める。

2 市町災害対策本部の所掌事務

(1) 市町災害対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。

ア 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成

ウ 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報

- エ 消防、水防その他の応急措置
- オ 被災者の救助、救護、その他の保護
- カ 施設及び設備の応急復旧
- キ 防疫その他の保健衛生
- ク 避難準備情報の提供、避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- サ 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告、要請
- シ 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
- ス 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- セ 自主防災組織との連携及び指導
- ソ ボランティア等への支援

なお、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(2) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

- ア 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）及び消防署
 - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
 - (ウ) 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達
 - (エ) 火災予防の広報
- イ 消防団、水防団
 - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
 - (ウ) 避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - (エ) 地域住民等の避難場所への誘導
 - (オ) 危険区域からの避難の確認
 - (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

3-2-3 防災関係機関の防災組織

防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ災害対策本部等の組織の編成、要員の確保を行えるよう配備体制を整備する。

- ※資料 1 愛媛県災害対策本部条例（資料編20-1）
- 2 愛媛県災害対策本部要綱（資料編20-5）
- 3 愛媛県防災会議条例（資料編21-1）
- 4 愛媛県防災会議委員名簿（資料編21-4）
- 5 防災関係機関及び連絡窓口（資料編21-6）

第3章 通信連絡 【防災危機管理課】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実にを行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

3-3-1 通信連絡手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、次の手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

1 専用通信設備の使用

(1) 県

- ア 防災通信システム（地上系・衛星系）（県庁、各地方局・支局、市町、消防機関、防災関係機関）
- イ 消防防災無線（消防庁、県庁）
- ウ 内閣府緊急連絡用回線（中央防災無線）（内閣府、県庁）

(2) 市町

- ア 防災行政無線（同報系）（市町、地域住民）
- イ 消防無線（市町、地域住民）

2 公衆通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに備えて、平素から最寄りの西日本電信電話株式会社支店・営業所に要請し、災害時優先電話の指定を受けておく。

3 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、同61条の3、同79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組組法第41条の規定に基づき使用できる他の機関の通信設備は次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (3) 市町防災行政無線設備
- (4) 国土交通省無線設備
- (5) 鉄道通信設備
- (6) 電力通信設備
- (7) 自衛隊通信設備

4 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法第52条、同74条の規定により無線局を開設している者に対し非常通信を依頼することができる。

5 放送の利用

知事、市町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、市町長は、知事を通じて放送事業者に放送要請することができる。

ア 放送要請事項

- (ア) 県の場合、県内全域又は数市町の地域に及ぶ災害に関するもの
- (イ) 市町の場合、当該市町の地域の大半にわたる災害に関するもの
- (ウ) その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

イ 放送要請内容

- (ア) 放送を求める理由
- (イ) 放送内容
- (ウ) 放送範囲
- (エ) その他必要な事項

ウ 要請責任者

- (ア) 県における放送要請責任者は、広報班長とし、放送要請を行う場合は、広報班長を通じて行う。
- (イ) 市町において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

エ 放送局における連絡責任者

各放送局においては、要請者に対応するため、あらかじめ連絡責任者を定めておく。

6 インターネットの利用

知事、市町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

3-3-2 孤立地区との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、県は、衛星携帯電話やアマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、市町の要請又は自らの判断により県消防防災ヘリコプターやバイク等を活用して、孤立地域との連絡に努める。

| | | | |
|-----|---|------------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図 | （資料編 6-1） |
| | 2 | 愛媛県非常通信協議会構成員名簿 | （資料編 6-2） |
| | 3 | 市町の非常通信ルート | （資料編 6-3） |
| | 4 | 消防防災無線連絡系統図 | （資料編 6-4） |
| | 5 | 水防用多重無線電話系統図 | （資料編 6-5） |
| | 6 | 災害時におけるアマチュア無線局運用系統図 | （資料編 6-6） |
| | 7 | アマチュア無線局用レピーター局設置場所 | （資料編 6-7） |
| | 8 | 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定（緊急放送要請） | （資料編 5-2） |
| | 9 | 緊急運航連絡系統図 | （資料編 16-4） |

第4章 災害情報の報告 【防災危機管理課】

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

3-4-1 情報活動の強化

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

(1) 市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも消防防災ヘリコプターによる偵察やヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報等により、概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体へ連絡する。

また、県警察は、直ちに概括的な被害状況を把握及び評価し、警察庁及び四国管区警察局に報告する。

2 情報活動における連携強化

(1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と市町災害対策本部の各相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

(2) 情報活動における連携強化のため警察署は、必要に応じて地方本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて市町災害対策本部に職員を派遣する。

3 報道機関との情報活動の連携

日本放送協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ及び株式会社エフエム愛媛は、災害対策基本法に基づき、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定により正確、迅速な情報の伝達を行う。

4 国の非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）との連携

非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）に対する報告、要請等は、県災害対策本部においてとりまとめて実施する。

また、非常災害現地対策本部（又は緊急災害現地対策本部）が設置された場合には、県災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。

3-4-2 処理すべき情報の種類

1 県の活動

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 国（気象庁）から伝達される気象情報、警報等は、県災害対策本部又は県災害警戒本部（災害対策本部又は災害警戒本部設置前においては防災危機管理課）で受理する。

イ 各市町及び各防災関係機関に対する災害情報等の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段により行う。

ウ 一般県民に対する情報の伝達は、県のホームページのほか、報道機関及びポータルサイト・サーバ

一運業者の協力を得て周知徹底を図る。また、県の防災メール、緊急速報メール、ソーシャルメディアなど多様な手段による情報伝達にも努める。

- (2) 被害状況及び災害応急対策に関し、収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

なお、被害状況を早期に把握するため、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ、震度情報ネットワークシステム等の活用に努める。また、災害情報システムの導入による情報共有機能の強化にも努める。

- ア 被害状況
- イ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- ウ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況及び災害対策本部設置状況
- エ 交通規制等道路交通状況
- オ ガス、水道、電気、電話等ライフライン関連施設の状況
- カ 住民の避難状況
- キ 県が実施する応急対策の活動状況
- ク 自衛隊活動状況
- ケ 緊急等輸送実施状況
- コ 後方医療機関の活動状況
- サ その他

2 市町の活動

- (1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、緊急速報メール、Lアラート、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

- (2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、市町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

- ア 被害状況
- イ 避難の勧告、指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 防災関係機関

- (1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から伝達される災害に関する情報等の受理については、あらかじめ受信方法、受領者等を定めておく。

- (2) 収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込等

3-4-3 情報の収集

1 県の活動

- (1) 多様な通信手段の使用
情報の収集は、県防災通信システム（地上系・衛星系）、衛星携帯電話、衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。
- (2) 職員派遣等による収集
 - ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）及び地方本部は、必要に応じ市町に職員を派遣するほか、関係機関を通じ市町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行う。
 - イ 地方本部構成機関についても、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況等に関する情報の収集に努め、所属地方本部又は支部及び関係部局へ連絡する。
 - ウ 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき現地に職員を派遣し、道路、港湾及び漁港等の被害状況の情報を収集する。なお、職員の派遣が困難な場合は、建設業協会等に対して別に定める協定等により、公共土木施設等の被害状況の情報収集を要請する。
- (3) 防災関係機関からの収集
防災関係機関から県防災通信システム（地上系・衛星系）や専用回線等により被害情報の収集を行う。

2 市町の活動

市町災害対策本部は、防災行政無線（同報系）、消防無線、衛星携帯電話等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

- (1) 自主防災組織等を通じた収集
被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体及び住民組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等を通じ直ちに市町長に通報されるよう市町地域防災計画において体制を整えておく。
- (2) 職員派遣による収集
災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなど、必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集にあたる。
- (3) 県への応援要請
被害が甚大な市町において、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。
- (4) 防災関係機関からの収集
情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとる。

3 ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害が予想される場合、県、県警察、自衛隊、第六管区海上保安本部及びヘリコプターを所有する各機関は、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を県災害対策本部（県災害警戒本部）に通報する。

- (1) 崖崩れ、洪水、高潮等の状況
- (2) 火災発生場所、延焼の状況
- (3) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (4) 建築物の被害状況（概括）
- (5) 公共機関及び施設の被害状況
- (6) 住民の動静、その他

3-4-4 情報の伝達

県と市町の間での情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段で行う。内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部等と直接通信連絡を行う必要がある場合には、中央防災無線を用いる。

また、県民に広く伝達する場合は、県ホームページに掲載するほか、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビ等を用いて周知徹底を図る。また、県の防災メール、緊急速報メール、ソーシャルメディアなど多様な手段による情報伝達にも努める。

市町は、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、緊急速報メール、Lアラート、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多

様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

3-4-5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県及び市町等の防災関係機関は、災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定めておく。

2 県の活動

(1) 国（総務省消防庁経由）及び防災関係機関に対する報告・要請

ア 国（総務省消防庁経由）に対する被害状況及び講じた措置の報告並びに必要な措置の要請は、県災害対策本部（災害警戒本部）より消防防災無線電話等により行う。

また、防災関係機関に対し県災害対策本部（災害警戒本部）から必要な措置の要請を行う。

イ 災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりである。

(ア) 災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア)及び(イ)に定める災害になる恐れのある災害

内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、把握できた範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告する。

なお、第一報は、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で行うとともに、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行う。

（消防庁への報告先）

| 区分 | | 平日 (9:30~18:15) | 左記以外 |
|--------------|-----|---------------------|---------------------|
| 回線別 | | 総務省消防庁応急対策室 | 総務省消防庁宿直室 |
| NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電話 | 63-90-49013 | 63-90-49102 |
| | FAX | 63-90-49033 | 63-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電話 | 64-048-500-90-49013 | 64-048-500-90-49102 |
| | FAX | 64-048-500-90-49033 | 64-048-500-90-49036 |

ウ 県災害対策本部統括司令部（災害警戒本部災害警戒室）は、各対策部、各地方本部（支部）及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報する。

(2) 各対策部の活動

各対策部は、部内各班で収集した情報を、「中間報告・最終報告様式」にとりまとめ、統括司令部（災害警戒室）に通知する。また、必要に応じて、収集した情報を各班に関係する指定地方行政機関に通報する。

(3) 各地方本部・支部の活動

ア 地方本部長（支部長）は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努める。

イ 地方本部長（支部長）は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。

ウ 地方本部長（支部長）は、管内市町長からの災害即報を「中間報告・最終報告様式」によりとりまとめ、直ちに県本部に対し報告する。

3 市町の活動

- (1) 市町災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や市町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、災害対策本部（災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 市町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町は第一報後も引き続き報告を行う。

- (2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 電話
- ウ インターネット

- (3) 報告の内容と時期

- ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

- イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。また、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

- ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

- エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告する。

- (ア) 市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- (イ) 市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 避難準備情報、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行ったとき。

4 防災関係機関の活動

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、被害の状況を県及びその他の関係機関に対し通報する。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧が完了したときには、直ちに、県災害対策本部（県災害警戒本部）へ通報する。

5 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

- ※資料
- 1 災害情報報告（資料編5-1）
 - 2 災害対策基本法施行令第2条に基づく協定（緊急放送要請）（資料編5-2）
 - 3 大規模災害発生時等の支援に関する協定（資料編5-8）

第5章 広報活動 【広報広聴課、防災危機管理課】

県、市町及び防災関係機関は、相互の連携を密にして県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

3-5-1 県の活動

1 広報事項

災害の規模、態様に応じて、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、次の事項を主として広報を実施する。

- (1) 災害対策本部（災害警戒本部）の設置
- (2) 災害の概況
- (3) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (5) 流言飛語防止等の県民への呼びかけ
- (6) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (7) 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信
- (8) 災害復旧の見込み

2 広報実施方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効とみられる方法による。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行う。

- (1) 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。
なお、甚大な被害が発生し、災害対策本部（災害警戒本部）を設置した場合においては、必要に応じて記者発表を行うなど、一元的に実施する。
- (2) 一般広報
ア 広報紙（臨時を含む）等による広報
イ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
ウ 広報車（広報設備のある車両）等（航空機、ヘリコプター等を含む）による広報
エ 市町等の広報体制を活用した広報
オ 相談窓口等の設置
カ 県のホームページ等を活用した広報
- (3) その他適当な方法
その他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

3 市町からの広報要請の処理

市町から広報の要請を受けた場合には、報道機関等の協力を得てこれを実施する。

4 県民からの問い合わせ等の処理

復旧状況等の問い合わせに対応するため、地方局総務県民課に窓口を設置する。

5 報道機関からの災害記録写真の収集

災害対策本部（災害警戒本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて、提供を依頼する。

6 国会、中央省庁等に対する広報

災害対策本部（災害警戒本部）は、災害の規模により、国会、中央省庁等に対して広報する必要がある

と認めた場合は、東京事務所を通じ、直接災害情報資料を提供して広報に努める。

3-5-2 市町の活動

1 広報事項

市町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況
- (3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (4) 避難場所及び避難所の指示
- (5) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) 防疫に関する事項
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 被災者等の安否情報
- (10) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (11) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (12) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (13) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (14) 災害復旧の見込み
- (15) 被災者生活支援に関する情報

2 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

3-5-3 関係機関の活動

1 広報事項

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、次の事項について災害の状況に応じ適宜適切な災害広報を実施する。

- (1) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込

2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。
この場合、県及び市町との連携を密にする。

3-5-4 県民が必要な情報を入手する方法

県民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット
知事、市町長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
主として市町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等
ダム放流、河川の増水、火災発生等の通報
- (5) 県や市町のホームページ
各種警報、避難勧告等の発令状況、被害情報、道路情報等

3-5-5 広聴活動

県、市町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

3-5-6 安否情報の提供

県及び市町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6章 避難活動 【防災危機管理課、保健体育課】

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市町等は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

3-6-1 避難の準備情報、勧告及び指示

市町長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告等を行う。

また、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難勧告等の発令基準

避難の勧告等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、市町長は、避難指示や避難勧告の発令、避難準備情報の提供について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(1) 避難準備情報

避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。

(2) 避難勧告

暴風の来襲、断続的な大雨により災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。

土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。

水位周知河川等の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。

高潮による浸水害の危険が強まってきたとき。

(3) 避難指示

暴風、大雨、洪水、高潮、その他災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき。

また、突然、災害発生の諸現象が現われたときは、避難勧告等の処置を経ず、直ちに避難指示の処置を行う。

(4) 屋内での待避等の安全確保措置の指示

避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

2 勧告・指示等の実施責任者

避難勧告・指示等は、次の者が実施責任者として行う。

| 実施責任者 | 内 容 | 根拠法令等 |
|-------|--|-----------------|
| 市町長 | ○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。 | 災害対策基本法 第56条 |
| | ○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 | 災害対策基本法 第60条 |
| | ○危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。 | |
| | ○避難のための立退きを行うことが危険なときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。 | |

| | | |
|----------------------|---|--------------------|
| | ○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。 | 災害対策基本法第 63 条 |
| 知 事 | ○災害が発生した場合で、当該災害により市町長が避難のための勧告及び指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市町長に代わって行う。 | 災害対策基本法第 60 条第 6 項 |
| | ○災害が発生した場合で、当該災害により市町長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市町長に代わって行う。 | 災害対策基本法第 73 条 |
| 警察官又は海上保安官 | ○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市町長が指示できないと認められるとき、又は市町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。 | 災害対策基本法第 61 条 |
| | ○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要性が認められるが、市町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。 | 災害対策基本法第 63 条第 2 項 |
| 警察官 | ○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。 | 警察官職務執行法第 4 条 |
| 知事又はその命を受けた職員及び水防管理者 | ○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。 | 水防法第 29 条 |
| 知事又はその命を受けた吏員 | ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。 | 地すべり等防止法第 25 条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。 | 自衛隊法 94 条 |

3 避難準備情報、勧告又は指示の内容

避難準備情報の提供、勧告又は指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

4 避難勧告等の伝達方法

避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、市町は、対象地域の住民に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、緊急速報メール、Lアラート、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手

続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

なお、市町長はこれらの勧告、指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

5 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。

イ 市町長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

6 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。

3-6-2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市町職員又は警察官の誘導のもと避難場所に避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難勧告等が発令された要避難地区で避難する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、集合所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により避難場所、避難所へ避難する。

エ 避難場所へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、市町長が発令する避難勧告等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市町職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の勧告等に従うよう出来る限り説得に努める。

(2) その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 避難誘導

避難誘導は、市町職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に行う。

避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、舟艇等により行う。

(4) 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、市町単独では措置できないような場合、市町長は、県災害対策本部（災害警戒本部）に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

要請を受けた県災害対策本部（災害警戒本部）は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施する。

(5) 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対し、携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3-6-3 避難道路の確保

市町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

3-6-4 避難所の設置及び避難生活

1 基本方針

市町は収容を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、避難所の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

2 市町の活動

(1) 避難所の開設

市町は、避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市町は、「市町地域防災計画」に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(ア) 高潮や山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

① 学校、体育館、公民館等の公共建築物

② あらかじめ協定した民間の建築物

③ 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ウ) 要配慮者については、その状況に応じて収容するための社会福祉施設等の確保や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借り上げを行うほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設やゴルフ場施設等を確保する。

(オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんに要請する。

(3) 設置期間

市町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 避難所の運営

ア 市町は、自主防災組織や学校等避難所施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営に当っては、要配慮者に配慮する。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 市町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

カ 市町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ク 市町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。

ケ 市町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

コ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

サ 市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、避難所の早期解消に努める。

シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

ス 避難所の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

3 県の活動

県災害対策本部又は県災害警戒本部は、市町の報告により、避難所の開設状況を把握しておくとともに、男女のニーズの違い等に配慮しながら、必要に応じて野外収容施設の資機材の調達や設置、緊急援護物資の供給にあたる。

また、被害の様相が深刻で、被災市町に避難所を設置することができないとき、又は市町に適当な建物若しくは場所がない場合、県は関係市町と協議し、隣接市町に被災住民の収容を委託するほか、隣接市町の建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。

避難所に収容された被災者のうち、住家が滅失して他に居住する住家がなく、自己の資力では新たに住宅を確保することができない者に対しては、県が応急仮設住宅を設置し供与する。

さらに、県は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び避難所、応急住宅等への収容の必要があると判断した場合には、四国4県、中四国9県及び全国都道府県との広域応援協定に基づき各県に支援を要請するほか、必要に応じて国に支援を要請し、国が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

3-6-5 避難所等への市町職員等の配置

市町が設定した避難場所及び避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

3-6-6 避難所における市町職員等の役割

1 市町職員

避難所に配置された市町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- (1) 被災者の収容
- (2) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (3) 被災者に対する生活必需品の供給
- (4) 負傷者に対する医療救護
- (5) 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- (6) 避難した者の掌握
- (7) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

2 避難所の所有者又は管理者

市町が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

3-6-7 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、避難所を指定する市町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

3-6-8 避難状況の報告

市町災害対策本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県災害対策本部又は災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

- ※資料
- 1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (資料編 1 2 - 4)
 - 2 災害時におけるテントの供給等に関する協定 (資料編 1 2 - 6)
 - 3 都市公園現況表 (資料編 1 2 - 7)
 - 4 危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定 (資料編 1 7 - 1)
 - 5 中国・四国広域応援協定 (資料編 1 7 - 4)
 - 6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (資料編 1 7 - 5)
 - 7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (資料編 1 3 - 3)
 - 8 緊急援護物資 (資料編 1 0 - 1)
 - 9 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書 (資料編 1 2 - 1 7)

第7章 緊急輸送活動

【交通対策課、防災危機管理課、産業政策課、経営支援課、漁港課、港湾海岸課、道路維持課、自衛隊】

緊急輸送の実施にあたっては、県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各県に協力を要請する。

3-7-1 実施機関

被災者や災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行う。

ただし、実施機関において処理できないときは、市町災害対策本部にあっては、県地方本部又は支部を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部（災害警戒本部）に対し応援等の要請を行う。要請を受けた県災害対策本部（災害警戒本部）は、関係機関に連絡して処置する。

3-7-2 県の活動

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他知事が必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

- (1) 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。

 - ア 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等
 - イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
 - ウ 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
 - エ ヘリコプターの燃料
- (2) 第二段階（被災後1日～6日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。

 - ア 第一段階の輸送の続行
 - イ 緊急処置を必要とする患者等
 - ウ 食料等生命の維持に必要な緊急物資
 - エ 輸送道路確保のための必要な人員及び資機材
 - オ 旅行者等
- (3) 第三段階（被災後7日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。

 - ア 災害復旧に必要な人員、資機材
 - イ 生活必需品

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量

等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立し、緊急輸送計画を作成する。

(1) 陸上輸送体制

ア 陸上輸送道路の確保

- (7) 道路管理者、警察及び自衛隊は、連携して、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、災害対策本部に連絡する。
- (4) 災害対策本部長（災害警戒本部長）は、道路施設被害等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- (5) 道路管理者、警察及び自衛隊は、連携して選定された緊急輸送ルートの確保に努める。
- (6) あらかじめ指定している緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施する。

イ 輸送手段の確保

災害発生に伴い、県が緊急に自動車等の必要が生じた場合は、自衛隊、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て、調達、あっせんをする。

ウ 協力機関

- (7) 愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会
愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、被災者移送等の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき乗合乗用自動車等の供給に協力する。
- (4) 愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合
愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、災害発生時に被災者、物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき貨物自動車等の供給に協力する。
- (5) 愛媛県レンタカー協会
愛媛県レンタカー協会は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、災害発生時に応急対策実施のために自動車等の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき自動車等の供給に協力する。
- (6) 鉄道会社
鉄道会社は、災害発生時に被災者、救援物資並びに復旧用資機材等の運送の必要が生じたときは、県の要請に基づき、車両等の供給に協力する。

エ 集積所及び要員の確保

- (7) 地方本部（支部）、市町ごとの物資集積所は緊急輸送計画により別に定める。
- (4) 物資拠点施設として民間施設の利用を図り、物資の集積配分業務を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している愛媛県トラック協会や倉庫業者へ物流専門家の派遣を要請するとともに、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。
- (5) 大規模災害時には、あらかじめ指定した広域防災拠点に県外からの物資集積を図り、各市町の物資拠点への中継を行う。
また、訓練を通じて保管・搬出管理等の実効性を高めるものとする。

(2) 海上輸送体制

ア 海上輸送路の確保

- (7) 港湾及び漁港の管理者、市町、自衛隊並びに海上保安部は、連携して利用可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、災害対策本部に連絡する。
- (4) 災害対策本部長（災害警戒本部長）は、港湾施設の被害等の情報に基づき海上輸送ルートを定める。
- (5) 港湾及び漁港の管理者、自衛隊並びに海上保安部は、連携して定められた海上輸送ルートの確保に努める。

イ 輸送手段の確保

災害発生に伴い、県が緊急に船舶等の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て、調達、あっせんをする。

ウ 協力機関

- (7) 愛媛県旅客船協会

愛媛県旅客船協会は、災害発生時に被災者、救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、旅客船等の供給に協力する。

(1) 愛媛内航海運組合連合会及び日本内航海運組合総連合会

愛媛内航海運組合連合会及び日本内航海運組合総連合会は、災害発生時に救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、貨物船等の供給に協力する。

エ 集積場所及び要員の確保

(7) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

(4) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。

(3) 航空輸送体制

ア 航空輸送施設の確保

(7) 災害対策本部（災害警戒本部）は、航空緊急輸送計画を作成するため、自衛隊に要請し松山駐屯地の利用可能状況を把握する。

(4) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。

(5) 地方本部（支部）及び消防防災航空隊は、市町を通じ、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部（災害警戒本部）に報告する。

(6) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。
なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

イ 輸送の手段

緊急輸送は、自衛隊等の協力を得て次の航空機により行う。

(7) 自衛隊の航空機

(4) 県及び県警察のヘリコプター

ウ 集積場所及び要員の確保

自衛隊との事前の協議に基づき、松山駐屯地内に集積場所を設けるとともに、必要に応じ、連絡調整に当るため、県職員を派遣する。

(4) 燃料確保対策

ア 自動車、船舶の燃料

(7) 県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定等に基づき確保に努める。

(4) 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

イ 航空機の燃料

県の所有する消防防災ヘリコプター及び他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(5) 輸送の調整等

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部（災害警戒本部）において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

3-7-3 従事命令等による輸送の確保

1 従事命令

知事は、災害応急対策上必要な資機材等を緊急に輸送する必要があると認める場合は、災害対策基本法第71条による従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期する。

2 災害応急対策必要物資の運送要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに前述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に

必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

3 被災者の運送要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに前述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

3-7-4 市町及び関係機関の活動

1 市町

災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、原則として市町が行う。

- (1) 市町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画または調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にして、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。
- (4) 市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (5) 市町は孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

2 防災関係機関

- (1) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うが、特に必要な場合は、県災害対策本部（県災害警戒本部）に必要な措置を要請する。
- (2) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

3 四国運輸局の緊急輸送

四国運輸局愛媛運輸支局は、緊急輸送の要請を受けた場合、関係協会及び支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係事業者に出動できるよう体制を整えさせる。

| | | | |
|-----|---|-------------------------|---------------------|
| ※資料 | 1 | 災害対策自動車班編成表 | (資料編 1 1 - 2) |
| | 2 | 自動車出勤計画表 | (資料編 1 1 - 3) |
| | 3 | 海上物資輸送計画 | (資料編 1 1 - 5) |
| | 4 | 海上人員輸送計画 | (資料編 1 1 - 6) |
| | 5 | 災害時における物資等の輸送に関する協定 | (資料編 1 1 - 1 7) |
| | 6 | 災害時の船舶による輸送等に関する協定（物資） | (資料編 1 1 - 1 8) |
| | 7 | 災害時の船舶による輸送等に関する協定（人員等） | (資料編 1 1 - 1 9) |
| | 8 | 災害時の人員等の輸送に関する協定 | (資料編 1 1 - 2 0、2 1) |
| | 9 | 災害時における物資等の輸送に関する協定 | (資料編 1 1 - 2 2) |

| | | |
|-----|-------------------------|---------------------|
| 1 0 | 災害時の道路障害物の除去に関する覚書 | (資料編 1 1 - 2 3) |
| 1 1 | 災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定 | (資料編 1 1 - 2 4) |
| 1 2 | 災害時における自動車等の提供に関する協定 | (資料編 1 1 - 2 5、2 6) |
| 1 3 | 災害時における車両等の排除業務に関する協定 | (資料編 1 1 - 2 8) |
| 1 4 | 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定 | (資料編 1 1 - 2 9) |
| 1 5 | 災害時における物資の保管等に関する協定 | (資料編 1 1 - 3 0) |
| 1 6 | 愛媛県内飛行場外臨時離着陸場一覧表 | (資料編 1 6 - 6) |
| 1 7 | 愛媛県内臨時ヘリポート一覧表 | (資料編 1 6 - 7) |
| 1 8 | 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 | (資料編 1 6 - 8) |
| 1 9 | 広域防災拠点 | (資料編 1 7 - 1 3) |

第8章 交通応急対策

【交通対策課、防災危機管理課、漁港課、港湾海岸課、道路維持課、県警本部、海上保安部、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

3-8-1 陸上交通

1 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、警察本部、各警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

2 実施機関

(1) 道路管理者

ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 公安委員会、警察本部、各警察署

ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき

ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合

(3) 港湾及び漁港管理者

ア 臨港道路の使用に関し必要な規制

3 陸上交通確保の基本方針

(1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

(3) 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(4) 公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

(5) 道路管理者は、道路の通行規制が行われている場合は、道路利用者に対して道路情報提供装置等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

4 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

(2) 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等につ

いて要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

ア 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

イ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場に行かない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

エ 道路管理者

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

5 交通規制実施後の広報

警察本部、各警察署は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を住民に広く周知し、秩序ある交通を確保する。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場に行かないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場に行かない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 道路管理者の措置命令

ア 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道

路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、市町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

7 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては防災危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

8 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

3-8-2 海上交通

1 海上交通の規制

(1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。

(2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

(3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

2 海上交通確保の措置

(1) 海上交通の整理

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連携し、県内の海上交通確保について必要な輸送道路の選定等の調整を行う。

(2) 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講じる。

(3) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱の規制、火災・海難等への適切な措置を講じる。

(4) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置する等船舶交通の安全を確保する。

(5) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは速やかに復旧に努める他必要な応急措置を講じる。

(6) 海上自衛隊等に対する支援要請

知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊及び海上保安部に対し応援を要請する。

- ※資料
- 1 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定 (資料編 1 1 - 1 6)
 - 2 緊急通行車両の標章並びに通行証 (資料編 1 1 - 4)
 - 3 大規模災害発生時における相互協力に関する協定 (資料編 1 1 - 2 7)
 - 4 災害時における車両等の排除業務に関する協定 (資料編 1 1 - 2 8)
 - 5 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定 (資料編 1 1 - 2 9)

第9章 孤立地区に対する支援活動 【消防防災安全課、防災危機管理課】

県及び市町は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

3-9-1 県の活動

県は、孤立地区に対し、市町ほか関係機関と連携し次の措置を行う。

- (1) 県防災ヘリコプター等による情報収集、救出、物資輸送
- (2) 自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請
- (3) 緊急支援物資の確保・あっせん

3-9-2 市町の活動

市町は、孤立地区に対し、次の措置を行う。

- (1) 孤立地域の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク・船舶）
- (4) 集団避難の勧告・指示の検討
- (5) 住民不在地域における防犯パトロールの強化
- (6) 緊急支援物資の確保・搬送

第10章 消防活動 【消防防災安全課】

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、県、市町、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

3-10-1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命救助の最優先

消防署及び消防団は、市町消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

3-10-2 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- オ 要救助者の状況
- カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

- ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- イ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はその恐れがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下にはいり、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

(1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

- (2) 避難誘導
避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。
- (3) 救急救助活動
消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3-10-3 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援

市町長又は消防長は、火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づく応援要請等については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

また、火災が発生し、市町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリの緊急出動を要請する。

2 緊急消防援助隊

知事は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

- (1) 災害の状況及び応援要請の理由
- (2) 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- (3) 応援部隊の進入経路及び集結場所
- (4) 指揮体制及び無線運用体制
- (5) その他必要事項

| 区分 | | 平日 (9:30~18:15) 総務省消防庁広域応援室 | 左記以外 総務省消防庁宿直室 |
|------------------|-----|--------------------------------|---------------------|
| NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7552 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電話 | 63-90-49013 | 63-90-49102 |
| | FAX | 63-90-49033 | 63-90-49036 |
| 地域衛星通信 ネットワーク | 電話 | 64-048-500-90-49013 | 64-048-500-90-49102 |
| | FAX | 64-048-500-90-49033 | 64-048-500-90-49036 |

3-10-4 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大する恐れのあるときは、次の措置を講じる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- (2) 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

3-10-5 自主防災組織の活動

1 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

2 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

3-10-6 県民の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

- ※資料
- | | | |
|---|----------------|----------|
| 1 | 愛媛県消防広域相互応援協定書 | (資料編4-2) |
| 2 | 愛媛県消防広域相互応援計画 | (資料編4-3) |

第 1 1 章 水防活動 【河川課】

洪水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

3-11-1 水防組織

水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、県及び市町の水防計画の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

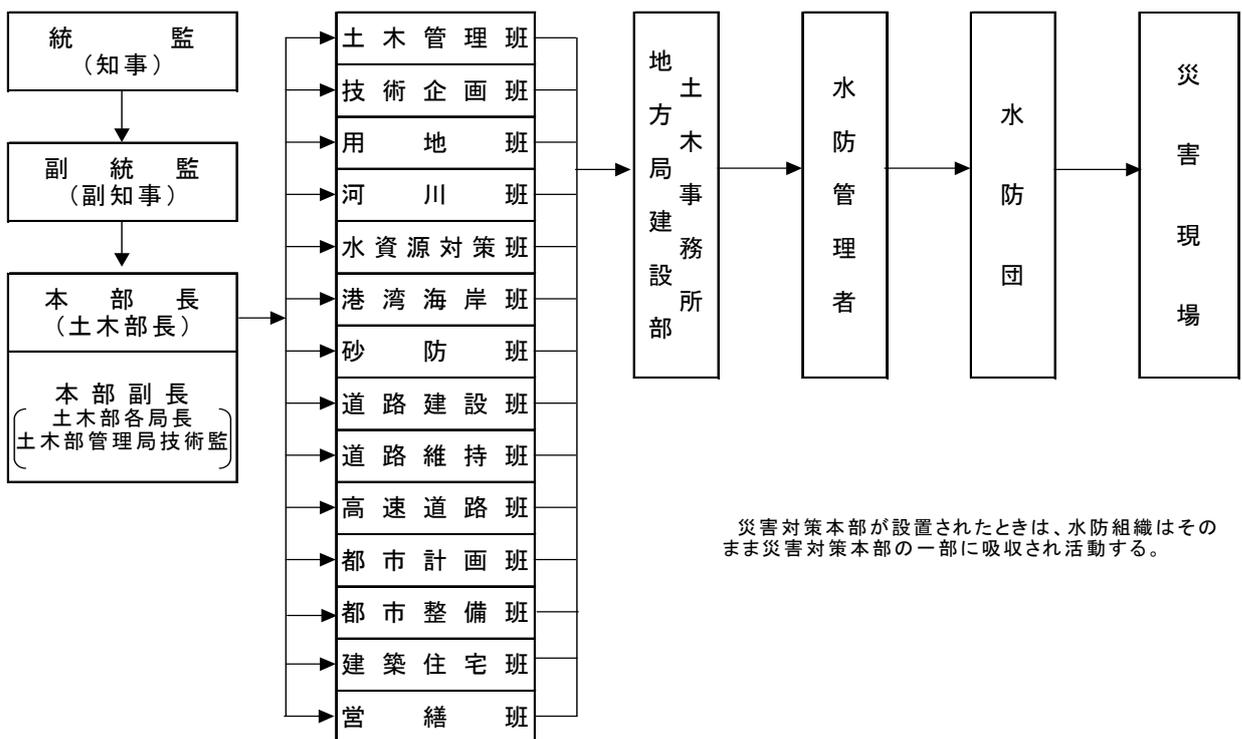
1 県の体制

水防法（昭和24年法律第 193 号）第 1 0 条の規定により、松山地方気象台による気象状況等の通知、又は松山地方気象台と国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所及び大洲河川国道事務所の共同による洪水予報の通知を受けて、洪水、津波又は高潮等に対する危険があると知事が認めるときは、県において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。

2 水防本部の組織

水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の統括処理にあたり本部を県庁（土木部内）におく。

水防本部の組織



災害対策本部が設置されたときは、水防組織はそのまゝ災害対策本部の一部に吸収され活動する。

(班長:各課長、各室長)

統監不在のときは、副統監、本部長がそれぞれ代行する。

本部長、本部副長、各班長が不在のときは、下位の者がそれぞれ代行する。

3 市町の水防組織

(1) 市町の水防組織は、市町水防計画で定める。

(2) 第一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努める。

ア 待機 水防団の足留を行う体制

イ 出動準備 水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制

ウ 出動 水防団が出動する体制

3-11-2 水防危険箇所

県の水防計画における水防危険箇所として、洪水等により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想される箇所を「重要水防区域」、重要水防区域のうち護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位（警戒水位）までに決壊が予想される地域を「特に危険な箇所」として定め、これら区域の水防体制強化を図る。

3-11-3 水防倉庫及び資器材

1 県

水防管理団体の備蓄水防資器材で、緊急の際に不足するような場合、応急支援を行うため、県においても資器材を備蓄し、水防管理者の要請により、地方局建設部長及び土木事務所長が払出す。

2 水防管理団体

水防管理団体は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつけるよう努める。

3-11-4 水防活動

1 県

(1) 河川課

河川課は松山地方气象台及び国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所及び大洲河川国道事務所から水防に関する通知を受けたときは、すみやかに県防災通信システム（地上系・衛星系）等により関係する地方局建設部、土木事務所及びダム管理事務所に通知する。

(2) 地方局建設部及び土木事務所

地方局建設部及び土木事務所は、河川課から水防に関する通報伝達又は気象注意報等の伝達を受け必要と認めるときは、関係の水防管理団体に通知するとともに、情報把握に努め、必要に応じ管内関係機関に關係事項を伝達する。

また、水防管理団体から水防活動について通報伝達を受けたときには、河川課に報告する。

2 水防管理団体

水防管理団体は、地方局建設部又は土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、市町水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに地方局建設部又は土木事務所に通知する。

- (1) 水防団（消防団）が水防のために出動したとき
- (2) 堤防等に異状を発見したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退避難を指示したとき
- (6) 水防本部を設置したとき

3 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき
- イ 豪雨等により堤防の決壊、漏水、がけくずれ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

(2) 出 動

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）を出動させる。

ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

イ 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき

ウ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき

4 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、地方局建設部又は土木事務所へ通知する

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに地方局建設部又は土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

5 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

3-11-5 水門等の操作及び通報

1 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

(1) 水門等の管理者は水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。

(2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

(3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（高潮）

(1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。

(2) 水門、閘門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

(3) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

- ※資料
- | | | |
|---|----------------|----------|
| 1 | 重要水防区域総括表 | (資料編4-4) |
| 2 | 県水防倉庫資器材保有状況 | (資料編4-5) |
| 3 | 愛媛県消防広域相互応援協定書 | (資料編4-2) |

第12章 人命救助活動

【消防防災安全課、防災危機管理課、県警本部、海上保安部、自衛隊】

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

3-12-1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (4) 市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織や事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

3-12-2 県の活動

知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講じる。

- (1) 県職員を派遣し救出活動を支援する。
- (2) 他の市町長に対し応援を指示する。
- (3) 自衛隊に対し支援を要請する。
- (4) 海上保安部に対し支援を要請する。
- (5) 救出活動の総合調整を行う。

3-12-3 県警察の活動

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、災害警備用装備資器材を活用して、負傷者等の救出活動にあたる。

3-12-4 市町の活動

- (1) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (2) 市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資器材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

3-12-5 消防機関の活動

消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、郡市医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

また、市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

3-12-6 自主防災組織の活動

1 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

2 避難の実施

市町長や警察官等から避難の勧告等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - ア 市街地……………火災、落下物、危険物
 - イ 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり
 - ウ 海岸地域……………高潮
- (2) 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。
- (3) 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

3 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3-12-7 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市町や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

3-12-8 自衛隊の活動

県の要請に基づき救出活動を実施する。

3-12-9 海上保安部の活動

海上保安庁は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。

- ※資料
- 1 愛媛県消防広域相互応援協定書（資料編 4-2）
 - 2 大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定

- 3 自衛隊派遣要請計画 (資料編 5 - 9)
(資料編 1 7 - 1 1)

第13章 死体の捜索・処理・埋葬 【保健福祉課、医療対策課、薬務衛生課、県警本部】

県、市町及び関係機関は、死体の捜索処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

3-13-1 県の活動

- (1) 市町から要請があったときは、死体の捜索及び処理に必要な要員の派遣、死体処理器具・資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。
- (2) 市町から要請があったときは、必要に応じて大規模な死体収容所及び死体検案所を設置する。
- (3) 市町から要請があったときは、死体の処理及び火葬に関して近隣市町及び近隣県に協力を依頼する。受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に連絡する。

3-13-2 市町の活動

- (1) 警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の捜索を行う。
- (2) 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に死体安置所を設置する。
- (4) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 市町長は、死体の捜索、処理、火葬及び埋葬について、当該市町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 捜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (7) 市町は、災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の処理及び火葬を実施する。

3-13-3 県警察の活動

県警察は、県及び市町と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして、死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への死体の引渡し等に努める。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市町及び指定公共機関等と密接に連携する。

3-13-4 県民及び自主防災組織の活動

県民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市町や警察に提供するよう努める。

- | | | | |
|-----|---|-----------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 災害時における遺体搬送に関する協定 | (資料編 7-11) |
| | 2 | 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定 | (資料編 7-12) |
| | 3 | 災害時における協力に関する協定 | (資料編 7-13) |

第14章 食料及び生活必需品等の確保・供給

【交通対策課、県民生活課、防災危機管理課、経営支援課、農産園芸課、畜産課、日本赤十字社】

県、市町及び関係機関は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3-14-1 災害時における応急供給

1 県の活動

- (1) 知事は、市町から緊急物資の調達又はあっせんの要請があったときは、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行う。また、被災市町からの要求を待っている被災市町における救難・救助等の応急措置に支障を来すおそれがあると認められる場合などは、市町の被災状況等に応じ適切にプッシュ型の物資等の供給の可否を判断する。
- (2) 県は、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、企業や民間団体との応援協定などにより調達又はあっせんに努める。
- (3) 緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ協定を締結した緊急物資保有者とする。これによっても不足するときは、県内の他の緊急物資保有者又は県外の緊急物資保有者から調達する。
- (4) 緊急物資の輸送は事情の許す限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。
- (5) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて協定を締結した緊急物資保有者の緊急物資在庫量の把握を行う。
- (6) 知事は、調達が困難な緊急物資について、国に対し調達又はあっせんに要請する。
- (7) 必要に応じ保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講じる。
- (8) 知事は、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき、緊急物資等の提供及びあっせんに要請する。

2 市町の活動

- (1) 食料や生活必需品の非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- (2) 市町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達するほか、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんに要請する。
 - ア 調達又はあっせんに必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項
- (3) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- (4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

3 政府所有米穀の調達活動

県は、市町からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に連絡及び要請書を提出する。市町が直接、生産局に連絡した場合は、

必ず県に連絡するものとし、県は生産局に連絡する。

4 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、市町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織は必要に応じ炊き出しを行う。

5 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、速やかに市町を通じ被災者に分配する。

3-14-2 物資の輸送

物資の輸送手段については、「第7章 緊急輸送活動」に基づき、災害の規模及び発生地域の状況に応じ、陸上輸送、海上輸送、航空輸送等の方法により、市町の要請を受けた県が四国運輸局愛媛運輸支局等防災関係機関及び協力団体の協力を得て調達、あっせんを行う。

3-14-3 調達救援物資集積場所

県及び市町は、災害の規模及び発生の地域等の状況に応じ、小、中、高校の講堂や、体育館又は公民館等を借り上げ、物資の集積及び配分を行う。

3-14-4 燃料の供給

- 1 県及び市町は、地域別、生産数量及び販売業者予想手持量の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給する。
なお、ガス器具等の確保については、大手小売業者との間に締結した協定に基づき要請を行う。
- 2 県及び市町は、県や市町の行政庁舎、避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

3-14-5 家畜飼料の供給

県内の飼料取扱業者を通じて供給、あっせんする。

| | | | |
|-----|----|--|---------------|
| ※資料 | 1 | 緊急援護物資 | (資料編10-1) |
| | 2 | 緊急援護物資管理及び輸送体制 | (資料編10-2) |
| | 3 | 市町備蓄物資一覧表 | (資料編10-3) |
| | 4 | 家畜飼料の取扱業者一覧表 | (資料編10-4) |
| | 5 | 米穀の調達に関する協定書 | (資料編10-5) |
| | 6 | 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 | (資料編10-6) |
| | 7 | 災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定 | (資料編10-7) |
| | 8 | 災害時における生活必需物資の調達に関する協定 | (資料編10-8) |
| | 9 | 災害時における生活必需物資の調達に関する協定 | (資料編10-9) |
| | 10 | 災害時における物資供給に関する協定書 | (資料編10-10) |
| | 11 | 災害時における食料(パン)の調達に関する協定 | (資料編10-11) |
| | 12 | 災害時における応急生活物資の供給及び帰宅困難者への支援に関する協定(株ファミリーマート) | (資料編10-12) |
| | 13 | 災害時における物資の調達に関する協定 | (資料編10-14、20) |
| | 14 | 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定 | (資料編10-15) |

- 15 災害時における救援物資提供に関する協定 (資料編 10-16)
- 16 災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定
(資料編 10-17)
- 17 災害発生時におけるレンタル機材の提供に関する協定 (資料編 10-18)
- 18 災害発生時における物資提供に関する協定 (資料編 10-19)
- 19 災害時における協力に関する協定 (資料編 7-13)
- 20 災害時における応急生活物資 (LPガス等) の供給に関する協定
(資料編 8-6)

第15章 飲料水の確保・供給 【防災危機管理課、環境政策課】

県及び市町は、災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

3-15-1 県の活動

- (1) 県は、市町から飲料水の供給・調達について要請があったときは、民間企業との間に締結した協定に基づき、調達の要請を行うとともに、隣接市町や広域応援協定締結県、自衛隊、国に対し協力を要請する。
- (2) 県は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは広域応援協定締結県又は国に対し調達の要請を行う。
- (3) 災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示・指導を行う。

3-15-2 市町の活動

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水車等により応急給水を行う。
- (2) 市町は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達あっせんを要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (3) 自己努力により飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- (4) 災害発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。
その場合の供給水量は1人1日20ℓを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

3-15-3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 災害発生後3日間は県民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市町が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

| | | | |
|-----|---|---------------------|-----------|
| ※資料 | 1 | 緊急援護物資 | (資料編10-1) |
| | 2 | 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 | (資料編10-6) |
| | 3 | 市町給水タンク保有状況一覧 | (資料編8-2) |
| | 4 | 市町別給水能力一覧表 | (資料編8-3) |

第16章 医療救護活動

【医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、県立病院課、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県栄養士会、公益社団法人愛媛県接骨師会】

県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、緊密に連携し被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

3-16-1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- (3) 市町は、当該域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市町の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 県、市町は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

3-16-2 情報の収集・提供

- (1) 県及び災害医療コーディネータは、市町、消防機関、警察、県医師会等との連携のもと以下について情報収集を行い、市町等は県等への情報提供に努める。
 - ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - イ 避難所、救護所の設置状況
 - ウ 避難所、救護所における医療ニーズ
 - エ 医薬品等医療資機材の需給状況
 - オ 医療施設、救護所等への交通状況
 - カ その他参考となる事項
- (2) 被災地の保健所は、必要に応じて医療施設、避難所、救護所等へ職員を派遣して情報収集を行い、県へ報告する。
- (3) 県及び災害医療コーディネータは、広域災害・救急医療情報システムを活用して、支援を必要とする医療機関及び支援が可能な医療機関についての情報収集を行い、医療機関は県等への情報提供に努める。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療救護に関して把握した情報を関係機関に提供するとともに、必要に応じて国への報告を行う。

3-16-3 救護所等における活動

- (1) 救護所
 - ア 市町は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づく救護班の派遣要請を行うなどにより、救護班を確保する。
 - イ 救護所での医療活動は、市町の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。
 - ウ 救護所において救護班は次の業務を行う。
 - (ア) 傷病者の傷病の程度判定

- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - (ウ) 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
 - (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - (オ) 助産活動
 - (カ) 死体の検案
 - (キ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への収容状況等の報告
- (2) 被災地域内の医療機関
- ア 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。
 - イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市町に支援を要請する。
 - ウ 市町からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市町が設置する救護所へ派遣する。
 - エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
 - オ 被災地域内の医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。
- (3) 救護病院等
- ア 救護所へ救護班を派遣する。
 - イ 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受け入れ、次の活動を行う。
 - (ア) 重症者及び中等症者の収容と処置
 - (イ) 助産
 - (ウ) 死体の検案
 - (エ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への収容状況等の報告
 - (オ) 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配
 - (カ) その他必要な活動
 - ウ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。
- (4) 災害（基幹）拠点病院
- ア 救護所へ救護班を派遣する。
 - イ 被災地等にDMATを派遣するとともに、他県等から派遣されたDMATの活動拠点として、DMATの受入れ・派遣調整等を行う。
 - ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受け入れ、救護病院等と同様の活動を行う。
 - エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。
 - オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動を行う。
- (5) 三次救急医療施設
- 災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受け入れ、救命医療の提供を行う。

3-16-4 県の活動

- (1) 市町から救護班の派遣要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、県立病院職員で構成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するとともに、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会、公的医療機関、旧国立医療機関等に対して、救護班等の派遣に係る協力要請を行う。また、必要に応じて他県又は国に対し救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (2) 災害（基幹）拠点病院や日本赤十字社愛媛県支部、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会等で構成する調整会議を開催し、被災地域内の医療ニーズや医療救護の実施状況等に係る情報共有を行うとともに、県外からの救護班の受入れ・派遣調整等をはじめとした医療救護の実施に係る各種要請や調整等を行う。

- (3) 被害状況の推移に応じて、被災地の救護所、救護病院等で医療救護ができないときは、他の二次医療圏の救護病院等、災害（基幹）拠点病院への収容のため必要な調整を行う。また、必要に応じて他県又は国に対して傷病者の受入れを要請する。
- (4) 被災地において医療救護活動を行う人材の確保が必要なときは、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会その他関係団体に対して災害医療ボランティアのあっせんを依頼する。
- (5) 救護班その他の医療救護を行う者が、道路の損壊等のため被災地域へ移手段を自ら確保することが困難なときは、緊急輸送活動として必要な措置を講じる。
- (6) 市町から医薬品等の供給・調達について要請があったときは、必要に応じて県が備蓄する緊急援護物資を供給するほか、愛媛県赤十字血液センター及び協定を締結した愛媛県薬事振興会加盟の薬事関係団体等から調達を行う。
- (7) 災害の規模、発生地域の状況、避難の期間等を勘案のうえ、必要に応じて、薬剤師会等の関係団体の協力の下、医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。
- (8) 被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、国に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するとともに、受入れ、派遣を調整する。
- (9) 難病患者等が継続して医療を受けられるよう、市町及び関係医療機関と連携し、必要な調整を行う。
- (10) ライフラインの早期復旧が必要な医療機関の状況を把握し、水道、電気、ガス等関係事業者に対し、ライフラインの確保について協力を要請する。
- (11) 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと一体となり、次の活動を行う。
 - ア 被災地域及びその周辺の医療機関の医療提供機能を確認し、医療機関、医師会、市町、県等に対して、患者の受入れ等に関する情報を提供し、協力要請を行う。
 - イ 圏域内の医療機関や医師会等関係団体、市町等で構成する地域災害医療対策会議を開催し、地域内の被災情報の伝達と共有、医療救護の実施に係る各種要請や調整等を行う。
 - ウ 他の地域や都道府県から派遣された救護班や災害医療ボランティアに対して、被災地域の状況等の情報を提供するとともに、救護班等の活動場所（救護所等）の確保等の調整を行う。
 - エ 必要に応じて自ら救護班を編成し、救護所等において医療救護を実施する。
 - オ 市町から要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、被災地に職員を派遣し、市町と連携して救護所・避難所における救護班の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行う。
 - カ 必要に応じて、薬剤師会等の関係団体の協力の下、医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。

3-16-5 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

1 統括コーディネータ

- (1) 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
- (3) 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

2 災害拠点病院コーディネータ

- (1) 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 圏域内におけるDMA Tや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
- (4) 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- (5) 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (6) 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

3 公立病院コーディネータ

- (1) 立地市町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 立地市町内におけるDMA Tや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。

- (3) 立地市町内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (4) 災害拠点病院コーディネータ及び立地市町内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

3-16-6 被災地の市町の活動

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- (3) 災害時の医療救護に関する協定に基づき救護班の派遣を要請する。
- (4) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- (5) 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (6) 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
- (7) 救護所・避難所における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。
- (8) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんに要請する。
- (9) 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- (10) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
 - ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
 - イ 必要な救護班数
 - ウ 医療救護活動を必要とする期間
 - エ 派遣場所
 - オ その他必要事項
- (11) 市保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の活動を行う。
- (12) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

3-16-7 被災地外の市町の活動

県からの協力要請に基づき、市町立病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行う。

3-16-8 負傷者の搬送

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、市町が行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- (2) 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を市町に要請する。
- (3) 救護所等から後方医療機関までの搬送は、市町が県及び防災関係機関との連携・支援のもとに実施する。
- (4) 県は、県内の各消防本部その他の防災関係機関と情報交換を図り、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
- (5) 県は、他の都道府県へ傷病者を搬送する必要があるとき、又は、道路の損壊等のため救急車による搬送が困難なときは、他の都道府県や自衛隊等と調整を行い、ヘリコプターや船艇等による広域的な医療搬送体制を確保する。
- (6) 広域医療搬送を実施する場合、県は、予め定めた計画に基づき、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置し、運営する。

3-16-9 愛媛県医師会等の活動

1 愛媛県医師会

- (1) 県又は市町から援助の要請があったときは、愛媛県医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。
- (2) 救護病院等以外の愛媛県医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要がある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。
- (3) 県、市町又は県警本部からの死体検案について援助要請があったときは、会員に対して協力を要請する。

2 愛媛県歯科医師会

- (1) 県又は市町から援助の要請があったときは、愛媛県歯科医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。
- (2) 愛媛県歯科医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要がある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。
- (3) 県、市町又は県警本部から援助の要請があったときは、身元不明者の確認のため、歯形の調査を行う。

3 愛媛県薬剤師会

- (1) 県又は市町から援助の要請があったときは、薬剤師等を現地に派遣し、救護活動に努める。
- (2) 県から援助の要請があったときは、医薬品等の集積場所の設置に協力するとともに、集積場所に薬剤師等を派遣し、医薬品等の集積及び配分に協力する。

4 愛媛県看護協会

県又は市町から援助の要請があったときは、看護師等を現地に派遣し、救護活動に努める。

5 愛媛県栄養士会

県又は市町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、支援活動に努める。

6 愛媛県接骨師会

県から援助の要請があったときは、柔道整復師等を現地に派遣し、支援活動に努める。

3-16-10 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部の医療活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者受入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行う。

1 救護班

救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。被災の状況により、必要な救護要員を増員する。

2 救護班の派遣

- (1) 日本赤十字社愛媛県支部は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。
- (2) 日本赤十字社愛媛県支部の救護班は、医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び死体の処理等の応援を行う。

3 広域応援

- (1) 日本赤十字社愛媛県支部は、災害の状況に応じ近隣の支部に対し、救護班の派遣を要請する。
- (2) 日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社に対し、必要に応じ血液製剤の確保及び緊急輸送について援助を要請する。
- (3) 日本赤十字社愛媛県支部の救護班及び血液の輸送のため必要があるときは、ヘリポート、輸送車両の確保について県に要請する。

4 後方医療機関への傷病者収容

日本赤十字社愛媛県支部は、負傷者を県外の医療機関に収容する必要がある場合は、日本赤十字社及び近隣の支部に対し、傷病者の受入れを要請する。

3-16-11 公的医療機関・旧国立医療機関の活動

1 救護班の派遣

ア 公的医療機関は、県又は市町の派遣の協力要請に基づき、救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。

イ 旧国立医療機関は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

2 傷病者の受入れ

県又は市町から傷病者の受入れについて協力要請があった場合は、協力を努める。

3-16-12 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

| | | | |
|-----|----|------------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 救護班の編成と収容施設一覧表 | (資料編 7-1) |
| | 2 | 災害時の医療救護に関する協定(愛媛県医師会) | (資料編 7-2) |
| | 3 | 災害時の医療救護に関する協定(愛媛県看護協会) | (資料編 7-3) |
| | 4 | 災害時の医療救護に関する協定(愛媛県歯科医師会) | (資料編 7-4) |
| | 5 | 災害時の医療救護に関する協定(愛媛県薬剤師会) | (資料編 7-5) |
| | 6 | 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定 | (資料編 7-6) |
| | 7 | 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定(愛媛県接骨師会) | (資料編 7-7) |
| | 8 | 日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況 | (資料編 7-8) |
| | 9 | 災害時における被災者支援に関する協定(愛媛県薬事振興会) | (資料編 7-9) |
| | 10 | 災害時における医療ガス等の供給に関する協定 | (資料編 7-10) |

第17章 防疫・衛生活動 【健康増進課、薬務衛生課】

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

3-17-1 県の活動

- (1) 災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。
- (2) 医師、保健師等による調査班を編成し、被災地域において疫学調査を行う。疫学調査の結果、必要がある場合には健康診断を実施する。
- (3) 市町からの要請に基づいて、職員を派遣する。なお、県内での対応が困難な場合には、厚生労働省又は他の都道府県に応援を要請する。
- (4) 感染症が発生したとき又はその恐れがあるときは、発生状況を調査したうえで、市町に対して、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動についての指導・指示を行うとともに、これを支援する。
- (5) 市町において防疫薬剤・資機材等の確保が困難な場合には、これらのものを市町に供給する。また、県内での対応が困難な場合には、厚生労働省又は他の都道府県に応援を要請する。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）の規定による一類感染症及び二類感染症患者の発生した場合は、入院の勧告等を行うとともに、感染症指定医療機関等と連携して必要病床を確保したうえで、患者を医療機関へ移送する。
- (7) 被害が甚大で、市町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は実施しても不十分であると認められるときは、感染症法に基づく措置を市町に代わって講じる。
- (8) 市町と協力して、保健師等による巡回健康相談を実施するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行い、被災者の心身の健康保持に努める。
- (9) 被害状況、感染症発生状況、防疫活動状況等の必要な情報を厚生労働省に報告する。

3-17-2 市町の活動

- (1) 県に準じて防疫組織を設置し、対策を実施する。
- (2) 県の指導・指示により、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (3) 飲料水の消毒及び衛生指導を行う。
- (4) 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- (5) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (6) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- (7) 県（保健所）と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (8) 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。
- (9) 保健所を設置する市は、県の項に定める措置のうち、感染症法により当該市が行うこととされている措置については、自ら行う。

3-17-3 県民の活動

県（保健所）及び市町の指導を受けながら、避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

第18章 保健衛生活動 【保健福祉課、医療対策課、健康増進課】

災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県及び市町は協力して保健衛生活動を行う。

3-18-1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

- (1) 県は、避難所等の被災者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに市町から避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。
- (2) 被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。
- (3) 上記情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

3-18-2 被災者等への保健衛生活動

- (1) 県及び市町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

3-18-3 保健師等の応援・派遣受入

- (1) 県及び市町は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県は、被災者等の保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の他の自治体の職員の派遣についてあつせんを要請する。

第19章 食品衛生活動 【薬務衛生課】

被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、県及び市町は、食品の衛生管理等を行う。

3-19-1 県の活動

県は、市町の協力を得て、被災地における臨時給食施設（避難所の炊き出し施設等）及び食品関係業者の実態を把握し、被災者に対し、安全で衛生的な食品が供給できるように努める。

1 臨時給食施設の監視指導

- (1) 関係機関と連携して、施設の実態を把握する。
- (2) 食品衛生監視員による現地指導を行い、食中毒の事故発生を防止する。

2 食品関係業者の監視指導

- (1) 現地調査により、被害の実態を把握する。
- (2) 被害の程度に応じて、営業の全部又は一部停止等の措置をとり、不衛生な食品の製造、流通を防止する。
- (3) 営業が可能な施設については、食品衛生監視員による現地指導を行い、衛生的な食品の製造、流通等を指導する。
- (4) すでに製造又は保存されている食品の検査を実施して、不衛生な食品の流通を防止する。

3 県民に対する広報活動

県民の食品衛生に対する啓蒙指導を行う。

3-19-2 市町の活動

- (1) 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供を行う。
- (2) 消毒薬等必要物資を配布する。

3-19-3 県民の活動

- (1) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行う。
- (2) 食品関係業者は、食品衛生監視員の指示に従うとともに、自主管理を強化する。

第20章 廃棄物等の処理 【循環型社会推進課、都市整備課】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行う。

3-20-1 し尿処理・清掃活動体制の確保

1 市町の活動

- (1) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (2) 仮設便所やその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (5) 生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

2 県民及び自主防災組織の活動

- (1) し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同便所の設置を準備する。

3-20-2 下水処理・し尿処理の実施

1 県の活動

- (1) 市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について、必要な指導及び市町間の調整を行う。
- (2) 市町の要請に基づき、必要に応じて県が備蓄するポータブルトイレ等緊急援護物資を供給するとともに、民間事業者等が所有する仮設トイレについて、協定に基づき調達あっせんを行う。
- (3) 市町の要請に基づき、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人愛媛県浄化槽協会に対して協力を要請する。
- (4) 市町の下水道施設の被災状況を把握し、市町から支援要請があったときは、速やかに中国・四国ブロック災害時支援連絡会議に連絡し必要な支援要請を行う。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに他県、国に対して応援を要請する。

2 市町の活動

- (1) 下水道施設の総点検を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握出来るまでは、住民に水洗便所の使用をひかえ、仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用制限について広報を行う。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して素掘り、仮設便所等で処理するよう指導する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 水洗便所は市町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市町に連絡するとともに、市町からの指示に従う。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設便所の建設、消毒、管理を行う。

3-20-3 生活系ごみ処理の実施

1 県の活動

- (1) 市町の要請に基づき、市町の行うごみ処理施設について必要な助言及び市町調整を行う。
- (2) 市町の要請に基づき、県外のごみ処理業者等のあっせんを行う。
- (3) 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。

2 市町の活動

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、または処理するように指導・広報する。
- (3) 住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選択した処理場に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

3 県民及び自主防災組織の活動

県民は、自主防災組織を中心として、市町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとることとする。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、市町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

3-20-4 災害廃棄物処理の実施

1 県の活動

- (1) 市町の要請に基づき、必要な助言及び市町間の調整を行う。
- (2) 市町の要請に基づき、県外の廃棄物処理業者等のあっせんを行う。

2 市町の活動

- (1) 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

| | | | |
|-----|----|---------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 最終処分場 | (資料編 9-1) |
| | 2 | 廃棄物再生利用施設 | (資料編 9-2) |
| | 3 | し尿処理施設 | (資料編 9-3) |
| | 4 | ごみ焼却施設 | (資料編 9-4) |
| | 5 | 中国・四国ブロックの災害時支援に関するルール | (資料編 9-5) |
| | 6 | 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定 | (資料編 9-6) |
| | 7 | 愛媛県廃棄物応急処理計画作成指針 | (資料編 9-7) |
| | 8 | 愛媛県災害廃棄物処理マニュアル | (資料編 9-8) |
| | 9 | 災害時における仮設トイレの供給に関する協定 | (資料編 9-9) |
| | 10 | 災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定 | (資料編 9-10) |

第 2 1 章 障害物の除去 【漁港課、河川課、港湾海岸課、道路維持課】

災害により発生した土石、木材等の障害物については、各関係機関において除去し、日常生活の確保に努める。

3-21-1 障害物等の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等を除去し、交通路を確保して必要な物資の輸送を円滑にし、もって被災者の日常生活の確保を図る。

なお、道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

1 道路上の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。道路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

除去した障害物は、市町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

2 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

3 港湾区域、漁港区域における障害物の除去

港湾及び漁港管理者は、管理する港湾区域及び漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、海上保安庁、警察機関、消防機関、自衛隊と協力して所要の措置をとる。

- ※資料 1 災害時における車両等の排除業務に関する協定 (資料編 1 1 - 2 8)
2 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定 (資料編 1 1 - 2 9)

第22章 動物の管理 【循環型社会推進課、薬務衛生課、畜産課、公益社団法人愛媛県獣医師会】

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、市町及び県民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

3-22-1 県の活動

- (1) 被災動物の広域的な把握
- (2) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (3) 所有者及び里親探しの情報提供
- (4) 市町等関係機関との連絡調整
- (5) 被災動物救護センターの設置
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) 動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布
- (10) ボランティアの確保、把握
- (11) その他動物に関する相談等

3-22-2 市町の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (5) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 災害死した動物の処理
- (8) その他動物に関する相談等

3-22-3 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

3-22-4 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び市町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 県の活動

- (1) 市町からの要請があったときは、埋却及び焼却処理の処分方法を指導する。
- (2) 市町からの要請があったときは、死亡した獣畜及び家きんの処理について近隣市町及び近隣県へ協力を依頼する。
- (3) 保健所長は、飼養者等から申請があったときは、処理場所が公衆衛生上適当かどうかを判断し、埋却及び焼却処理の許可（家きんの処理については、許可は不要）を与え、処理方法及び公衆衛生上必要な措置について指導する。

2 市町の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について市町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

3 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市町へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、市町の指導を受け、適正に処理する。

※資料 災害時の動物救護活動に関する協定 (資料編 1 2 - 1 6)

第23章 応急住宅対策 【保健福祉課、建築住宅課】

県及び市町は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

3-23-1 県の活動

1 被害状況の把握

市町の被災状況により、県内全体の被災状況を把握する。

2 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 被災状況等を基に、県内の応急仮設住宅の建設戸数を決定する。
- (2) 既に協定を締結している(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。
- (3) 状況により、知事が必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行う。
- (4) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

4 公営住宅等の一時入居

- (1) 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空き家状況を把握する。
- (2) 県営住宅等の空き家に被災市街地復興特別措置法が適用された場合等必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
- (3) 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。

5 民間賃貸住宅の応急住宅としての活用

民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、住宅情報等については、(公社)愛媛県宅地建物取引業協会との協定に基づき、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

6 応急住宅の入居者の認定及び管理

知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。

7 住宅の応急修理

知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。

8 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん

- (1) 県が実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、業者等に協力を求めて調達する。
また、住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は市町が確保についてあっせんする。
- (2) 市町長からあっせんの要請があったときは、知事は(1)に定める者に対し協力を要請する。
- (3) 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼する。
なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。

9 住居等に流入した土石等障害物の除去

知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

10 建築相談窓口の設置

地方局等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

3-23-2 市町の活動

1 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

2 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
- (2) 建設を県から委任された場合は、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を得て建設する。
- (3) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

4 応急住宅の入居者の認定

- (1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- (2) 入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、自らの資力で住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

5 市町営住宅等の一時入居

市町営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

6 応急住宅の管理

- (1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。また、各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (2) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

7 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

8 住宅の応急修理

- (1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
- (2) 市町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

9 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

- (1) 市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量

- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

- (2) 市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請する。

10 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、当該市町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

11 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

- | | | | |
|-----|---|----------------------------|-----------------|
| ※資料 | 1 | 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 | (資料編 1 2 - 4、5) |
| | 2 | 大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 | (資料編 1 2 - 1 0) |
| | 3 | 災害救助法の適用について | (資料編 1 3 - 1) |
| | 4 | 市町別災害救助法適用基準表 | (資料編 1 3 - 2) |
| | 5 | 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 | (資料編 1 3 - 3) |
| | 6 | 災害救助基金の概要 | (資料編 1 3 - 4) |
| | 7 | 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書 | (資料編 1 2 - 1 7) |

第24章 応急教育活動

【私学文書課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課】

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、県及び市町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

3-24-1 応急教育計画

1 実施責任者

- (1) 市町立学校の応急教育は、市町教育委員会が実施する。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校の応急教育は、設置者が実施する。
- (4) 国立学校の応急教育は、管理者が実施する。
- (5) 知事又は県教育委員会教育長は、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、市町教育委員会、又は学校の要請により必要な措置を講じる。

2 応急計画

学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について計画を定めておく。

3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。
なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。
- (2) 学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。
 - ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。
 - イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。
 - ウ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、県又は市町は次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

5 学校が地域の避難所になる場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示を行う。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合には、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市町等と必要な協議を行う。

3-24-2 学用品等の調達

- (1) 学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合は市町長が行う。
 - ア 給付する品目の範囲
 - (7) 教科書及び教材
 - (4) 文房具
 - (ウ) 通学用品
 - イ 給付の額
教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。
 - ウ 給付期間
災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。
 - エ 私立学校の義務教育児童、生徒に対する学用品の給付は上記イ、ウに準じて行う。
- (2) 災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

3-24-3 給食等の措置

災害救助法適用の場合の炊き出し基準による。

3-24-4 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

3-24-5 高等学校及び中等教育学校生徒の災害応急対策への協力

学校長は、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに、学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求める。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

- | | | | |
|-----|---|----------------------|-----------|
| ※資料 | 1 | 災害救助法の適用について | (資料編13-1) |
| | 2 | 市町別災害救助法適用基準表 | (資料編13-2) |
| | 3 | 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 | (資料編13-3) |

第25章 要配慮者に対する支援活動

【防災危機管理課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課】

県及び市町は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

3-25-1 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供や応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から次の協力・援助・支援活動を行う。

- (1) 要配慮者及び社会福祉施設等のり災状況の把握
- (2) 要配慮者への情報提供
- (3) 応援要員の派遣
- (4) 他県及び他市町への応援要請
- (5) 一時保護が必要な要保護者への一時入所あつせん・調整
- (6) 被災母子・父子・寡婦世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付
 - ア 実施機関 県
 - イ 貸付対象 災害等により住宅が半壊・全壊した場合等
 - ウ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5、第36条の額

3-25-2 市町の活動

1 避難行動要支援者の避難誘導

市町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

2 避難所等への移送

市町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居

市町は、応急仮設住宅への収容にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

4 在宅者への支援

市町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず避難所に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障害者に対する援助を適宜提供する。

- (1) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- (2) り災障害者の更生相談

5 応援依頼

市町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第26章 ボランティア等への支援 【保健福祉課】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

3-26-1 県の活動

1 県災害救援ボランティア支援本部の設置

県は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、愛媛県社会福祉協議会と連携して、県災害救援ボランティア支援本部（以下「県支援本部」という。）を県ボランティアセンター内に設置する。

2 県支援本部の構成メンバー

県支援本部は、県社会福祉協議会、NPO、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。

3 県支援本部の任務

- (1) 県内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティア不足状況等の把握
県、市町、市町災害救援ボランティア支援本部（以下「市町支援本部」という。）やボランティア団体等からの情報を取りまとめ、県内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。
- (2) ボランティアや被災住民等に対する情報提供窓口の開設
被災地の状況や救援活動状況やボランティアあっせん窓口等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。
- (3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備
ボランティアが不足すると考えられる場合等において、必要人員、活動内容、活動拠点等の必要な情報をマスコミに提供すること等により、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。
- (4) ボランティアのあっせん
市町支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

4 県支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況や救援活動の状況等の情報を提供する県の窓口を開設するとともに、地方局庁舎その他県有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、災害救援ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 ボランティア休暇制度の周知

職員のボランティア休暇制度の周知を図り、ボランティア活動参加への支援に努める。

3-26-2 市町の活動

1 市町災害救援ボランティア支援本部の設置

市町は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市町社会福祉協議会と連携して、市町支援本部（必要に応じて支部を設置。）を市町ボランティアセンター内等に設置する。

2 市町支援本部の構成メンバー

市町支援本部は、市町社会福祉協議会、市町ボランティアセンター、市町NPO支援センター、NPO、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。

3 市町支援本部の任務

- (1) ボランティア活動に関する情報収集
県、市町、ボランティア団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、市町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。
- (2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設
被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。
- (3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備
ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。
- (4) ボランティアのあっせん
被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

4 市町支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市町支援本部等に提供するとともに、市町庁舎その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

※資料 ボランティア等の応援活動（資料編18-4）

第 27 章 応援協力活動

【消防防災安全課、防災危機管理課、国際交流課、技術企画室、県警本部、第六管区海上保安本部】

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害がおよび、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、各機関は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

3-27-1 県の活動

1 指定行政機関等に対する職員の派遣の要請

(1) 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにしたうえで国の職員の派遣についてあつせんを求める。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あつせんについて必要な事項

2 指定行政機関等に対する応急措置等の実施の要請

知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認められる場合は、災害対策基本法第 70 条第 3 項の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められる場合は、災害対策基本法第 74 条の 3 の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援又は災害応急対策の実施を要請する。

3 指定行政機関等に対する物資又は資材の供給の要請

知事は、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

4 他県及び民間事業者等に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、四国、中四国及び全都道府県の各都道府県知事、並びに民間事業者等との間において、あらかじめ締結した大規模災害時の広域応援等に関する協定に基づき、応援を要請する。また、地方公共団体間での要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと判断する場合は、内閣総理大臣に対して、他の都道府県知事に対して本県又は市町を応援することを求めるよう求める。

5 市町に対する応援

- (1) 知事は、市町長から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援・協力を行う。また、知事は、被災市町の業務レベルが著しく低下したと判断される場合には、市町長からの応援要請の有無に関わらず、災害応急対策等について支援・協力を実施するほか、災害対策基本法第 73 条 1 項の規定に基づき、応急措置の代行を行う。
- (2) 知事は、市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、他の市町長に対し次の事項を示して応援について必要な指示又は調整を行う。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他応援に関し必要な事項
- (3) 知事は、市町長から広域一時滞在について助言を求められた場合は、これについて助言を行い、都道府県外広域一時滞在についての協議要求があった場合は、他の都道府県知事と協議を行うものとする。また、市町が被災によりその事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命、身体を保護し、又は居住場所の確保が困難な場合において、広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、被災市町の市町長に代わって広域一時滞在の協議を行い、又は当該市町長からの要求を待たずに都道府県外広域一時滞在の協議を行う。

6 民間団体等に対する応援協力の要請

- (1) 応援協力要請の対象となる民間団体等
 - ア 青年団体、婦人団体、商工団体、農林水産団体、日本赤十字社奉仕団等
 - イ 大学、高校、各種講習所、養成所等の学生・生徒
 - ウ その他、奉仕活動を申し入れたボランティア団体等
- (2) 応援協力要請の時期及び要請事項
知事は、市町長から要請があったとき、又は知事が必要と認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請する。
 - ア 応援協力を要請する人員
 - イ 作業内容
 - ウ 作業場所
 - エ 集合場所
 - オ その他応援協力要請に関し必要な事項

3-27-2 県警察の活動

1 警察災害派遣隊の運用

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置をとる。

2 都道府県に対する援助要請

公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法（昭和 22 年法律第 162 号）第 60 条に基づく援助要請を行う。

- (1) 援助を必要とする理由
- (2) 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間
- (3) 援助を必要とする場所
- (4) 県内経路（特に道路の損壊がある場合）
- (5) その他必要事項

3-27-3 消防機関の活動

1 県内の消防応援

大規模災害が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難または困難が予想される場合は、災害の態様や動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請〔消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条〕を速やかに行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づく応援要請にあたっては、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

2 緊急消防援助隊

知事は、被害の状況により消防庁緊急消防援助隊の応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。

- (1) 災害の状況及び応援要請の理由
- (2) 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- (3) 応援部隊の進入経路及び集結場所
- (4) 指揮体制及び無線運用体制
- (5) その他必要事項

緊急消防援助隊の要請先は次のとおり。

| 区分 | | 平日 (9:30~18:15) | 左記以外 |
|--------------|-----|---------------------|---------------------|
| 回線別 | | 総務省消防庁広域応援室 | 総務省消防庁宿直室 |
| NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7552 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電話 | 63-90-49013 | 63-90-49102 |
| | FAX | 63-90-49033 | 63-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電話 | 64-048-500-90-49013 | 64-048-500-90-49102 |
| | FAX | 64-048-500-90-49033 | 64-048-500-90-49036 |

3-27-4 市町の活動

1 知事等に対する応援要請等

市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町長等に対する応援要請等

市町長は、当該市町の地域にかかる災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」による。

3 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

市町長は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3-27-5 海上保安庁の支援

1 海上保安庁への支援の要請

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請する。

(1) 支援要請事項

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請手続き

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、松山海上保安部を窓口として海上保安庁第六管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。また、松山海上保安部との連絡が困難である場合には、第六管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請する（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の無線機を搭載）。

- ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(3) 市町長の支援要請の依頼手続き

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について(2)のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

2 海上保安庁との連絡

(1) 情報交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、海上保安部と密接な情報交換を行う。

(2) 連絡員の派遣

大規模災害が発生したときは、松山海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

| 機 関 名 | 電話番号 | 県防災通信システム(地上系) | FAX |
|------------|--------------|---------------------|--------------|
| 松山海上保安部 | 089-951-1197 | 6-6216 | 089-951-7796 |
| 第六管区海上保安本部 | 082-251-5111 | (衛星) 64-034-101-159 | 082-251-5185 |

3-27-6 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策の実施に際して、県外から必要な応援要員・部隊を受け入れた場合、知事及び派遣先の市町長は、これらの要員・部隊の進出・活動する拠点として、あらかじめ指定した広域防災拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園や道の駅等の施設で、進出・活動のための拠点として利用可能なものについても、可能な限り準備する。

3-27-7 従事命令又は協力命令

知事は、災害応急対策を実施するため、人員が不足し、緊急に必要な場合は、災害対策基本法、災害救助法等の規定に基づき従事命令等を発し、応急措置の実施を担保する。

3-27-8 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、自ら作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れられる。

県は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流センター等を通じて通訳ボランティアを確保するとともに、市町等関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。

| | | | |
|-----|----|-------------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定 | (資料編17-1) |
| | 2 | 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目 | (資料編17-2) |
| | 3 | 愛媛県広域応援計画・受援計画 | (資料編17-3) |
| | 4 | 中国・四国広域応援協定 | (資料編17-4) |
| | 5 | 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 | (資料編17-5) |
| | 6 | 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目 | (資料編17-6) |
| | 7 | 愛媛県警察災害警備用装備資機材一覧表 | (資料編18-7) |
| | 8 | 愛媛県緊急消防援助隊受援計画 | (資料編17-9) |
| | 9 | 緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画 | (資料編17-10) |
| | 10 | 広域防災拠点 | (資料編17-13) |
| | 11 | 愛媛県消防広域相互応援協定書 | (資料編4-2) |
| | 12 | 愛媛県消防広域相互応援計画 | (資料編4-3) |
| | 13 | 海上保安部所属巡視船艇 | (資料編11-7) |
| | 15 | 海上保安部航空機要目 | (資料編11-9) |
| | 16 | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | (資料編5-6) |
| | 17 | 大規模災害時における救援支援活動に関する協定 | (資料編5-7) |
| | 18 | 災害時における水輸送の協力に関する協定 | (資料編10-13) |
| | 19 | 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ | (資料編17-7) |

第28章 消防防災ヘリコプターによる支援活動 【消防防災安全課】

各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な支援活動を行うことで、被害の最小化に努める。

3-28-1 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3-28-2 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に、「愛媛県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の別表に掲げる基準に基づき、緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

3-28-3 緊急運航要請手続

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、災害が発生した市町村の長又は消防一部事務組合の消防長若しくは関係行政機関の長が、消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

(連絡先)

| | |
|---------|--------------|
| 緊急連絡用電話 | 089-965-1119 |
| 一般事務用電話 | 089-972-2133 |
| ファクシミリ | 089-972-3655 |

3-28-4 自主出動

運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待ついとまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

- | | | | |
|-----|---|-------------------------|-----------|
| ※資料 | 1 | 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱 | (資料編16-1) |
| | 2 | 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図 | (資料編16-2) |
| | 3 | 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー | (資料編16-3) |
| | 4 | 緊急運航連絡系統図 | (資料編16-4) |
| | 5 | 愛媛県消防防災航空隊 | (資料編16-5) |
| | 6 | 愛媛県内飛行場外臨時着陸場 | (資料編16-6) |
| | 7 | 愛媛県内臨時ヘリポート一覧表 | (資料編16-7) |
| | 8 | 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 | (資料編16-8) |

第29章 自衛隊の活動 【防災危機管理課、自衛隊】

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、県民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

3-29-1 自衛隊への災害派遣の要請

人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

1 派遣要請事項

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- (4) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路又は水路の確保の措置
- (7) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (8) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (9) 被災者に対する給食及び給水支援
- (10) 防災要員等の輸送
- (11) 連絡幹部の派遣
- (12) その他知事が必要と認める事項

2 派遣要請手続

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、まず、陸上自衛隊第14特科隊長に要請する。

また、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣を必要とする場合は、海上自衛隊呉地方総監又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官あてに要請を行う。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 市町長等の災害派遣要請の要求の依頼手続

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請について、2の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求する。

ただし、緊急の場合は、防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第14特科隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

3-29-2 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

3-29-3 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、傷病者等の捜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 通信支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食及び給水の支援
被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
- (11) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

3-29-4 自衛隊の救護班の編成

陸上自衛隊第14特科隊長は、応急医療、救護及び防疫のため、必要に応じ救護班（チーム）を派遣する。

3-29-5 自衛隊との連絡体制

1 情報交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第14特科隊を通じて第14旅団司令部、海上自衛隊にあつては呉地方総監部と、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令部と密接な情報交換を行う。

| 機 関 名 | 電話番号 | 県防災通信システム（地上系） | FAX |
|-------------|--------------|----------------|--------------|
| 陸上自衛隊第14特科隊 | 089-975-0911 | 6-6218 | 089-975-0911 |

| | | | |
|-----------------|--------------|---------------------|--------------|
| 海上自衛隊呉地方総監部 | 0823-22-5511 | (衛星) 64-034-101-158 | 0823-22-5692 |
| 航空自衛隊西部航空方面隊司令部 | 092-581-4031 | — | 092-581-4031 |

2 連絡班の派遣等

知事は、災害発生を予想する段階に至った場合は、陸上自衛隊第14特科隊長に対し、県災害対策本部又は災害警戒本部（本部開設前には、防災危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれにともなう措置の迅速化を図る。

- (1) 陸上自衛隊第14特科隊を通じて、陸、海、空部隊に対し、連絡班の派遣を要請する。
- (2) 自衛隊派遣業務の円滑化を図るため、災害対策本部（災害警戒本部）又は地方本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。

3 自衛隊支援活動の総合調整

知事は、派遣部隊の長と協議し、対策の緊急性や重要性を判断して支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。

3-29-6 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資機材の準備

市町は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入れ

市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

3-29-7 災害派遣部隊の撤収

知事は、当該市町長から撤収の要請があり、派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第14特科隊長、海上自衛隊呉地方総監又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

3-29-8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町が協議する。なお、

必要に応じて県が協議する。

- ※資料 1 自衛隊派遣要請計画 (資料編 17-11)
- 2 陸上自衛隊災害派遣装備品 (資料編 17-12)

第30章 公安警備活動 【県警本部】

大規模災害発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、県、県警察及び市町は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

なお、災害警備に関しては、この計画によるほか、愛媛県警察災害警備実施基礎計画及び各警察署の災害警備実施計画に基づき警備活動を行う。

3-30-1 公安警備の内容

県警察本部は、災害に際して、県民の生命身体及び財産を保護し又は被災地の治安を維持するため、関係機関と協力し、概ね次に掲げる活動を行う。

- (1) 被災情報の収集と伝達
- (2) 被災者の救出救助活動
- (3) 危険区域居住者の避難誘導
- (4) 災害による死体の検案及び行方不明者の捜索
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 災害地における治安の確保
- (7) 広報活動

3-30-2 公安警備部隊の編成

公安警備部隊の編成は、警察本部長の発令する警備体制の区分に応じ、愛媛県警察災害警備実施基礎計画に基づき編成する。

3-30-3 警備体制

1 警備体制の区分

警備体制は、次のとおりとする。

- (1) 準備体制
気象情報等により災害の発生する恐れはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合。
- (2) 警戒体制
気象警報等が発令され、災害の発生が予想される場合。
- (3) 非常体制
大規模災害が発生し、又は発生しつつあるとき。

2 警備体制の発令及び解除

上記各号の警備体制は、警察本部長が災害の規模及び被害状況等に応じ発令又は解除する。

3-30-4 警備措置

県警察本部及び各警察署は、警備体制の各段階において、次により必要な措置及び活動を行う。

1 準備体制

- (1) 準備室の設置
- (2) 情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の点検、整備
- (4) 通信施設等の点検、整備

2 警戒体制

- (1) 警備体制の確立
- (2) 警報の伝達及び指示
- (3) 危険地域の警戒及び避難誘導
- (4) 危険物件等の除去
- (5) 交通規制等の措置
- (6) 広報活動

3 非常体制

- (1) 警備体制の確立
- (2) 被害調査
- (3) 警戒区域の設定と避難誘導
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (6) 広報活動
- (7) 行方不明者の捜索、手配
- (8) 災害による死体の検案及び身元確認
- (9) 犯罪の予防、検挙
- (10) 応急対策の援助

- ※資料 1 防災業務に従事する人員の状況 (資料編18-6)
- 2 愛媛県警察災害警備用装備資機材一覧表 (資料編18-7)

第31章 ライフラインの確保

【消防防災安全課、防災危機管理課、環境政策課、都市整備課、発電工水課、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、四国電力株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国ガス株式会社】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、国、県、市町は情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

3-31-1 水道施設

1 県の活動

県は、あらかじめ定めた行動指針に基づき、必要に応じて、県内の市町に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

2 市町の活動

- (1) あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。
- (2) 応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請する。

3-31-2 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 管渠

周辺住民に対して、一次的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

2 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一次的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの切り回し、仮設沈殿地などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3-31-3 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、災害が発生した場合、各事業者ごとに緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置を講じる。
- (2) 被害の拡大防止と、応急復旧等用水の確保に必要な措置を講じる。
- (3) 必要に応じ、広域的応援体制をとるよう努める。
- (4) 可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

3-31-4 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な

復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

災害が発生、又は発生の恐れがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

- (1) 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。
- (2) 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

4 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

5 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

6 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

7 危険予防措置

送電が危険な場合および警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

8 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

- (1) 水力・火力・原子力発電設備
共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (2) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。
- (3) 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- (4) 配電設備
応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。
- (5) 通信設備
可搬型電源、移動無線機等の活用により通信回線を確保する。

9 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

3-31-5 ガス施設

1 災害対策組織の編成

ガス事業者は、災害が発生、又は発生の恐れがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、ガス施設の被害状況、ガス供給停止による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国、地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

3 応急措置及び復旧対策

- (1) ガス事業者は、災害が発生し、設備に危険が想定される時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止に努める。
- (2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。
- (3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、事業者の支店及び関連会社等により速やかに復旧する。
- (4) 被災した製造所等の設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。
- (5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区より、速やかにガス供給の再開を行う。
- (6) 避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

4 動員・応援体制

- (1) ガス事業者は、動員計画に基づき要員の確保に努めるとともに、必要に応じて、本店及び他支店等への応援要請を行う。
- (2) 災害の規模に応じて、(一社)日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

5 資材の確保

ガス事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

6 広報の実施

- (1) ガス事業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況や復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

3-31-6 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

災害の発生又は発生の恐れがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

- (1) 通信の非常疎通措置
災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規定の定めるところによる利用制限等の実施
 - ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱
 - エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携
 - オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携
 - カ 災害救助法が適用された場合等の避難所への特設公衆電話の設置
 - キ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設
- (2) 災害時における広報
災害の発生又は発生の恐れがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

(3) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

(4) 災害時における災害用資機材の確保

ア 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

ウ 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市町等の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害復旧

ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実施にあたっては、これに積極的に協力する。

2 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

(3) iモード災害用伝言板の開設

3 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(1) 電気通信施設の整備及び保全

(2) 災害時における電気通信の疎通

(3) 災害用伝言板サービスの提供

※資料 災害時における応急対策活動に関する協力協定 (資料編8-7)

第3章 郵便事業の運営維持 【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社四国支社は、災害時においても各種の郵便事業の運営維持に努める。

3-3-2-1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。また、避難所に避難した人にも送達できるよう市町との避難者情報の共有手段の確保に努める。

3-3-2-2 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第33章 豪雪災害防止活動

【私学文書課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、砂防課、道路維持課、義務教育課、高校教育課、県警本部】

県内に、豪雪があった場合には、なだれ等危険個所の把握に努めるとともに、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

3-33-1 道路の除雪対策等

1 除雪路線

道路管理者は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図る。

2 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。

3 除雪体制の整備

道路管理者は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、県内全般の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図るものとし、各道路管理者間の連絡調整を図る。

道路管理者は、あらかじめ管内の市町及び民間業者の保有する除雪機械を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討を加え、協力体制を確立しておく。

4 雪捨場の指定

家屋連たん地域の除雪にあたっては、道路管理者と市町は、雪捨場及び排雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないようにする。

5 災害発生時における広報活動

道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは迂回路などの道路情報を報道機関、道路情報提供装置等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

6 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする（第8章6 道路交通確保の措置のとおり）。

3-33-2 なだれ対策

1 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、市町は、管内の巡視を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなど緊急措置を講じる。

2 退避

気温上昇によりなだれの危険が増大したときは、市町は、関係機関と緊密に連絡をとり、危険世帯に対して警告、避難勧告あるいは避難指示を行う。

3 児童生徒等に対する措置

市町長、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

3-33-3 学校教育対策

1 施設の保全管理

老朽建物をはじめ、渡り廊下、ひさし等の補強に努め、屋根の雪おろしは早めに行って、雪ずりの危険を避けるとともに、施設保全に万全を期する。

2 関係機関との連携

学校長は、児童生徒等の自力での登下校が不可能と判断した場合は、その旨を直ちに各家庭に連絡し、交通機関等の協力を得て、安全な交通手段の確保に努める。

なお、次の事態が発生した時は、その状況を下記の系統により速やかに報告する。

- (1) 臨時休業した時
- (2) 児童生徒等に事故があった時
- (3) 学校施設に事故が発生した時
小中学校 → 市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会
県立学校 → 県教育委員会
私立学校 → 私学文書課

3-33-4 主要食料の確保

1 応急用米穀の確保

県は、山間へき地等で雪害が発生した場合は、その地帯の住民に対して必要期間分の応急用米穀の供給が円滑に行われるよう農林水産省生産局及び米穀卸売業者と協議して、所定の手続きをとる。

2 生活必需物資及び家畜飼料の備蓄

県は、市町を通じて、生活必需物資、家畜飼料の備蓄指導を行う。

- (1) 山間へき地や離島など直接積雪の影響を受ける地帯はもとより、市街地の家庭に対しても極力相当量の応急用野菜、保存食品及び燃料等の生活必需物資を備蓄する。
- (2) 必要予定量の精米を米穀販売業者並びに各家庭に備蓄する。
- (3) 家畜の購入飼料については、農家における貯蔵はもちろん、農業協同組合においても相当量の飼料確保を行い、農家需要に即応できるようにする。また、粗飼料については、降雪期に入る前にできる限り貯蔵する。

3 生活必需物資の緊急輸送

豪雪のため、食料品等生活必需物資が枯渇した場合における対策については、状況に応じて関係機関と協議のうえ、緊急輸送を行うなど適宜適切な措置を講じる。

3-33-5 生産物の搬出

1 生乳

- (1) 県は、生乳輸送に関し、愛媛県酪農業協同組合連合会と乳業者間の緊密な連携が必要であるので、あらかじめ関係者間で打合せを行い、地域の実情に応じた措置の実施について関係機関に指導を行う。
- (2) 集乳所の設備の強化等について指導する。

2 林産物

木炭及び木材については、関係団体と緊密な連携をとり、緊急需要に支障が生じないように留意する。

3-33-6 保健衛生及び医療措置

1 急患の措置

県は、豪雪に閉ざされた地域で、緊急に医療を施さなければならない患者が発生した場合は、次の措置を実施する。

- (1) 保健所等で編成した救護班の派遣
- (2) 近隣医療機関との連絡
- (3) 特に緊急の場合は、航空機による緊急輸送

2 医薬品の確保

血清やワクチン等について緊急需要に支障のないよう留意する。

3 その他

豪雪に閉ざされた地域では、県民の栄養障害の防止、食品の衛生的処理等について注意を喚起するとともに、雪どけによる飲料水、し尿処理対策に留意し、防疫の万全を図るよう指導する。

3-33-7 他の機関に対する協力（鉄道、電力、通信）

各機関は、関係機関との密接な連携を保ち、あらかじめ、あるいはその都度対策を確立し、特に要員の確保について協力する。

3-33-8 交通規制・緊急通行車両の通行確保

警察本部は、なだれの危険区域等の道路の危険防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、道路交通の状況等に対応した交通規制を行う。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察等の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

また、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対し車両の移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

第34章 海上災害応急活動

【防災危機管理課、漁港課、港湾海岸課、県警本部、四国地方整備局、第六管区海上保安本部】

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼす恐れのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

3-34-1 実施責任機関

1 大規模海難が発生した場合

海上保安部が中心となり、県、警察、市町、消防機関等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じ災害対策本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策にあたる。

2 大量流出油等災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、下記機関が連携のもと応急対策にあたるほか、必要に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、排出油等の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、同協議会会長（各海上保安部長）が、総合調整本部を設置し、活動の調整を行う。

また、流出油等が沿岸に漂着する恐れがあるときは、状況に応じて県及び沿岸市町が災害対策本部等を設置し、関係機関の連携のもと応急対策にあたる。

- (1) 県（港湾、漁港管理者を含む。）
- (2) 市町（消防機関を含む。）
- (3) 警察機関
- (4) 四国地方整備局
- (5) 松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部
- (6) 排出の原因者

3-34-2 関係機関相互の通報連絡

県、市町及び海上保安部等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、別添のとおりである。

2 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- (1) 事故発生の日時及び場所
- (2) 事故の原因と被害の状況
- (3) 応急措置の状況
- (4) 復旧見込
- (5) その他必要な事項

3-34-3 県の活動

海上における災害の発生が予想される段階においては、海上保安部等と連携を密にしながら、関係機関への情報伝達や指示を行うなど応急対策活動に対する協力をを行う。

流出油が沿岸に漂着する恐れがある場合は、海上保安部、沿岸市町、警察、消防機関、漁業協同組合等と、また、漂着した場合には、沿岸市町、警察、消防機関等と連携のもと応急対策活動を実施する。

1 情報の収集・伝達

県は、沿岸部への流出油漂着状況等の災害情報を的確に把握し、関係機関へ必要な情報を通報・伝達する。

情報の収集にあたっては、沿岸市町及び海岸、港湾、漁港、河川の管理者等を通じて実施するとともに、県消防防災ヘリコプターを活用する。

2 災害対策本部等の設置

県は、災害の状況に応じ、災害対策本部（災害警戒本部）を設置し、応急対策活動の総合調整を行う。

また、国において、現地連絡調整本部又は非常災害現地対策本部が設置された場合には、これと連携を図るため、直ちに、現地災害対策本部を設置し、現地での統一的な防災活動を実施する。

3 流出油等防除資機材の調達

県は、流出油等の防除に必要な資機材の調達を行う。

調達にあたっては、県保有の資機材及び県内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、国、他の都道府県等に応援を要請する。

調達する主な防除資機材は、次のとおりである。

- (1) 油吸着マット
- (2) 油処理剤
- (3) オイルフェンス
- (4) 油吸収ポンプ
- (5) 消火剤
- (6) 空ドラム缶
- (7) ひしゃく
- (8) むしろ
- (9) 土のう
- (10) 油回収船等

4 関係防災機関の総合調整

県は、次のとおり応急対策活動の実施、関係機関への応急対策活動の要請及び各機関の応急対策活動の総合調整を行う。

- (1) 流出油等の防除作業及び協力
- (2) 回収油等の処理
- (3) 関係防災機関に対する応急対策活動の推進に関する協力要請
- (4) 救護班の派遣又は派遣要請
- (5) 広域応援協定等に基づく他の都道府県への応援要請
- (6) 自衛隊の派遣要請
- (7) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (8) 国に対する報告及び応援要請
- (9) 関係隣接県との連絡調整
- (10) その他必要な事項

3-34-4 県警察の活動

県警察は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集と付近住民への広報活動
- (2) 付近住民等の避難誘導
- (3) 緊急車両通行路の確保と交通規制
- (4) 警戒区域の設定と警戒警備

- (5) その他災害現場における必要な措置

3-34-5 市町の活動

市町（消防機関を含む）は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- (2) 防除作業に必要な資機材の調達
- (3) 流出油等の防除作業及び協力
- (4) 回収油等の処理
- (5) 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (6) 県又は他の市町に対する応援要請
- (7) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (8) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
- (9) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (10) その他必要な事項

3-34-6 四国地方整備局の活動

四国地方整備局は、昭和 50 年 3 月 31 日付、運輸省港湾局と海上保安庁との確認事項に基づき、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び情報連絡
- (2) 流出油等の防除作業及び協力
- (3) その他必要な事項

また、四国地方整備局は、開発保全航路等については、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に通報するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧等を行うものとする。

3-34-7 海上保安部の活動

海上における災害の発生が予想される段階から、必要に応じ職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図る。

海上における災害が発生したときは、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難退避、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行うものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

1 情報の収集・伝達

海上における事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船舶・航空機、航行警報等を活用し、積極的に情報を収集・伝達する。

2 海難救助等

災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、海難救助を行う。

3 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出した場合は、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 流出油等の拡散、性状等の調査及び評価
- (2) 流出油等に関する情報の関係機関への提供
- (3) 防除措置義務者への指導等
- (4) 流出油等の防除作業
 - ア 拡散防止措置

- イ 回収措置
- ウ 分散処理
- (5) 防災関係機関への協力要請
- (6) 海上災害防止センターへの指示

4 緊急輸送

必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送を行う。

5 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等を支援する。

6 海上交通安全の確保

必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行い、海上交通の安全を確保する。

7 治安の維持

情報の収集に努め、必要に応じ、船舶・航空機等により、犯罪の予防・取締り、警戒を行う。

8 危険物の保安措置

必要に応じ危険物積載船舶等の移動命令等の指導を行い、危険防止措置を講じる。

9 広報

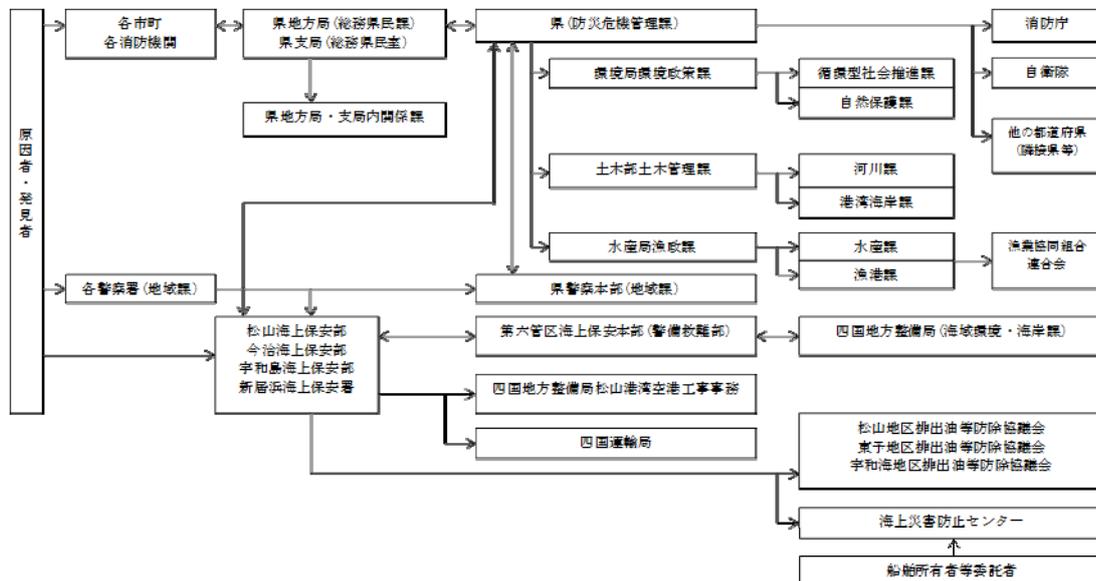
災害発生後は、海上の安全の確保を図り、かつ、国民の理解と協力を得ることができるようになるため、海上における事項について関係先との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報を実施する。

3-34-8 関係団体・企業等の協力措置

関係団体・企業等は、おおむね次に掲げる活動を実施する。

- (1) 海上保安部その他関係機関への事故情報の通報、連絡
- (2) 応急対策活動用資機材の備蓄及び調達
- (3) 自力による応急対策活動の実施
- (4) 海上保安部の指示に基づく応急措置の実施
- (5) その他必要な事項

通報連絡系統



第35章 航空災害応急活動

【消防防災安全課、防災危機管理課、県警本部、大阪航空局、第六管区海上保安本部】

松山空港事務所、県、市町及び防災関係機関は、松山空港及び隣接区域において、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

また、松山空港及び隣接区域以外の地域において、災害が発生した場合には、県、市町及び防災関係機関は、松山空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

なお、県内において、自衛隊及び米軍の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合には、「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会」（以下「協議会」という。）を中心に各種応急対策を実施する。

3-35-1 大阪航空局（松山空港事務所）の活動

松山空港及び隣接区域において、航空機事故が発生したとき、又は、発生する恐れがある時は、「松山空港緊急計画」に基づき、関係機関と協力して、次の措置を講じる。

- (1) 航空機事故が発生した時、又は、発生する恐れがある時は、情報収集を行い、必要な情報を関係機関に提供するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため、必要な措置を講じる。
- (2) 多数の死傷者が発生した時は、「松山空港緊急計画」に基づき、関係機関と連携し、消火救難・救急医療活動を実施する。
- (3) 災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。
- (4) 空港の利用にあたっては、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図るなど災害時に即した航空管制及び情報提供を行う。

3-35-2 県の活動

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、消防防災ヘリコプター等を活用して、情報収集を行う。
- (2) 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を指示する。
- (3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣、又は待機する。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

3-35-3 市町の活動

- (1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「松山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。
- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
- (4) 災害の規模が大きく地元市町で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

3-35-4 県警察の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生の恐れがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。
- (2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

- (3) 事故発生地及びその周辺において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (4) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出を行うとともに、死者が発生したときは、死体の収容、搜索、処理活動等を行う。また、墜落現場の搜索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

3-35-5 海上保安部等の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生の恐れがある場合は、情報収集に当たるとともに、巡視艇、航空機等を活用し、海上における搜索活動を実施する。
- (2) 海上における災害救助活動を実施するとともに、必要に応じ、市町等の活動を支援する。
- (3) 船舶交通の安全を図るため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

3-35-6 協議会の活動

- (1) 自衛隊及び米軍の航空機にかかる事故発生時の通報内容については、協議会において定める「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」（以下「要綱」という。）に基づき通報を行う。
- (2) 自衛隊及び米軍の航空機にかかる事故発生時の応急救助活動については、協議会において定める要綱の役割分担により、迅速かつ円滑な救助活動を実施する。

- ※資料 1 松山空港緊急計画 (資料編15-1)
2 米海兵隊航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約・要綱 (資料編15-2)

第36章 鉄道施設災害の応急活動

【交通対策課、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

鉄道事業者は、鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施する。

3-36-1 災害対策本部等の設置

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

3-36-2 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集伝達に努める。

3-36-3 災害応急措置及び復旧対策

鉄道事業者は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、次の措置を可及的速やかに行う。

- (1) 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (4) 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行う。

3-36-4 旅客等への広報

- (1) 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について案内等を行う。

3-36-5 避難誘導

- (1) 乗務員は、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

第37章 危険物施設等の安全確保 【消防防災安全課、薬務衛生課】

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

3-37-1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講じるとともに、警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じること。
- (3) 爆発による被害を受ける恐れのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

3-37-2 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講じるとともに、知事（消防防災安全課）、警察官及び消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講じる。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため市町、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

3-37-3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、県、市町及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講じる。

- (1) 災害が発生し又は発生する恐れがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

3-37-4 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講じる。

2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染する恐れがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

- ※資料 1 毒物劇物製造業者名簿 (資料編 1 4 - 1)
- 2 毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図 (資料編 1 4 - 2)
- 3 毒物劇物の災害時における事故処理要領 (資料編 1 4 - 3)

第38章 大規模火災応急活動 【消防防災安全課、県警本部】

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

3-38-1 県の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、市町等から情報収集するとともに、消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請するとともに、市町からの要請に応じて自衛隊の派遣要請を行う。
- (4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3-38-2 市町の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行う。
- (5) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (6) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

3-38-3 県警察の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

※資料 愛媛県消防広域相互応援協定書（資料編4-2）

第39章 林野火災応急活動 【消防防災安全課、県警本部、自衛隊】

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

3-39-1 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町等からの情報提供に加え、速やかに消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 地元市町からの要請に応じて、消防防災ヘリコプターを出動させ、空中消火等を行うとともに、自衛隊に対し派遣要請を行う。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3-39-2 市町の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

3-39-3 県警察の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

- ※資料 1 愛媛県消防広域相互応援協定書（資料編4-2）
2 林野火災応急対策用の資機材（資料編4-6）

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、県、市町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 公共施設災害復旧対策

【農地整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路維持課、都市整備課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、防災危機管理課、循環型社会推進課、県警本部、海上保安部】

指定行政機関の長及び指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

4-1-1 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。
- (9) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4-1-2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

2 県の活動

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受けると必要と思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。
- (2) 知事は、被災概要を内閣総理大臣に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。
- (3) 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続き等を実施する。

3 市町の活動

- (1) 市町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

4-1-3 災害査定促進

災害が発生した場合には、被災市町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

4-1-4 海上災害復旧・復興対策

県並びに被災市町は、被災地の復旧・復興にあたり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講じる。

1 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

※資料 局地激甚災害指定基準（資料編 1 9 - 9）

第2章 復興計画

【防災危機管理課、総務管理課、財政課、総合政策課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課、都市計画課、教育総務課、公営企業管理局総務課】

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの方が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4-2-1 復興計画の作成

1 県の活動

- (1) 計画の策定
知事は、必要があると認めるときは、復興計画を策定する。
- (2) 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- (3) 計画の基本方針
計画策定に当たっては、県の長期計画との調整を図る。
- (4) 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、県民に周知し、被災地の復興を促進する。
- (5) 国・市町との調整
計画策定に当たっては、県内の被災市町が策定する復興計画との整合を図るとともに、国や他の被災県との調整を行う。

2 市町の活動

- (1) 計画の策定
市町長は、必要があると認めるときは、復興計画を策定する。
- (2) 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- (3) 計画の基本方針
計画策定に当たっては、市町の総合計画との調整を図る。
- (4) 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。
- (5) 国・県との調整
計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

3 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

- (1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。
- (2) 市町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (3) 県は、被災市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂

行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

- (4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。
- (5) 市町は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

4-2-2 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 県及び市町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 県及び市町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 県及び市町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 県及び市町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 県及び市町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 県及び市町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 県及び市町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 県及び市町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4-2-3 復興財源の確保

1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

3 県の活動

- (1) 財政需要見込額、被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
 - ア 復旧・復興事業
 - イ その他

- (2) 発災年度の予算執行の調整
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施できるよう予算執行の調整を図る。
- (3) 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

4 市町の活動

- (1) 財政需要見込額の算定
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
 - ア 復旧・復興事業
 - イ その他
- (2) 発災年度の予算執行方針の策定
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
- (3) 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

5 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

- (1) 県の活動
 - ア 地方債の発行 復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策
復興を目的とした宝くじの発行等により、復興財源の確保を検討する。
 - ウ 国への要望
復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望する。要望に当たっては、市町要望を踏まえたものとする。
- (2) 市町の活動
 - ア 地方債の発行 復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策
復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

- ※資料 1 土地区画整理事業実施業況 (資料編19-1)
- 2 大規模災害からの復興に関する法律の概要 (資料編19-10)

第3章 災害復旧資金

【保健福祉課、産業政策課、経営支援課、農政課、農業経済課、林業政策課、漁政課、建築住宅課、四国財務局、日本銀行】

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

4-3-1 四国財務局（松山財務事務所）の活動

1 現金供給の確保及び決済機能の維持

- (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。
- (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のため必要な措置を講じるとともに、金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

3 非常金融措置の実施

四国財務局松山財務事務所及び県は、日本銀行松山支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行うとともに、報道機関等の協力を得て、県民に対して周知徹底を図る。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引替えに関する必要な措置

4-3-2 日本銀行松山支店の活動

- (1) 被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握
- (2) 必要と認められる復旧資金の融通に関する金融機関等の迅速適切な措置についての指導

4-3-3 災害復興住宅の建設

県は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

4-3-4 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 県の活動

- (1) 中小企業の被災状況の把握
市町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。
イ 次の施策を必要に応じ実施する。
 - (ア) 相談所の設置
 - (イ) 電話相談の実施
 - (ウ) パンフレットの作成・配布

- (3) 資金需要の把握
中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
- (4) 事業の場の確保
中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗の提供等を行う。
- (5) 金融面での支援
ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。
イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
- (6) 金融機関等への協力の要請
中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
- (7) 新たな支援制度の検討
被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。
- (8) 国への要望
中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

3 市町の活動

- (1) 中小企業の被災状況の把握
県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- (2) 事業の場の確保
事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
- (3) 支援制度・施策の周知
中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4-3-5 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

2 県の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
市町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
ア 市町や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。
イ 次の施策を必要に応じて実施する。
 - (ア) 相談所の設置
 - (イ) 電話相談の実施
 - (ウ) パンフレットの作成・配布
- (3) 天災融資法に関する措置の実施
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。
- (4) 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施
農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。
- (5) 金融面での措置
県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。
- (6) 金融機関への協力の要請
資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、融資機関等に要請し協力を求める。

3 市町の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
- (2) 支援制度・施策の周知
農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

- ※資料
- | | | |
|---|------------------|------------|
| 1 | 災害復旧貸付制度の概要 | (資料編 19-3) |
| 2 | 中小企業振興資金 | (資料編 19-4) |
| 3 | 災害復旧高度化事業の概要 | (資料編 19-5) |
| 4 | 日本政策金融公庫災害資金等の概要 | (資料編 19-6) |
| 5 | 天災資金の概要 | (資料編 19-7) |

第4章 被災者等に対する支援

【税務課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、企業立地課、観光物産課、労政雇用課、雇用対策室、建築住宅課】

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、県、市町及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講じる。

4-4-1 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 県の活動

- (1) 被災状況の把握
要配慮者の被災状況や生活実態、社会福祉施設等の被災状況等調査を市町等と協力しながら実施する。
- (2) 一時入所の調整・あっせん
社会福祉施設や関係機関と調整を行い一時入所のあっせんを行う。
- (3) 巡回健康相談
市町と協力して、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、要配慮者の心身の健康保持に努める。
- (4) 被災児童への相談援助
児童相談所等に配置されている心理職による相談援助を実施し、被災児童の心のケアに努める。

3 市町の活動

- (1) 被災状況の把握
次の事項を把握して県に報告する。
ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
イ 社会福祉施設の被災状況
- (2) 一時入所の実施
県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。
- (3) 健康管理の実施・巡回健康相談
県（保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (4) 成年後見制度の利用
義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

4-4-2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の募集

県及び被災市町は、企業等からの義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に限って義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 義援金の募集

(1) 県の活動

ア 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。

イ 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(2) 市町の活動

市町への義援金を受け付けるために、市役所や町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

4 配分委員会の活動

配分委員会は、以下のことについて協議決定する。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ 配分状況の公表

オ その他義援金配分に関すること

4-4-3 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

2 県

市町の災害弔慰金等の対象者及び支給状況の把握

3 市町

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び市町条例に基づき支給する。

4-4-4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

2 県の活動

(1) 被災状況の把握

ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。

イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

(2) 被災者に関する情報提供

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

(4) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(5) 資金の貸付等

県は、被災者のうち要件に該当する者に対して、市町や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。

ア 生活福祉資金

イ 母子福祉資金

ウ 父子福祉資金

エ 寡婦福祉資金

オ 災害援護資金

(6) 国への要望

国に対し、国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

3 市町の活動

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 死亡者数

イ 負傷者数

ウ 全壊・半壊住宅数 等

(2) 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

(3) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(4) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(5) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

4-4-5 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県及び市町は、次の措置を講じる。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(2) 県の活動

- ア 住宅復興計画の策定
必要に応じて、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。
- イ 住宅再建支援
被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ支援策を検討する。
- ウ 民間賃貸住宅の供給促進
民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ支援策を検討する。
- エ 公的住宅に関する協議
公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について市町と協議する。
- オ 県営住宅等の供給
必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の県営住宅を供給する。
- カ 住宅に関する情報提供
協定を締結した（公社）愛媛県宅地建物取引業協会からの民間賃貸住宅情報や公的住宅の入居等に関する情報等を提供し、自立再建を支援する。

(3) 市町の活動

- ア 住宅復興計画の策定
県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
- イ 県との協議
公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。
- ウ 市町営住宅等の供給
必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市町営住宅を供給する。
- エ 住宅に関する情報提供
相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 雇用対策

(1) 県の活動

- ア 雇用状況の把握
愛媛労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。
- イ 事業者支援の実施
県内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
- ウ 離職者セーフティネットの拡充
雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要請する。
- エ 再就職の支援
離職者の再就職を促進させるため、次の施策を講じる。
 - (ア) 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施
 - (イ) 公共職業能力開発施設等での職業訓練、能力開発の実施
 - (ウ) 求人開拓の実施
 - (エ) 合同就職説明会等の開催

(2) 市町の活動

- 雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、県及び市町は、次の措置を講じる。

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

- (2) 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法が適用された場合において、県は、規定額の範囲内で特別基準があったものとして、家屋補修費の支給を行う。

4-4-6 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 県の活動

(1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報 等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

(3) 外国人への広報

外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。

(4) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

3 市町の活動

(1) 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や上記2(1)の内容を広報・PRする。

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

4-4-7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

1 県の活動

(1) 企業誘致活動の実施

企業誘致促進のためのセミナー、イベントを開催する。

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ市町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

ア 県内における観光地の復興イベント等の実施

イ 県外における誘客イベント等の実施

ウ マスコミを活用したPR

エ 大規模な会議等の誘致

2 市町の活動

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

| | | | |
|-----|---|---------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 被災者生活再建支援法の概要 | (資料編 19-8) |
| | 2 | 災害援護資金貸付制度の概要 | (資料編 19-2) |
| | 3 | 災害復旧貸付制度の概要 | (資料編 19-3) |
| | 4 | 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書 | (資料編 12-9) |
| | 5 | 中小企業振興資金 | (資料編 19-4) |
| | 6 | 災害復旧高度化事業の概要 | (資料編 19-5) |
| | 7 | 日本政策金融公庫災害資金等の概要 | (資料編 19-6) |
| | 8 | 天災資金の概要 | (資料編 19-7) |